

設置の趣旨等を記載した書類

〈目次〉

1. 設置の趣旨及び必要性	3
1 - 1. 獨協医科大学の沿革と看護学教育の歴史	
1 - 2. 看護学研究科博士後期課程設置の趣旨	
1 - 3. 設置の必要性	
1 - 4. 養成する人材像	
1 - 5. 教育研究対象とする中心的な分野	
2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	8
3. 博士後期課程の教育理念及び教育目標	9
3 - 1. 博士後期課程の教育理念	
3 - 2. 博士後期課程の教育目標	
3 - 3. 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー：DP)	
3 - 4. 修了後の進路	
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	10
4 - 1. 教育課程の編成の考え方	
4 - 2. 教育課程の編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー：CP)	
4 - 3. 教育内容	
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	14
5 - 1. 教員組織編成・配置の基本的考え方	
5 - 2. 教員の年齢構成	
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
6 - 1. 教育方法	
6 - 2. 標準修業年限	
6 - 3. 履修ガイダンスの方法	
6 - 4. 履修指導・研究指導の方法	
6 - 5. 成績評価 (単位認定)	
6 - 6. 博士論文作成スケジュールとプロセス	
7. 施設・設備等の整備計画	24
7 - 1. 教育・研究施設・設備	
7 - 2. 図書館	
8. 既設の看護学部並びに博士前期課程との関係	26

1. 設置の趣旨及び必要性

1 - 1. 獨協医科大学の沿革と看護学教育の歴史

明治 14 (1881) 年に創立された獨逸學協会を母体とし、明治 16 (1883) 年に開校した獨逸学協会学校に源を發する学校法人獨協学園は、哲学・医学・法曹を中心に多くの人材を輩出してきた。昭和 23 (1948) 年の中学・高校の発足を経て、昭和 39 (1964) 年に獨協大学、昭和 48 (1973) 年に、「学問を通じての人間形成」を建学の精神とする獨協医科大学（以下、「本学」と記載）を設立した。翌年の昭和 49 (1974) 年には、獨協医科大学病院を開院した。

本学における看護学教育は、昭和 49 (1974) 年に設置した獨協医科大学附属高等看護専門学院（現在の「附属看護専門学校」）にはじまる。平成 19 (2007) 年、建学の精神に則り、患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を養成するという教育理念の下、専門職業人として成長するための基礎的な能力を養成することを目的として、看護学部を開設した。また、助産師数の低迷や就業者の高齢化が課題となっている栃木県（以下、「本県」と記載）並びに近隣県からの要望を受け、平成 23 (2011) 年に助産学専攻科を併設した。さらに、平成 24 (2012) 年、看護学部を基盤として、広く社会から信頼され、看護の質の向上並びに看護学とその学際的發展に寄与できる、高度な看護実践能力と研究的思考能力を備えた看護実践者、看護管理者、看護教育者・研究者を養成することを目的として、看護学研究科修士課程（令和 5 (2023) 年 4 月の看護学研究科課程の変更に併せ、博士前期課程に改称する。以下、「博士前期課程」と記載）を開設した。平成 26 (2014) 年には、論文コースに加え、より高度な看護実践能力を備えた看護実践者を養成するため、専門看護師コースを開設し、保健医療福祉の知識基盤社会を支える看護職者を養成している。

他方、看護学部、博士前期課程及び助産学専攻科に関連した組織として、地域社会における健康課題等をテーマとし、解決するための知見や方策を地域の人々と大学が共に創出し、また、共に学生を育てていくことを具現化することを目的に、平成 27 (2015) 年 4 月に地域共創看護教育センターを設置した。令和 4 (2022) 年 4 月には、新たな感染症被害が世界的規模で拡大する状況を背景とし、感染症に関する専門的な知識・技術を持つ看護職者を養成する感染管理認定看護師教育課程 B 課程を開設する予定である。

1 - 2. 看護学研究科博士後期課程設置の趣旨

わが国は、世界に類を見ないスピードで社会の高齢化の進展に伴い、老年世帯や独居高齢者、また、慢性疾患や身体障害を有しながら地域社会において生活する人々も増加している。一方で、産業構造の変化や経済活動のグローバル化、情報化社会への移行、さらには、コミュニティの脆弱化や核家族化の進展、生活スタイルの変化等により、いわゆる「ストレス社会」が到来し、その影響により、生活習慣病や精神疾患を有する人々も増加している。近

年では、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症による被害が拡大・深刻化・長期化し、人々の健康や生活に大きな影響を及ぼしている。これらを背景として、国民の健康や生活に対する認識は変化しており、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉の取り組みに対するニーズは多様化している。

本学は、獨協医科大学病院、獨協医科大学埼玉医療センター、獨協医科大学日光医療センターの3つの関連病院（約2,300床）を擁し、そのうち、獨協医科大学病院と獨協医科大学日光医療センターは、本県内に設置し、県民の健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けて多様なニーズに応えている。獨協医科大学病院は、特定機能病院として、高度医療の提供と開発や保健医療福祉に関する研究・教育を行い、地域の保健医療福祉の中核的な役割を担っている。また、認知症疾患医療センター、総合周産期母子医療センター、とちぎ子ども医療センターを併設し、現代医療が抱える課題に取り組んでいる。さらに、北関東地域連携によるドクターヘリの運用により県内全域の三次救急医療の一端を担い、広域にわたり高度急性期医療を提供している。獨協医科大学日光医療センターは、県北西部の基幹病院として、地域社会が求める急性期医療やリハビリテーションを提供している。

また、地域共創看護教育センターは、令和3（2021）年4月に学長直属の組織として再編成され、地域社会の保健医療福祉の質の向上への寄与並びに地域社会に貢献できる看護職者の養成を目的として、地域貢献事業とキャリア開発事業を実施している（資料1）。地域貢献事業は、地域社会や地域の人々を主たる対象とし、健康課題や保健医療福祉上の課題をテーマとし、看護学の専門的な知識・技術、研究成果をリソースとして活用しながら、地域の人々と共に課題を解決するための知見や方策を創出すること、また、事業の対象者に適した形に内容や場を柔軟に変更しながら実施することに特長がある。キャリア開発事業は、保健医療福祉関連機関に勤務する看護職者を主たる対象とし、研究方法に係る講義や研究指導、看護ケアやケアシステム、教育支援プログラムに係る最新の知見や実践事例を提供し、看護実践能力や研究能力の向上、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントする能力の向上を図る点に特長がある。令和3（2021）年度は、6つの地域貢献事業と6つのキャリア開発事業を実施している（資料2）。その一例を挙げると、地域貢献事業である「自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator, AED）啓発活動」（事業名：「看護師によるAED啓発活動「First AED」）は、AEDの使用が一般市民にも認められ、保健所等の公共施設や企業・学校等で講習会が行われているにも関わらず、半数以上の人々が「AEDを使えない」と回答した地域社会の実態を踏まえた事業である。この事業を実施するにあたり、本県内の医療機関に就業する看護師を中心に設立したボランティア活動団体と連携することで、看護師の持つ専門的な知識・技術をリソースとして活用している。また、高齢化が進展する地域社会という特徴を踏まえ、高齢者を事業の対象とし、高齢者が定期的に集まる老人会や地域の祭り等に出向いて、事業を実施している。さらに、AEDに関する講習に、「健康な生活を送るための注意点」という看護職者並びに看護学教育に携わる教員、学生ならでの内容を加味することで、総合的な健康啓発活動として発展させて事業

を展開している。

今後、感染管理認定看護師教育課程の開設に伴い、地域共創看護教育センターにおける新たな事業として感染管理認定看護師養成事業を実施する計画である。

本県では、本学を含め、4つの看護系大学において看護職者を養成している。県が設置する看護系大学をもたない本県において、看護職者の養成のための看護学教育の拠点となることが、本学の役割として期待されている。看護学部では、「豊かな感性と倫理観に基づく看護を実践できる」、「看護の対象を総合的に理解し、科学的な知識・技術に基づいた看護を実践できる」、「保健・医療・福祉チームの一員として、看護の役割と責任をもって協働できる」、「主体的学修能力を身につけ、看護の発展や質の向上に貢献できる」、「国際的視野を持ち看護を実践できる」を教育目標に看護職者を養成している。また、博士前期課程では、「高度な専門的知識・能力をもち地域貢献できる看護実践者」、「高度なマネジメント能力を有する看護管理者」、「優れた教育能力や創造性豊かな研究能力を持つ看護教育者・研究者」という人材育成に取り組んでいる。看護学部では、開設以来、卒業生の4割以上が本県内の保健医療福祉関係機関に就業し、県民の健康課題の解決に貢献している。博士前期課程の修了生は、本県内はもとより、全国の保健医療福祉関係機関に就業し、リーダー的存在として高度かつ専門的な看護を実践できる看護実践者や人的・物的資源や情報等を効果的にマネジメントできる看護管理者として活躍しており、健康課題の解決並びに地域の保健医療福祉の発展に貢献している。また、看護系大学等の高等教育機関における教育・研究者としても活躍している。

今後、社会の変化、疾病構造の変化、健康被害の拡大、国民の健康課題や保健医療福祉の取り組みに対するニーズの多様化は、より複雑化していくことが見込まれる。そのような状況にあって、人々の健康や生活に最も身近で関わる専門職である看護職者に期待される役割は拡大しつつある。その期待に看護職者が適切に応えるには、専門的な知識・技術、看護実践能力、研究的思考能力、マネジメント能力を基盤とし、看護倫理・研究倫理・教育倫理に関する最新の知見に対する理解を拡げて専門的な知識を深め続けるとともに、自らの倫理観を内省し続けることができる高い倫理観をもって地域社会及び地域の人々の健康課題並びに保健医療福祉における看護学上の課題を探究し、幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて看護ケアやケアシステムの開発や、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムを開発することで、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに看護学の発展に寄与する知見を創出する高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を兼ね備える必要がある。そこで、本学の今日までの確かな実績を基盤とし、より専門性を高める形で博士後期課程を設置することで、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる人材を養成することは、県民はもとより国民のニーズに応えるものであり、設置の意義と考える。

1 - 3.設置の必要性

1) 社会の変化から見た設置の必要性

社会の高齢化、情報化社会、ストレス社会、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症による被害の拡大・深刻化・長期化等による社会の変化は、人々の健康や生活に大きな影響を及ぼしている。また、高度急性期医療の発展や医療機関の機能分化により、在院日数は短縮化し、早期に在宅への移行が可能となったことで、疾病や障害を有しながら地域社会で生活する人々は増加している。これらと歩調を合わせる形で、住み慣れた地域社会において、最後まで安心して自分らしく生きることへのニーズも高まっている。

これらのニーズを背景に、国は、「地方創生」を打ち出し、地域社会の活性化に向けた施策を実施している。また、厚生労働省は「地域共生社会」を提案し、地域の人々が参画し、共に地域社会や地域の人々の充実した生活を創出する社会の実現に向けた施策を進めている。これらの施策を踏まえると、地域社会や地域の人々の健康や生活に対する多様なニーズに応じていくために、地域の人々の参画を促し、物的・人的資源を活用しながら地域社会における保健医療福祉を充実・発展させていくことが求められると考えられる。

保健医療福祉に目を転じれば、医療機関で疾病を治すことに主眼を置く「治す医療」から、地域社会において疾病の予防に主眼を置く「予防医療」や、地域社会において疾病や障害を有しながらも自分らしく生活することを支援することに主眼を置く「支える医療」へと変化している。看護職者は、今日まで、最も身近な保健医療福祉の専門職として、地域社会や地域の人々に寄り添い、健康や生活に係る知識・技術を活用しながら、健康課題の解決を支援してきた。近年では、「予防医療」や「支える医療」への変化に対応して、「医療機関における看護」から「地域社会における看護」へと役割と機能を拡大させている。今後は、より一層、「地域社会における看護」の充実を図ることで、地域社会や地域の人々の健康や生活の実態に即した形で健康課題の解決並びに保健医療福祉の質を向上させていくことが求められると考える。したがって、高い倫理観をもって地域社会及び地域の人々の健康課題並びに保健医療福祉における看護学上の課題を探究し、幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて看護ケアやケアシステムの開発や、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムを開発することで、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに看護学の発展に寄与する知見を創出する高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する人材の養成は急務といえる。

一方、看護職者を養成する看護系大学は、令和2(2020)年度には293校まで増加している。看護系大学の増加に伴い、看護学に係る高度な教育・研究能力を有する教員の必要数も急増しているが、博士後期課程を設置する看護系大学は全体の4割程度に留まっている。そのため、看護学に係る専門教育を受け、高度な教育・研究能力を有する教員を看護学の各専門領域に配置することが困難な状況が全国的に生じており、また、教員の教育・研究能力の質の担保が社会的な課題となっている。このことから、日本看護系大学協議会は、「看護

系大学の教育体制を充実させ、教育力を持った人材養成を推進することは喫緊の課題」とし、公益社団法人日本看護協会は、会長名で文部科学省高等教育局長宛に「看護職の人材養成に関する要望書」（平成 30（2018）年 4 月 25 日）を提出し、社会の変化から国民の健康や生活に対する意識が変化中、医療提供体制の改革や地域包括ケアシステムの構築等の保健医療福祉を取り巻く状況も変化していることを背景に、看護学の更なる発展のため、教育・研究者や高度専門職業人の養成に向け、大学院修士課程及び博士課程の積極的な設置が必要として、看護系大学院、とりわけ、高度な教育・研究を行う博士後期課程の設置の要望を表明している（資料 3）。したがって、看護学に係る専門教育を受け、高度な教育・研究能力を有する教員の確保並びに教員の教育・研究能力の質を担保するために博士後期課程を設置し、環境を整えることは、看護系大学に課せられた社会的責務と考える。

2) 地域における設置の必要性

本県において、高齢化率は 29.1%、15 歳未満の年少人口割合は 12.0%であり（令和 2（2020）年 10 月）、全国平均を上回る速さで社会の高齢化・少子化が進展している。また、県北部や東部の市町村では、過疎化も課題となっている。これらを背景に、平成 30（2018）年 3 月に栃木県保健医療計画（7 期計画）が策定された（資料 4）。この計画は、「質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスを一体的に提供することによる、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」を基本理念として、保健医療福祉関連施策が多方面にわたり推進されている。それらの施策の実現には、「地域社会における看護」を充実・発展させることで、地域社会や地域の人々の健康や生活の実態に即した形で健康課題の解決並びに保健医療福祉の質を向上させていくことが必須となる。

本県の保健医療福祉の提供体制は、獨協医科大学病院のある県南保健医療圏に物的・人的資源が集中し、獨協医科大学日光医療センターのある県西をはじめ、県北、県東、宇都宮、両毛の各保健医療圏はそれらの資源が不足地域になっている。看護職者に関して、本県の看護師数は、人口 10 万対比に 915.7 人で 47 都道府県中 40 位、保健師数は、人口 10 万対比に 50.1 人で 47 都道府県中 30 位（厚生労働省「令和 2 年衛生行政報告例（就業医療関係者）」の概況）である。看護職者数は年々増加しているものの、人口 10 万人当たりの就業者数は全国の中でも依然として少ない。したがって、県が推進する保健医療福祉関連施策の実現には、保健医療福祉関係の専門職者のみでは限界がある。そこで、地域の人々の参画を促し、連携して、共に取り組むことが重要となる。地域の人々と共に取り組むことにおいて、看護職者には、健康や生活に係る専門職として、高い倫理観をもって地域社会及び地域の人々の健康課題並びに保健医療福祉における看護学上の課題を探究し、幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて看護ケアやケアシステムの開発や、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムを開発することで、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに看護学の発展に寄与する知見を創出する高度な看護学研究を自律して遂行できる能力

を有する人材の養成は、急務といえる。

他方、本県並びに北関東圏では、27 の看護系大学において看護職者を養成しているが、看護系博士後期課程を設置するのは 8 大学のみである（資料 5）。したがって、本県並びに北関東圏においても、看護学に係る専門教育を受け、高度な教育・研究能力を有する教員の確保並びに教員の教育・研究能力の質の担保が大きな課題となっている（資料 6）。このことから、看護学教育機関として本学に対する期待は大きく、本県内の看護職者の職能団体である公益社団法人栃木県看護協会並びに栃木県看護部長会から、会長名で博士後期課程設置に係る要望書が寄せられている（資料 7）（資料 8）。

以上のような地域における状況を背景に、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに看護学の発展に寄与するため、高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する人材を養成することは急務であり、本学の社会的責務と考える。したがって、このような人材を養成する目的で、本学に博士後期課程を設置する必要性は極めて高い。

1 - 4.養成する人材像

養成する人材像は、社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者である。

1 - 5.教育・研究対象とする中心的な分野

博士後期課程における教育・研究対象とする中心的な分野は、「看護学」とする。なお、研究については、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与する「看護学研究」とする。

2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

今回、設置する博士後期課程は、看護学部並びに博士前期課程における教育・研究を基盤とするものである。なお、博士後期課程の設置に合わせ、修士課程を博士前期課程（Graduate School of Nursing Master Course of Nursing）に改称し、前期 2 年課程・後期 3 年課程の区分制博士課程として再組織し、連続性・一貫性を図る。

名称は、看護学における教育・研究に係る教育課程であることから、国際的に通用性があり、教育・研究上の目的にふさわしい課程名及び学位名称とする。博士後期課程修了者に授与する学位は「博士」とし、学位に付記する専攻の名称は「看護学」とする。

大学院名：獨協医科大学大学院（Dokkyo Medical University Graduate School）

研究科名：看護学研究科（Graduate School of Nursing）

専攻：看護学専攻（Doctor Course of Nursing）

課程：博士後期課程（Doctor Course）

学位：博士（看護学）（Doctor of Science in Nursing）

修業年限：3年

入学定員：3名(収容定員 9名)

3. 博士後期課程の教育理念及び教育目標

3-1. 博士後期課程の教育理念

社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者を養成する。

3-2. 博士後期課程の教育目標

- ①看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を養成する。
- ②地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を養成する。
- ③探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を養成する。

3-3. 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー：DP)

修業年限以上在籍し、所定の単位を修得するとともに、博士論文本審査並びに最終試験に合格し、以下の要件を有する者に「博士（看護学）」の学位を授与する。

DP1：看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する。

DP2：地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する。

DP3：探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する。

3-4. 修了後の進路

博士後期課程修了生は、以下のような進路が想定され、活躍が期待される。

- 1) 高等教育機関や教育・研究機関における教育・研究者

看護系大学等の高等教育機関や保健医療福祉関連の教育・研究機関において、看護学研究が自律して遂行できる教育・研究者としての活躍が期待される。

2)保健医療福祉関連機関における教育担当者・研究指導者

病院等の医療機関をはじめとする保健医療福祉関連機関において、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムの作成や、看護学研究が指導できる教育担当者、研究指導者としての活躍が期待される。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1. 教育課程の編成の考え方

博士後期課程では、社会の変化及び地域における設置の必要性、また、本県の保健医療福祉関連施策の現状を背景に、社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者を養成する。このような人材の養成を実現するため、教育課程は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー：DP)と関連付けた共通科目、専門科目、研究科目から編成されたカリキュラムを構築し、これらの科目を修得することで、DPとして掲げた能力を段階的に学修するプロセスを経ていくものとする。(資料9)(資料10)(資料11)(資料12)。

共通科目は、「看護学研究特論」、「看護倫理特論」、「看護学教育特論」を配置し、看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を養成する。共通科目は、講義科目とし、科目内容に係る優れた教育・研究業績を有する教員がオムニバス形式(一部、共同)で担当する。科目は、学生がすべての共通科目を履修できるように、また、専門科目並びに研究科目における学修の進捗を勘案し、1年前期に「看護学研究特論」、後期に「看護倫理特論」、2年前期に「看護学教育特論」を配置する。ディプロマ・ポリシー(DP)に対する位置づけは、「看護学研究特論」は、DP1「看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する」、DP2「地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する」及びDP3「探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する」の3つのDPに直結した科目として配置し、これらの能力を養成する。「看護倫理特論」並びに「看護教育学特論」は、DP1「看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する」及びDP3「探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する」に直結した科目として配置し、これらの能力を養成する。

専門科目は、「生体機能ケア特論」、「看護実践ケア開発特論」、「生活環境調整支援特論」、「地域ケアシステム開発特論」、「看護キャリアマネジメント特論」の5科目を配置し、地域

社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を養成する。専門科目は、講義・演習科目とし、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する教員がオムニバス形式（一部、共同）で担当する。科目配置は、すべての科目を1年前期に配置し、学生が自らの専門性に応じて1科目以上履修することで、専門領域に係る高度かつ専門的な内容について学修するとともに、研究科目との連続性・一貫性を確保する。ディプロマ・ポリシー（DP）に対する位置づけは、5科目ともに、DP1「看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する」及びDP2「地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する」に直結した科目として配置し、これらの能力を養成する。

研究科目は、探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる能力を養成するため、1年次に「博士特別研究Ⅰ」、2年次に「博士特別研究Ⅱ」、3年次に「博士特別研究Ⅲ」を配置し、通年の演習科目とする。これらの研究科目により、1年次から博士論文を見据えた段階的・計画的な指導を行う。また、主指導教員に2名の副指導教員による複数指導体制をとることにより、専門性を基軸としながらも、幅広い視野に立脚して研究活動が遂行できるように指導する。また、共通科目及び専門科目との連続性・一貫性をもたせながら、「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」及び「博士特別研究Ⅲ」のコースワークをとり、リサーチワークへと連動させる。さらに、博士論文作成のプロセスにおいて行われる博士論文研究構想発表会、博士論文中間発表会、博士論文予備審査、博士論文本審査並びに最終試験を活用して、主体的・自律的な研究活動の遂行を確保する。ディプロマ・ポリシー（DP）に対する位置づけは、3科目ともに、DP3「探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する」に直結した科目として配置し、この能力を養成する。加えて、1年次に配置する「博士特別研究Ⅰ」については、DP2「地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する」とも直結した科目とし、この能力を養成する。

4-2.教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

教育課程は、養成する人材像並びにディプロマ・ポリシーを実現するために、以下のカリキュラム・ポリシー（CP）を設定する。

CP1：看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を養成するため、共通科目として、「看護学研究特論」、「看護倫理特論」、「看護学教育特論」を配置する。

CP2：地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を養成するため、専門科目として、「生体機能ケア特論」、「看護実践ケア開発特論」、「生活環境調整支援特論」、「地域ケアシステ

ム開発特論」を配置し、看護ケアやケアシステムについて探究する。また、「看護キャリアマネジメント特論」を配置することで、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムについて探究する。専門科目は、看護学における専門領域の担当教員がオムニバス形式（一部、共同）で担当することで、高度かつ専門的な教育を行う。

CP3：探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる能力を養成するため、研究科目として、「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」、「博士特別研究Ⅲ」を各学年に配置し、複数指導体制をとりながら一連の研究過程を段階的に指導する。

CP4：授業科目は、シラバスに明示される成績評価基準により評価する。博士論文は、博士論文本審査並びに最終試験により評価する。

4-3.教育内容

1) 共通科目の概要

「看護学研究特論」（1単位・必修・1年次前期）は、看護学研究を構成する研究デザイン、量的・質的研究及び実験研究等の多様な研究方法論の概念的基盤、特徴と適用、限界、看護学研究における研究倫理及び倫理的配慮についての理解を深め、看護学の教育・研究者として必須となる専門的な知識を修得する。また、国内外の文献クリティークを通して、学術論文を批判的・建設的に読み解く能力や、学術的独創性、新規性、発展性のある研究デザインを構築する能力を修得し、論理的一貫性のある学術論文を作成する能力を養成する。

「看護倫理特論」（1単位・必修・1年次後期）は、看護学研究、看護学教育並びに看護実践において必須となる看護倫理に係る諸理論とその概念的基盤、看護倫理の変遷や最新の動向に係る理解を深め、看護学の教育・研究者として必須となる倫理学や生命倫理に係る専門的な知識を修得する。また、医療・看護や人間のライフサイクルにおける倫理的問題に関する事例を多角的な視点から分析することを通して、高い倫理観を養成する。

「看護学教育特論」（1単位・必修・2年次前期）は、国内外の看護制度と歴史の変遷、看護学教育（看護基礎教育、卒後教育、継続教育、現任教育）の現状と教育倫理についての理解を深め、わが国の基礎教育カリキュラム、現任教育プログラム等について探究する。

2) 専門科目の概要

「生体機能ケア特論」（2単位・選択・1年次前期）は、看護の対象となる人々が、自らの生活習慣を見直し、健康な日常生活を送るために必要な看護ケア開発に向けて、生体機能に影響を及ぼす自律神経活動や循環動態、炎症・免疫反応、血管内皮の評価方法、さらに神経障害や睡眠障害の理解並びに専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮についての理解を深め、看護ケアに係る課題を探究するとともにエビデンスについて探究する。

「看護実践ケア開発特論」（2単位・選択・1年次前期）は、母子、青年期、成人期、老年期等の各ライフステージにおける健康障害や発達障害をもつ対象が自立した地域生活を送

ることを支援する看護ケアの開発に向けて、急性期から終末期という病期過程にある人や障害を持つ人とその家族に対する理解並びに専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮についての理解を深め、看護ケアに係る課題を探究するとともにエビデンスについて探究する。

「生活環境調整支援特論」(2単位・選択・1年次前期)は、対象に備わっている力を高める生活環境の調整および支援方法の開発に向けて、看護の対象を取り巻く療養環境や生活環境、人間と環境との相互作用や疾患との関係性についての理解並びに専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮についての理解を深め、生活環境の調整支援について探究する。

「地域ケアシステム開発特論」(2単位・選択・1年次前期)は、地域社会における健康の保持増進や疾病予防を目的とする地域ケアシステムの開発に向け、保健統計や保健施策の実績、地域住民のニーズから分析する地域診断並びに専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮についての理解を深め、それに基づく地域ケアシステム構築および保健活動のエビデンスについて探究する。

「看護キャリアマネジメント特論」(2単位・選択・1年次前期)は、看護専門職としてのキャリア発達およびキャリアマネジメントについての理解を深め、専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する組織における効果的な教育支援プログラムを開発するための能力を培う。また、専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮についての理解を深める。

3) 研究科目の概要

「博士特別研究Ⅰ」(3単位・必修・1年次通年)は、共通科目及び専門科目における学修や、自らの問題意識に関連する国内外の文献クリティークを踏まえてリサーチクエスチョンを明確化し、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に係る研究課題及び研究目的を設定する。また、研究目的に応じた適切な研究デザイン、研究実施施設、データ収集・分析方法を検討し、博士論文研究計画書を作成する。その後、本学並びに研究実施施設における研究倫理審査を受審する。また、博士論文研究構想発表会でのプレゼンテーションに向け、博士論文研究構想報告書を作成する。

「博士特別研究Ⅱ」(3単位・必修・2年次通年)は、「博士特別研究Ⅰ」において作成した博士論文研究計画書に基づき、研究実施施設で調査・実践を実施する。調査・実践により得られたデータを整理し、科学的根拠に基づく研究方法に則して分析して結果としてまとめる。また、博士論文中間発表会でのプレゼンテーションに向け、博士論文中間報告書を作成する。さらに、博士論文に関連する研究成果の一部を副論文としてまとめ、筆頭著者として学術雑誌に投稿する。

「博士特別研究Ⅲ」(3単位・必修・3年次通年)は、「博士特別研究Ⅱ」において結果としてまとめたデータについて、先行研究と比較しながら研究目的に沿って論理的に考察するとともに、研究に係る今後の課題を明確化する。また、一連の研究成果を博士論文として

作成し、完成させる。博士論文完成後は、博士論文予備審査、博士論文本審査並びに最終試験を受審する。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

5-1. 教員組織編成・配置の基本的考え方

博士後期課程では、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者の養成を目指す。この実現に向け、博士後期課程担当教員（以下、「担当教員」と記載）は、教授 13 名、准教授 5 名から教員組織を編成し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な教育並びに研究指導を行う。

担当教員の博士の学位保有者は、18 名中 15 名である。博士の学位を保有しない担当教員は、看護学部並びに博士前期課程における豊富な教育実績と研究指導実績を有するとともに、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する。このことから、大学院設置基準第 9 条第 1 項第 2 号を満たし、博士後期課程担当教員として適切と考える。また、担当教員全員が、看護学部教員（大学院設置基準第 8 条 3 項を適用）として博士前期課程の教員を兼務することから、看護学部並びに博士前期課程における教育・研究との連続性・一貫性をもって教育することが可能である。

教育課程の編成にあたり、共通科目には、科目内容に係る優れた教育・研究業績を有する担当教員を配置し、オムニバス形式（一部、共同）で担当する。「看護学研究特論」には、看護学研究における中心的な研究方法である質的研究、量的研究、実験研究に係る優れた教育・研究業績を有する教授 4 名を配置する。「看護倫理特論」には、優れた教育・研究業績を有する教授 1 名を配置し、科目責任者として当該科目運営と成績評価の責任者とする。また、看護倫理学に係る専門的な知識及び教育実績を有する兼担及び兼任教員 2 名を配置する。「看護学教育特論」には、看護基礎教育や卒後教育、継続教育等の看護学教育に係る優れた教育・研究業績を有する教授 2 名を配置する。

専門科目には、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する担当教員を配置し、オムニバス形式（一部、共同）で担当する。このことで、専門領域に係る高度かつ専門的な教育を行うとともに、研究科目との連続性・一貫性を確保する。

「生体機能ケア特論」には、自らの生活習慣を見直し、健康な日常生活を送るために必要な看護ケア開発に係る教育・研究・実践業績を有する生体防御・感染看護学並びに医学系の教授を 1 名ずつ、基礎看護学の准教授を 1 名配置する。「看護実践ケア開発特論」には、母子、青年期、成人期、老年期等の各ライフステージにおける健康障害や発達障害をもつ対象が自立した地域生活を送ることを支援する看護ケアや看護ケアの開発に係る教育・研究・実践業績を有するがん看護学、精神看護学並びに老年看護学の教授を 1 名ずつ、女性健康看

看護学と小児看護学、並びに老年看護学の准教授を1名ずつ配置する。「生活環境調整支援特論」には、対象に備わっている力を高める生活環境調整支援方法の開発に向けて、看護の対象を取り巻く療養環境や生活環境、人間と環境との相互作用や疾患との関係性に係る教育・研究・実践業績を有する基礎看護学並びにがん看護学の教授を1名ずつ、慢性看護学の准教授1名を配置する。「地域ケアシステム開発特論」には、地域社会における健康の保持増進や疾病予防を目的とする地域ケアシステムの開発に係る教育・研究・実践業績を有する地域看護学の教授2名、女性健康看護学並びに在宅看護学の教授を1名ずつ配置する。「看護キャリアマネジメント特論」には、看護職者が看護専門職として自らのキャリア形成をマネジメントするための教育支援プログラムの開発に係る教育・研究・実践業績を有する看護教育学並びに看護管理学の教授を1名ずつ配置する。

研究科目は、看護学における専門領域において、優れた研究業績と豊富な研究指導経験を有する教授12名、准教授2名を配置し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な研究指導を行う。

5 - 2.教員の年齢構成

博士後期課程設置時の担当教員の平均年齢は、57.6歳、定年を超える教員は3名である（令和5（2023）年4月1日予定）。

本学教員の定年は、『獨協医科大学就業規則』（資料13）に基づき、満65歳の年度末と定められている。運営上、必要と認められたときは、『高年齢者の採用に関する内規』（資料14）に基づき、定年を超える教員を採用することができる。任期は1年であるが、再任することは可能である。これにより、完成年度まで担当教員を確保することは可能と考える。

完成年度末（令和8（2026）年3月31日）における担当教員の年齢構成を表1に示す。

表1 博士後期課程担当教員の年齢構成(完成年度末)

職位	49歳以下	50～59歳	60～65歳	66～69歳	70歳以上
教授	0	3	4	3	3
准教授	2	2	1	0	0
合計	2	5	5	3	3

完成年度以降に定年を超える担当教員は6名である。したがって、博士後期課程設置時の担当教員の6割以上の12名は、担当教員としての更新が可能である。また、約4割の7名は40歳代及び50歳代である。このことから、完成年度以降も博士後期課程における教育・研究の継続性と質の担保は可能と考えるが、完成年度以降の教員配置について、以下のように計画している。

まず、博士後期課程における教育・研究の継続性と質の担保・向上を目的に、必要に応じて、定年を超える担当教員を特任教員（特任教授）として採用する（資料15）。第二に、看

護学部には、博士の学位を保有する教員が 4 名、完成年度までに学位取得が見込まれる教員が 5 名所属している。これらの看護学部教員に対しては、完成年度以降に登用していくために、担当教員として相応しい教育・研究・実践業績を積むことができるように計画的に養成する。また、今後、博士後期課程への進学を計画している看護学部教員に対しては、学位取得を奨励するとともに、取得しやすい職場環境となるように環境整備に努めていく。他方、看護学部教員の教育・研究能力の向上や研究指導能力の向上に寄与する研修を実施することで、担当教員として相応しい高度な教育・研究能力並びに研究指導能力の修得と向上を図るべく、教員組織の教育・研究活動の活性化に努めていく。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

6-1. 教育方法

地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者を養成するために、共通科目における学修を基盤とし、専門科目において、看護学の専門領域における国内外の研究動向や最新の知見に係る理解を深めながら看護学上の課題を探究するとともに、看護ケアやケアシステムの開発、また、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムを開発するためのエビデンスについて探究する。そして、それらの学修を踏まえながら、研究科目におけるリサーチワークへと連動させる。

また、共通科目及び専門科目は、担当科目内容に係る優れた教育・研究・実践業績を有する担当教員によるオムニバス形式（一部、共同）による授業、研究科目は複数指導体制をとることにより、看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観の修得や、専門領域における高度かつ専門的な知識の修得、幅広い視野に立脚しながら研究活動を自律的に遂行できる能力が修得できる教育方法とする。

博士後期課程では、多様な人材を幅広く受け入れる。博士後期課程の学生は、看護系大学等の教育・研究機関に勤務する教育・研究者や、病院等の保健医療福祉関連機関に勤務する看護職者等の社会人を中心に想定している。したがって、仕事等のために、対面授業やゼミ形式による研究指導を受けることが困難な状況が生じることもありうる。そのような状況にも対応し、学生が修学できるように柔軟な教育方法を可能とする。授業の実施方法は、共通科目及び専門科目の授業は対面授業、研究科目における研究指導はゼミ形式による対面指導を基本とするが、仕事等のために大学に登校できない学生に対しては、状況に応じて、オンラインによる授業・指導も可能とする。オンラインによる授業・指導により、自宅や職場等からでも PC を介してリアルタイムで他の学生と共に講義を受けたり、ディスカッションしたり、また、プレゼンテーションすることが可能となる。このことより、登校できな

い学生に対しても、対面授業・指導を受ける学生と遜色のない学修環境と教育・指導が提供でき、同様の学修効果が期待できる。さらに、研究科目については、学生との調整の上、柔軟に日時を決定し、指導を行うことを可能とするとともに、適宜、電子メール等も活用しながら指導する。

6 - 2. 標準修業年限

標準修業年限は3年とする。

6 - 3. 履修ガイダンスの方法

新入生及び在对学生に対する履修ガイダンスは、入学時及び各年次開始時にオリエンテーションとして実施し、博士後期課程における教育目標や教育課程、カリキュラムマップ、ディプロマ・ポリシーと授業科目との関連、履修方法・履修モデル、修了要件、時間割、研究指導方法、博士論文作成スケジュール等について説明する。また、専門領域における履修ガイダンスを実施し、学生が3年間のリサーチワークを具体的にイメージした上で、学修計画を主体的・自律的に計画し、履行できるようにする。履修ガイダンスは、主指導教員が行う。主指導教員は、就業状況や課題意識、修了後の進路等の学生の個別的な状況を考慮しながら、学生が各年次における履修計画を主体的・自律的に計画・作成できるように説明する。

なお、授業科目はシラバスを作成し、科目概要、授業目的、到達目標、授業内容、授業外における学習・時間、評価方法、履修上の注意等について学生に明示する。

6 - 4. 履修指導・研究指導の方法

1) 主指導教員の決定

入学希望者は、受験前に進学を希望する専門領域の担当教員との面談により、研究計画や出願資格の有無等の相談や、博士後期課程の履修指導・研究指導の方法等について説明を受ける。担当教員は、入学希望者が入学後の履修やリサーチワークを具体的に描けるように方向づけを行う。また、面談の中で入学希望者の問題意識やリサーチクエスション、研究計画、自律的に看護学研究に取り組む意欲について確認するとともに、自らの専門性や研究テーマと照合して、研究指導の可否を検討する。入学希望者は、進学を希望する専門領域の担当教員の合意を得てから出願する。

入学希望者は、出願の際に、研究計画、希望する専門領域、希望する担当教員を申告する。主指導教員は、学生の希望や専門性にに基づき、4月に開催される看護学研究科教授会において審議され、決定される。主指導教員は、リサーチクエスションの明確化から博士論文の完成、研究成果の公表までの一連の研究プロセスにおいて主たる責任を有し、一貫した研究指導を行う。

2) 履修計画・履修指導・研究指導

履修計画の指導は、主指導教員が行う。主指導教員は、入学時に履修ガイダンスを実施し、

博士後期課程の教育目標や教育課程、カリキュラムマップ、デュプロマ・ポリシーと授業科目との関連、履修方法、修了要件、時間割、研究指導方法、博士論文作成スケジュール等について説明する。

履修指導は、学生の専門性に対応した履修モデルを示しながら行う（前掲資料 11）。共通科目及び研究科目は、必修科目であることから、すべての科目を履修するように指導するとともに、これらの科目の履修により、看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を修得し、探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を修得できるように指導する。専門科目は、学生が自らの専門性に即した科目を 1 科目以上履修することにより、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を修得できるように指導する。併せて、他の専門領域との関連性を意識し、幅広い視野に立脚しながら自らの専門領域についての学修が深められるように指導する。

研究指導は、ゼミ形式による対面指導を基本とするが、学生との調整の上、日時を決定し、指導を行うことを可能とする。また、仕事等のために登校できない学生に対しては、学生の状況に応じて、オンラインにより指導を行う。また、適宜、電子メール等も活用しながら指導する。さらに、高度な看護学研究が自律して遂行できる研究者となることができるように、主体的・自律的に学修を進めるように指導する。

3) 研究指導体制

研究指導体制は、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の複数指導体制をとる。副指導教員については、主指導教員と学生との相談により、研究科目の担当教員から選定する。副指導教員は、5 月の看護学研究科教授会において審議され、決定される。

主指導教員は、リサーチクエスションの明確化、研究課題・研究目的の設定、研究計画の立案、博士論文研究計画書の作成、博士論文研究構想発表会並びに博士論文中間発表会でのプレゼンテーション、倫理審査の受審、研究調査の実施・データの整理・分析、考察、研究の限界と今後の課題の明確化、博士論文の作成、博士論文予備審査及び博士論文本審査の受審、博士論文の完成、研究成果の公表という一連の研究プロセスで主たる責任を有し、一貫した指導を行う。副指導教員は、主指導教員と連携・協力して、一連の研究プロセスにおける指導を補助する。また、研究の客観性・論理性を確保するとともに、幅広い視野に立脚しながら研究が遂行できる能力を養成するために、主指導教員とは異なる専門的観点から指導する。

主指導教員並びに副指導教員は、研究科目である「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」及び「博士特別研究Ⅲ」を通じて博士論文が作成・完成できるように、段階的・計画的に指導する。学生は、博士論文の研究課題・研究目的を主指導教員の指導の下で設定し、定期的に主指導教員並びに副指導教員からの指導を受けながら主体的・自律的に研究活動を遂行していく。

(1) 研究課題・研究目的の設定と博士論文研究計画書の作成に関する指導

主指導教員は、1年次の「博士特別研究Ⅰ」において、共通科目並びに専門科目における学修や、学生の問題意識に関連する国内外の文献クリティークを踏まえてリサーチクエスチョンを明確化し、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題に係る研究課題及び研究目的が設定できるように指導する。

主指導教員並びに副指導教員は、研究課題及び研究目的の設定後、研究目的に応じた適切な研究デザイン、研究実施施設、研究対象者、データ収集・分析方法、倫理的配慮について検討し、博士論文研究計画書の作成を指導する。また、1年次の10月に行われる博士論文研究構想発表会でのプレゼンテーションに向けて、博士論文研究構想報告書の作成を指導する。博士論文研究構想発表会後は、担当教員に加え、看護学部教員、看護学研究科に在籍する学生や研究生からの指導・助言を踏まえて研究計画をブラッシュアップし、原則として、12月末までに博士論文研究計画書を完成させるべく指導する。

(2) 研究活動の遂行と副論文の作成に関する指導

主指導教員並びに副指導教員は、2年次の「博士特別研究Ⅱ」において、学生が各自の研究実施施設で主体的・自律的に研究調査・実践を遂行できるように、また、得られたデータを整理して科学的手法に基づく研究方法を用いて分析し、結果としてまとめられるように指導する。また、その過程の10月に行われる博士論文中間発表会でのプレゼンテーションに向けて、研究の進捗状況や得れたデータを結果として取りまとめることを指導するとともに、博士論文中間発表報告書の作成を指導する。博士論文中間発表会後は、担当教員に加え、看護学部教員、看護学研究科に在籍する学生や研究生からの指導・助言を反映させて研究活動が遂行できるように指導する。他方、博士論文に関連する研究成果の一部を副論文としてまとめ、査読制度のある国際学術雑誌もしくは日本学術会議協力学術団体の発行する学術刊行物、または、看護学研究科教授会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に筆頭著者として投稿できるように指導する。

続く、3年次の「博士特別研究Ⅲ」において、結果としてまとめたデータを先行研究と比較しながら研究目的に沿って論理的に考察するとともに、研究の限界と今後の課題を明確化した上で博士論文が作成できるように指導する。

(3) 研究倫理に関する指導

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日・文部科学大臣決定)」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正・文部科学大臣決定)」並びに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」に沿って、『獨協医科大学における公的研究費に関する不正防止計画(第5次)』を策定し、教職員及び学生に対して、定期的に研究倫理教育・研修、啓発活動を実施することにより、責任ある研究活動を遂行するために必要な知識並びに倫理観を維持・向上させ、不正行為を未然に防止している。また、看護研究倫理審査は、『獨協医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程』(資料16)に基づき設置されている獨協医科大学看護

研究倫理委員会において、研究倫理面及び科学的・倫理的・社会的に妥当な研究計画であるかを厳格に審査している。

博士後期課程では、入学時に研究倫理に係るガイダンスを実施する。また、共通科目である「看護学研究特論」並びに「看護倫理特論」において、看護学研究に関する倫理指針等を学修するとともに、専門科目においても、専門領域における研究遂行上の研究倫理や倫理的配慮について学修する。さらに、1年次に研究倫理教材の受講を義務づけ、研究倫理に係る専門的な知識の修得と高い倫理観の養成を行う。また、主指導教員並びに副指導教員は、研究指導を通じて、研究活動を遂行する上で生じやすい倫理的問題と適切な対処法について指導するとともに、博士論文研究計画書にある倫理的配慮を遵守して研究活動を遂行できるように指導する。

4) ハラスメント等防止に向けた対応

学生が教育や研究指導を受ける際に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントを受ける可能性がある。博士後期課程では、ハラスメントを防止するために、研究指導においては、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を原則とする。また、入学時及び各年次のオリエンテーションにおいて、学生にハラスメントについてのガイダンス実施することに加え、研究科長による個別相談やオフィスアワーにより、ハラスメントの発生を防止する。さらに、『獨協医科大学ハラスメント防止に関する規程』に基づいて設置されている学内のハラスメント相談窓口への相談体制の他、本学顧問弁護士への相談体制を活用することで、ハラスメント防止に積極的に取り組む。

6 - 5.成績評価（単位認定）

各科目の成績評価は、シラバスを通して学生に明示される成績評価基準によって厳格に行われる。複数の担当教員がオムニバス形式で担当する授業科目には科目責任者を置き、授業設計や成績評価を統括する。研究科目である「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」、「博士特別研究Ⅲ」の成績評価は、主指導教員が科目責任者となり、主指導教員及び副指導教員で行う。なお、「博士特別研究Ⅲ」の成績評価については、博士論文本審査並びに最終試験の結果を踏まえながら、成績評価基準に基づき評価する。

成績評価基準は、評価項目と各項目の評価割合を設定しており、シラバスを通じて学生に明示することで主体的・自律的な学修を促進し、成績評価における透明性を確保している。

6 - 6.博士論文作成スケジュールとプロセス

1) 博士論文作成スケジュール（資料17）

①1年次

「博士特別研究Ⅰ」において、専門科目における学修や学生の問題意識に関連する国内外の文献クリティークを踏まえてリサーチクエスチョンを明確化し、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題に係る研

究課題及び研究目的を設定する。また、研究目的に応じた適切な研究デザイン、研究実施施設、研究対象者、データ収集・分析方法を検討して研究計画を立案する。立案した研究計画に基づき、博士論文研究計画書及び博士論文研究構想報告書を作成し、9月に開催される看護学研究科教授会までに研究科長に提出する。研究計画は、10月に開催される博士論文研究構想発表会においてプレゼンテーションを行う。博士論文研究構想発表会では、担当教員に加え、看護学部教員や看護学研究科に在籍する学生及び研究生から広く指導・助言を受ける。それらを踏まえ、研究計画をブラッシュアップさせていく。博士論文研究計画書は、原則として、12月末までに完成させる。完成後、看護研究倫理審査申請書を作成し、翌年1月の看護研究倫理委員会並びに研究実施施設における研究倫理審査会へ申請し、博士論文として研究倫理面及び科学的・倫理的・社会的に妥当な研究計画であるかの審査を受ける。原則として、3月末までに看護研究倫理委員会の承認を得る。併せて、研究倫理教材(eAPRIN)を受講し、3月末までに修了証を研究科長に提出する。

②2年次

「博士特別研究Ⅱ」では、「博士特別研究Ⅰ」において作成した博士論文研究計画書に基づき、研究実施施設での調査・実践を開始する。学生は、主体的・自律的に調査・実践を遂行する。調査・実践により得られたデータは、科学的手法に基づく研究方法を用いて整理・分析し、結果としてまとめる。研究の進捗状況やまとめた結果は、博士論文中間報告書として整理し、9月に開催される看護学研究科教授会までに研究科長に提出する。そして、10月に開催される博士論文中間発表会においてプレゼンテーションを行う。博士論文中間発表会では、担当教員に加え、看護学部教員、看護学研究科に在籍する学生及び研究生から広く指導・助言を受ける。それらを踏まえ、計画的に研究活動を遂行していく。

他方、博士論文に関連する研究成果の一部を副論文としてまとめ、査読制度のある国際学術雑誌または日本学術会議協力学術団体の発行する学術刊行物、もしくは、看護学研究科教授会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に筆頭著者として一編以上投稿する。

③3年次

「博士特別研究Ⅲ」では、「博士特別研究Ⅱ」において結果としてまとめたデータを、先行研究と比較しながら研究目的に沿って論理的に考察するとともに、研究の限界と今後の課題を明確化する。また、「獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文作成要領」(資料18)に則って博士論文を作成し、完成させる。博士論文の完成後、博士論文予備審査を受審するための必要書類等を作成・準備し、原則として、10月に開催される看護学研究科教授会までに研究科長へ提出する。博士論文予備審査合格の判定後、博士論文本審査並びに最終試験を受審するための必要書類等を作成・準備し、原則として、12月に開催される看護学研究科教授会までに学長へ提出する。その後、博士論文審査委員会による博士論文本審査の受審並びに最終試験におけるプレゼンテーションを行う。最終試験では、担当教員から広く指導・助言を受ける。それらを踏まえ、博士論文の最終的な修正を行い、完成させる。

2) 研究倫理審査体制

本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保し、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法論で研究を遂行することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者としての態度の倫理的規準を『獨協医科大学研究者行動規範』（資料 19）として定めている。また、看護研究倫理審査は、『獨協医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程』（前掲資料 16）に基づき設置されている獨協医科大学看護研究倫理委員会において実施しており、厳格な研究倫理審査体制を確立している。

3) 博士論文予備審査

博士論文完成後、学生は博士論文本審査並びに最終試験の受審資格を得るため、『獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文予備審査規程』（資料 20）に基づき、博士論文等の関係書類を提出し、博士論文予備審査を受審する。研究科長は、看護学研究科教授会の審議を経て、博士論文及び関係書類を受理し、博士論文予備審査申請者ごとに研究科担当教員（D◎教員）（以下、「D◎教員」と記載）から 3 名の審査員（主指導教員及び副指導教員以外）を選任して博士論文予備審査委員会を組織し、その審査を付託する。

博士論文予備審査委員会は、非公開で開催され、提出された博士論文及び関係書類の適切性を確認し、博士論文本審査並びに最終試験の対象として承認かの審査を行う。審査後、博士論文予備審査委員会委員長は、予備審査結果報告書を作成し、審査結果を看護学研究科教授会に報告する。看護学研究科教授会は、予備審査結果報告書に基づき、博士論文予備審査の可否を審議し、判定する。

なお、博士論文予備審査委員会における審査の結果、博士論文本審査の対象として修正が必要とされた場合、看護学研究科教授会への報告後に学生に差し戻し、修正事項に係る助言をした上で必要な修正を求める。学生は、主指導教員並びに副指導教員の指導を受けながら修正を行い、再び、博士論文予備審査を受審する。

4) 博士論文本審査並びに最終試験

博士論文本審査並びに最終試験は、『獨協医科大学学位規程看護学研究科細則』（資料 21）に基づき、実施される。博士論文本審査並びに最終試験の受審資格は、以下の 3 つの要件を満たす者である。

- ①博士後期課程 3 年次に在籍し、必要な研究指導を受けている。
- ②博士論文に関連した研究成果の一部を、査読制度のある国際学術雑誌もしくは日本学術会議協力学術団体の発行する学術刊行物、または、看護学研究科教授会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に副論文として投稿し、筆頭著者として一編以上掲載または受理されている。
- ③博士論文予備審査に合格している。

受審資格を有する学生は、博士論文及び副論文等の関係書類に審査料を添えて、学長に博士論文本審査を申請する。学長は、看護学研究科教授会の審議を経て、博士論文本審査の申

請を受理し、その審査を看護学研究科教授会に付託する。看護学研究科教授会は、博士論文本審査申請者ごとにD④教員から、主査（主指導教員以外の教授）1名と副査（主指導教員及び副指導教員を含めてもよい）2名を選任して博士論文審査委員会を組織する。

博士論文審査委員会は、主査が主宰し、博士論文本審査及び最終試験を行う。博士論文本審査は、博士論文審査基準に基づき、博士論文として値するかを厳正かつ公正に審査する。最終試験は、博士論文に係るプレゼンテーション及び質疑応答とし、公開にて実施する。公開の範囲は、担当教員の他、看護学部教員、看護学研究科に在籍する学生及び研究生とするが、質疑ができるのは、担当教員のみとする。最終試験終了後、博士論文審査委員会は、非公開にて博士論文本審査並びに最終試験の結果について審査する。

5) 博士論文審査基準

博士論文審査基準は、以下の通りである。

1.学術的重要性・研究目的の妥当性

- ①学術的に看護学上の課題に係る研究課題である。
- ②問題意識が明確で、研究目的の設定が適切である。
- ③看護学の発展に寄与する応用的価値の高い研究である。

2.情報収集の妥当性

- ①研究課題に関連する国内外の先行研究を十分にクリティークし、関連が明確である。
- ②当該専門領域における研究の意義や重要性を位置づけている。

3.研究倫理の遵守・倫理的手続きの妥当性

- ①研究対象者への倫理的配慮が十分である。
- ②生命の尊厳を尊重し、かつ、研究倫理が遵守されている。
- ③科学的妥当性・倫理的妥当性が確保されている。

4.研究計画・方法の妥当性

- ①研究目的に応じた適切な研究デザインを採用している。
- ②研究目的を達成するために適切な科学的な研究方法を採用している。
- ③研究方法が具体的に論述されている。

5.データ分析・考察の論理性

- ①データ分析が科学的な研究方法を用いてなされている。
- ②データ分析の手順が具体的に論述されている。
- ③研究結果の分析・考察が論理的で明確である。
- ④先行研究との議論が論理的になされている。

6.論述の論理性・一貫性

- ①論旨が明確で、論理的一貫性がある。
- ②結果と考察の整合性がある。

7.研究の独創性・新規性

- ①研究に学術的独創性や新規性、発展性が認められる。
- ②今後に向けての新たな提案が盛り込まれている。

6) 博士論文本審査並びに最終試験の合否判定

博士論文審査委員会は、『獨協医科大学学位規程看護学研究科細則』（前掲資料 21）に基づき、博士論文本審査及び最終試験の審査を行う。審査後、博士論文審査委員会委員長は、博士論文本審査並びに最終試験結果報告書を作成し、審査結果を看護学研究科教授会に報告する。看護学研究科教授会は、博士論文本審査並びに最終試験結果報告書に基づき、D⑥教員により合否を審議し、判定する。判定結果は、学長に報告する。

7) 博士後期課程修了判定及び学位授与

看護学研究科教授会は、修了要件並びに博士論文本審査及び最終試験の合否判定に基づき、博士後期課程修了判定結果を学長に報告する。学長は、看護学研究科教授会からの報告に基づき、博士後期課程修了を決定し、博士（看護学）の学位を授与する。

8) 博士論文の公表方法等

博士論文の公表は、『獨協医科大学学位規程第 21 条及び第 22 条』に基づき、博士の学位を授与した日から 1 年以内に、博士論文または論文要旨、及び学位審査結果の要旨を本学ホームページにおいて公表する。また、本学リポジトリを利用して登録し、インターネットで公表することを原則とする。やむを得ない事由によりインターネットで全文公開できない場合は、その内容の要約を登録・公開する。

9) 修了要件

修了要件は、博士後期課程に 3 年以上在籍し、所定の単位（共通科目 3 単位、専門科目 2 単位以上、博士特別研究 9 単位の計 14 単位以上）を修得するとともに必要な研究指導を受け、博士論文本審査並びに最終試験に合格することとする。

7. 施設・設備等の整備計画

7-1. 教育・研究施設・設備

博士後期課程の授業は、看護学部棟内にある大学院生用講義室において行う。看護学部棟には学部教育のために必要な教育環境・設備が完備されている。また、博士後期課程の学生用の研究室は、大学院生研究室として整備されている。大学院生研究室には、個人用デスク、個人用ノートパソコン、印刷機、コピー機が設置されており、学生各自の時間に合わせて、24 時間 365 日、いつでも学習・研究ができる環境が整備されている。また、学内 Wi-Fi の利用も可能である。大学院生用講義室及び大学院生用研究室は、博士前期課程との共有であるが、看護学研究科の学生のみでの使用となることから、博士後期課程における教育・研究のための場所の確保に支障は生じない見込みである。加えて、博士後期課程の設置に合わせ、同一フロアに大学院生用研究室（47 m²）と、2 つの小教室（15 m²）に分割可能な大学院生

用講義室（30 m²）を確保し、博士後期課程における教育・研究の利便性を高め、一層の充実を図る計画となっている（資料 22）。

さらに、本学には教育・研究施設として、先端医科学統合研究施設（先端医科学研究センター、研究連携・支援センター、実験動物センター）、放射線管理センター、教育支援センター、国際協力支援センター、情報基盤センターが設置されており、学習・研究に係る専門的な支援体制が整っている。これらの教育・研究施設では、定期的に教育・研究に係るセミナーや講習会を行っており、学習・研究を支援している。また、保健センターでは、定期健康診断や予防接種の実施、カウンセリングを受けられる体制も整っている。他方、看護学研究科に在籍する学生の研究活動に関する費用の一部を補助する研究費制度や奨学金制度も整備されており、学習・研究を支援する体制は充実している。

7-2.図書館

大学図書館は、平日は9時から22時、土曜日は9時から19時、日曜日は10時から17時に開館しており（開館日数は345日以上）、利用可能である。閲覧席は各階全てに設置されており、グループ学習室、個人閲覧室、PCルーム、AV室、会議室を含めると452席となる。また、館内全域に無線LAN、いつでもネットワークに接続できるOPAC専用機（3台）の他、AD認証により利用できるパソコンを85台（PCルーム68台、検索コーナー13台、個人閲覧室4台）整備している。さらに、個人閲覧室にはパソコン、スキャナー、プリンタが設置されている。個人閲覧室は、最長1週間を通して利用可能であり、効率的な学習と各種情報検索が可能となっている。また、PCルームにおいては授業支援ソフトを導入し、効果的にオリエンテーション、授業、課外授業、ガイダンス、講習会の実施が可能となっている。

蔵書は、図書231,940冊（和書136,943冊、洋書94,997冊）、雑誌（冊子）5,212誌（和雑誌2,258誌、洋雑誌2,954誌）、継続中の雑誌（冊子）719誌（和雑誌619誌、洋雑誌100誌）、電子ジャーナル749誌（国内雑誌84誌、外国雑誌665誌）、電子ブック839タイトル、視聴覚資料2,728点である（2022年3月時点）。これら蔵書の多くは、医学・看護学分野である。また、大学ネットワークを利用した学術情報入手環境も整備されており、医学・看護学分野の電子ジャーナル及び各種データベースはイントラネットを通じて、学内のどこからでも利用可能である。データベースには、医学・看護学分野の文献情報を検索するためのMEDLINE、Web of Science、医中誌Web版の他、看護学研究で利用度の高いCINAHL、最新看護索引Web及びEBMに基づく診療情報を収録したThe Cochrane Libraryを契約しており、博士後期課程における教育・研究に十分に対応できる内容となっている（資料 23）。

学生は、自宅から図書館にリモートアクセスして、文献検索や閲覧することも可能である。電子データなどで入手できない論文は図書館間を通じて複写を取り寄せることができる。また、図書館が主催するセミナーや講習会も定期的に開催されている。これらのセミナー等は、オンデマンド（Web 動画）でも視聴可能になっており、自分の時間に合わせていつで

も学習できる環境が整備されている。

図書購入費は毎年計上され、新たな図書が購入されている。また、博士後期課程設置に伴う設置経費としても図書購入費は計上されており、博士後期課程に相応しい高度な学習・研究に必要な図書の購入は可能である。

8. 既設の看護学部並びに博士前期課程との関係

博士後期課程は、看護学部並びに博士前期課程における教育・研究を基盤として位置づける。

看護学部は、基礎看護学、看護管理学、生体防御・感染看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学（急性期）、成人看護学（慢性期）、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、国際公衆衛生看護学の11領域から構成され、「患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を養成する」ことを教育理念として教育・研究を行っている。卒業生は、その4割以上が県内の保健医療福祉関係機関に就業しており、看護職者として県民の健康課題の解決に貢献している。博士前期課程は、看護学部の11の専門領域を基本単位として発展させた「基盤・機能看護学」並びに「実践看護学」の2つの専門分野を置き、「社会から信頼され、看護の質向上並びに看護学とその学際的发展に寄与できる、高度な看護実践力と研究的思考能力を備えた看護実践者、看護管理者、看護教育者・研究者を養成する」ことを教育理念として教育・研究を行っている。修了生は、県内はもとより、全国の保健医療福祉関係機関に就業し、リーダー的存在として高度かつ専門的な看護を実践できる看護実践者や人的・物的資源や情報等を効果的にマネジメントできる看護管理者として活躍しており、健康課題の解決並びに地域の保健医療福祉の発展に貢献している。また、看護系大学等の高等教育機関において教育・研究者としても活躍している者もいる。

博士後期課程は、看護学部並びに博士前期課程における教育・研究を基盤としてさらに専門性を高め、博士前期課程における「基盤・機能看護学」並びに「実践看護学」の2つの専門分野を統合し、教育・研究対象の中心的な分野を「看護学」の一分野として構成する。教育理念として、「社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学的发展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者を養成する」ことを掲げて高度かつ専門的な教育・研究を行う。看護学分野を構成する教育課程は、博士前期課程の2つの専門分野における専門科目を科目横断的に統合し、「看護キャリアマネジメント特論」「生体機能ケア特論」「生活環境調整支援特論」「看護実践ケア開発特論」「地域ケアシステム開発特論」の5つの専門科目を配置する。博士後期課程の専門科目は、前述の通り博士前期課程の専門科目を科目横断的に統合していることから、博士前期課程の教育内容からの連続性を持ちつつ、その専門性をより一層高めた教育内容となっており、博士前期課程から博士後期課程への連続性・一貫性を持った

教育課程として組織している。(資料 24)。

なお、担当教員は、全員が看護学部教員並びに博士前期課程の教員を兼務することから、看護学部並びに博士前期課程との連続性・一貫性をもって教育・研究が可能である。

9. 入学者選抜の概要

9-1. 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー：AP)

博士後期課程では、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、教育内容等を踏まえ、以下に該当する学生を求める。

AP1：看護学の専門領域に係る基礎的な知識並びに研究遂行能力を有する人。

AP2：地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人。

AP3：自律的に看護学研究に取り組む意欲を有している人。

9-2. 募集定員

博士後期課程の募集定員は、3名とする。

9-3. 出願資格

出願資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 国内の大学院を修了し、修士の学位または専門職学位を有する者及び令和 5 (2023) 年 3 月取得見込みの者。(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
- 2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 5 (2023) 年 3 月までに学位取得見込みの者。
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
- 4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
- 5) 外国の学校または 4) の指定を受けた教育施設の教育課程を履修し、大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 6) 文部科学大臣の指定した者 (平成元年文部省告示第 118 号)。
- 7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在において満 24 歳に達した者。

9 - 4.入学者選抜方法

入学者選抜方法は、教育・研究業績書並びに研究計画書による書類審査、英語筆記試験並びに小論文試験による学力試験、面接試験の総合評価とする。選抜方法によるアドミッション・ポリシーの評価について、表3に示す。

AP1「看護学の専門領域に係る基礎的な知識並びに研究遂行能力を有する人」は、主として、書類審査並びに英語筆記試験により評価する。AP2「地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人」は、主として、書類審査、小論文試験並びに面接試験により評価する。AP3「自律的に看護学研究に取り組む意欲を有している人」は、主として、面接試験により評価する。

表3 選抜方法によるアドミッション・ポリシーの評価

	書類審査		学力審査		面接試験
	教育・研究業績書	研究計画書	英語筆記試験	小論文試験	
AP1	◎	○	◎	○	○
AP2	◎	◎		◎	◎
AP3		○			◎

◎：APの評価に直結し、関連が非常に強い ○：APの評価に特に関与

9 - 5.入学者選抜方法の評価の観点

入学者選抜方法の評価は、書類審査 100 点（教育・研究業績書 50 点、研究計画書 50 点）学力試験 100 点（英語筆記試験 50 点、小論文試験 50 点）、面接試験 100 点とする。

選抜方法の主たる評価の観点として、教育・研究業績書では、これまでの研究業績（著書、修士論文、学術論文、学会発表、研究報告）について、AP1「看護学の専門領域に係る基礎的な知識並びに研究遂行能力を有する人」、AP2「地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人」の観点から評価する。研究計画書では、博士後期課程における研究計画について、AP2「地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人」の観点から評価する。

英語筆記試験では、看護学に係る英文の設問により、AP1「看護学の専門領域に係る基礎的な知識並びに研究遂行能力を有する人」の観点から評価する。小論文試験では、看護学の専門分野に係る設問への論述により、AP2「地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人」の観点から評価する。

面接試験では、臨床上の問題意識やこれまでの研究業績、博士後期課程における研究計画等に係る口頭試問により、AP2「地域、施設、病院、教育の場における看護学上の課題に問題意識を有し、解決に向けた看護学研究に取り組む人」、AP3「自律的に看護学研究に取り組む意欲を有している人」の観点から評価する。

9 - 6. 入学者選抜体制

入学試験は、毎年度、10月と翌年1月の2回実施し、受験の機会を提供する。

- ①選抜試験を適正かつ公正に実施することを目的に、入学試験ごとに研究科長を本部長、看護学部事務部長等の事務責任者を副本部長とし、研究科運営委員会を中心として博士後期課程入試実施本部を組織し、万全な体制をとる。
- ②入学試験の準備及び実施計画の作成、試験監督者の選抜・依頼、問題作成者の選抜・依頼、採点者の選抜・依頼、試験結果の集計、判定資料作成等の業務は、研究科運営委員会が行う。
- ③本部長は、専門領域の担当教員による問題作成委員会を設置し、問題作成及び校正に従事させる。
- ④研究科運営委員会は、入学試験ごとに詳細な実施要領、監督要領、面接要領を作成し、選抜試験実施前に担当者への説明会を開催し、関係する教職員が各自の役割分担に関する留意点及び全体の流れが把握できるように周知する。
- ⑤入学試験は、看護学研究科において実施し、看護学研究科教授会の審査を経て、学長が合否を決定する。

10. 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

博士後期課程では、看護系大学等の高等教育機関や保健医療福祉関連の研究機関等に勤務する教育・研究者、病院等の保健医療福祉関連機関に勤務する看護職者等の社会人を中心に多様な人材を幅広く受け入れる。したがって、学生が社会人として仕事を継続しながらも修学できる体制を整備する目的で、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法を実施する。

10 - 1. 標準修業年限

標準修業年限は3年とする。但し、在学期間は修業年限の2倍（6年）を超えることはできない。なお、仕事等の諸事情により標準修業年限での修業が困難な学生に対し、長期履修制度を導入し、最長5年間まで履修期間の延長を許可するものとする。長期履修については、所定の手続きにより、出願時に選択した修業年限を変更することができる（資料 25）。

10 - 2. 履修指導及び研究指導の方法

長期履修を希望する学生への履修指導及び研究指導は、主指導教員が行う。主指導教員は、入学時に履修ガイダンスを実施し、標準修業年限（3年）で修了する学生と同様の履修指導及び研究指導の方法に係る説明を行う。

10 - 3. 授業の実施方法

授業の実施方法は、学生が社会人として仕事を継続しながらも学修できるように整備する。授業は、平日昼間（9時から17時50分）の開講を基本とするが、学生が仕事を継続しながらも学修できることを考慮し、平日夜間帯や土曜日、夏期休業期間及び冬期休業期間も開講が可能な体制とする。開講時間は、平日夜間帯は6限（18時から19時30分）、7限（19時40分から21時10分）、土曜日は1限から5限（9時から17時50分）とする。なお、研究科目については、主指導教員及び副指導教員と学生との相談により、指導の時間帯を設定することを可能とする。

授業の実施方法は、共通科目及び専門科目の授業は対面授業、研究科目における研究指導はゼミ形式による対面指導を基本とするが、仕事等のために大学に登校できない学生に対しては、状況に応じて、オンラインによる授業・指導も可能とする。オンラインによる授業・指導により、自宅や職場等からでもPCを介してリアルタイムで他の学生と共に講義を受けたり、ディスカッションしたり、また、プレゼンテーションすることが可能となる。これらにより、登校できない学生に対しても、対面授業・指導を受ける学生と遜色のない学修環境と教育・指導が提供でき、同様の学修効果が期待できる。さらに、研究科目については、学生との調整の上、柔軟に日時を決定し、指導を行うことを可能とするとともに、適宜、電子メール等も活用しながら指導する。

10-4.教員の負担の程度

博士後期課程設置後、看護学部における業務を主務とする教員と、看護学研究科における業務を主務とする教員とに大別し、担当教員の負担の程度が過度に増加しないように標準化を図る。

博士後期課程の授業は、平日昼間の開講を基本とするが、社会人である学生が仕事を継続しながらも学修できる時間帯を考慮し、平日夜間帯や土曜日、夏期休業期間及び冬期休業期間も開講が可能な体制とする。したがって、博士後期課程の授業を平日夜間帯や土曜日等に実施する場合には、月曜日から金曜日までの平日昼間に、看護学部並びに博士前期課程の授業がない曜日を設け、研究日等に充てられるように配慮して時間割を作成する。研究科目については、学生との調整の上、柔軟に日時を決定できる体制とする。また、看護学部の授業については、卒業研究等の研究に関する科目と、所属領域の配当科目の授業内容で概論に相当するコマを中心に担当するように配慮することで、授業時間数の軽減を図る（資料26）（資料27）（資料28）。

委員会業務について、看護学部並びに看護学研究科における各委員会は、現在、水曜日を中心に月1回開催されている。博士後期課程設置後も、水曜日を中心に月1回開催される予定である。したがって、水曜日に博士後期課程の授業をもつ担当教員については、他の科目担当教員と担当コマ等を調整することで、授業と委員会とが重複しないように配慮する。また、担当教員は看護学研究科の委員会を中心に担当し、看護学部の委員会数を調整することで、委員会業務に係る負担の標準化を図る。

なお、看護学部並びに看護学研究科では、専門業務型裁量労働制を導入していることもあり、担当教員の負担の程度が著しく増加することへの配慮はできていると考える。

10 - 5.施設設備の利用

学生が学習・研究に使用する大学院生用研究室のある看護学部棟は、平日昼間（7時から19時）以外は暗証番号によるセキュリティシステムで出入りを管理している。大学院生に対しては研究室の鍵を貸与しており、24時間365日の利用が可能で、学生の時間に合わせていつでも学習・研究ができる。また、大学院生研究室は、個人用デスク、個人用ノートパソコン、印刷機、コピー機、学内Wi-Fiが整備されている。

大学図書館は、平日は9時から22時、土曜日は9時から19時、日曜日は10時から17時に開館しており（開館日数は345日以上）、平日夜間帯や土曜日、夏期休業期間及び冬期休暇期間も利用可能である。また、大学ネットワークを利用した学術情報入手環境も整備されており、医学・看護学分野の電子ジャーナル及び各種データベースは、イントラネットを通じて学内のどこからでも利用可能である。さらに、学生は、登録することにより自宅から図書館にリモートアクセスして、文献検索や閲覧することも可能である。電子データ等で入手できない論文は図書館を通じて複写を取り寄せることができる。また、大学図書館が主催するセミナーや講習会も定期的で開催されている。これらのセミナー等は、オンデマンド（Web 動画）でも視聴可能になっており、自分の時間に合わせていつでも学習できる環境が整備されている。

10 - 6.看護学研究科事務室の対応

看護学研究科事務室は、原則として、平日昼間（9時から17時）の対応となる。したがって、各年次開始時のオリエンテーションの際に、学生にその旨を周知する。博士論文に係る書類の提出等の事務手続きについて、申請様式は学内サイトに掲載することで、いつでもダウンロードして作成することができるようにする。提出物等については、電子メール（看護学研究科事務室専用）でも受け付けるとともに、学生や担当教員の押印やサインが必要な書類、電子メールでの送信が困難な書類等については、大学院生研究室と同フロア（看護学部棟3階）に受付ポストを設置し、事務職員が毎日ポスト内を確認の上、適切に処理していく他、同フロアに学生個人ごとのメールロッカーを設置し、看護学研究科事務室からの文書による連絡・伝達事項、配付物を投函することで、平日夜間帯や土曜日等の授業が開講される時間帯における利便性の向上を図ることとする。

なお、博士論文作成に係る事務手続きについては、あらかじめ博士論文作成スケジュールに併記するとともに、提出期限など厳密に明示している手続きを除き、上記時間に拘らず可能な限り柔軟に対応することで、仕事等の学生の個別的な事情に配慮する。これらにより、学生が事務手続きを円滑に進めることができるように対応する。

10 - 7.長期履修制度（大学院設置基準第 15 条）について

1) 趣旨

博士後期課程では、看護系大学等の高等教育機関や保健医療福祉関連の研究機関等に勤務する教育・研究者や、病院等の保健医療福祉関連機関に勤務する看護職者等の社会人を中心に多様な人材を幅広く受け入れる。そのため、3 年の標準修業年限内での修学が困難であることが見込まれる学生に対しては、標準修業年限を超えて教育課程を履修し、修了することを可能にする長期履修制度（大学院設置基準第 15 条）を設けることで、社会人学生の積極的な受け入れを図る。

なお、申請資格、長期在学期間、申請等については、『獨協医科大学大学院看護学研究科長期履修制度の取り扱い要領』に定める（前掲資料 24）。

2)履修指導及び研究指導の方法

長期履修を希望する学生への履修指導及び研究指導は、主指導教員が行う。

主指導教員は、入学時に履修ガイダンスを実施し、標準修業年限（3 年）で修了する学生と同様の履修指導及び研究指導の方法に係る説明を行う。

なお、長期履修を希望する学生の研究指導については、その修業年数で所定の科目を履修させながら研究指導にあたることになるが、各種提出・申請時期、報告・発表時期等については、標準修業年限（3 年）で修了する学生の年次計画と同様とする。

3)授業の実施方法

長期履修学生のための特別な時間割、授業の実施方法は設けず、標準修業年限（3 年）で修了する学生と同様とするが、修業年限の中で計画的に履修できるように、十分な履修指導を行う。

11. 管理運営

11 - 1.大学全体の管理運営体制（教学マネジメント委員会）

本学では、医学部、看護学部、医学研究科及び看護学研究科における教育並びに学生生活の在り方に関する事項について審査することを目的として、教学マネジメント委員会を設置している。教学マネジメント委員会は、学長を委員長とし、副学長、医学部長、医学部教務部長、医学部学生部長、医学研究科長、看護学部長、看護学部教務部長、看護学部学生部長、看護学研究科長、事務局長、学務部長、看護学部事務部長で構成され、年 3 回程度開催されている。この教学マネジメント委員会の審査事項は、『獨協医科大学教学マネジメント委員会規程』に基づき、以下の通りである。

- (1) 建学の理念、教育理念及び教育目標に関する事項
- (2) 学生受入れに関する事項
- (3) 教育カリキュラムに関する事項
- (4) 学生生活支援に関する事項

- (5) 学位授与に関する事項
- (6) キャリア支援に関する事項
- (7) その他学生の教育及び学生生活支援に関する事項

11 - 2.看護学研究科運営委員会

看護学研究科では、これまで管理運営面の事項を取り扱う看護学研究科運営委員会、及び教学面の事項を取り扱う看護学研究科教学委員会の2つの委員会にて研究科運営を行ってきた。今般大学院運営・教育のさらなる効率化、並びに充実・発展に資することを目的に、令和4年4月1日より両委員会を統廃合し、新たに管理運営面並びに教学面の双方を取り扱う看護学研究科運営委員会を設置した。

看護学研究科運営委員会は、『獨協医科大学大学院看護学研究科運営委員会規程第2条及び第4条』に基づき、研究科長を委員長とし、研究科指導教授3名、その他研究科長が必要と認めた者若干名により構成する。また、運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができることとしている。運営委員会は、原則として毎月1回開催しており、運営委員会の審議事項、その他担当業務は以下の通りである。

【審議事項】

- (1) 学生の入学（転入学、再入学を含む。）及び課程の修了
- (2) 授業及びカリキュラム
- (3) 試験及び成績
- (4) 学生の休学、復学、退学及び除籍、並びに長期履修
- (5) 学位論文に関する事項
- (6) 学生の賞罰及び学生生活全般
- (7) 学生の学外研修
- (8) その他教授会から委任された事項

【その他担当業務】

研究科の入学者選抜に関する企画立案及びその実施にあたるほか必要な業務

11 - 3.看護学研究科教授会

看護学研究科では、獨協医科大学大学院学則第36条の規定に基づき、学長が掲げる教育・研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるため、看護学研究科教授会を設置している。教授会は研究科長が議長となり、学長が指名した副学長、研究科指導教授、大学院学則第35条第2項に規定する教授、学長及び研究科長が必要と認めた者を構成員として組織しており、原則として毎月1回開催している。看護学研究科教授会の審査事項は、『獨協医科大学大学院看護学研究科教授会規程』に基づき、以下の通りである。

- (1) 学生の入学（編入学、転入学、再入学含む。）及び課程の修了
- (2) 学位の授与

また、前述の審査事項のほか、以下の事項についても学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- (3) 教育課程の編成
- (4) 学生の試験
- (5) 学生の賞罰
- (6) 教育・研究に関する諸規程の制定改廃
- (7) 科目等履修生に関する事項
- (8) 教員の教育・研究業績の審査（選考）

12. 自己点検・評価

12 - 1.基本方針

本学では、『獨協医科大学学則』及び『獨協医科大学大学院学則』に基づき、大学及び大学院における教育・研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、質の向上に向けた改善を推進するために、獨協医科大学内部質保証推進委員会を設置し、全学的かつ組織的に取り組んでいる。構成委員は、副学長、学長補佐（内部質保証推進担当）、医学部長、看護学部長、医学部教務部長及び看護学部教務部長、医学部学生部長及び看護学部学生部長、医学研究科長及び看護学研究科長、事務局長である。自己点検・自己評価の項目は、『獨協医科大学内部質保証推進委員会規程』に基づき、以下の通りである。

- (1) 内部質保証の方針及び計画策定に関すること
- (2) 大学全体の自己点検・評価の実施、改善計画及びその実施に関すること
- (3) 学部・研究科それぞれの自己点検・評価委員会等への助言、連絡・調整に関すること
- (4) 外部評価及び認証評価への対応に関すること
- (5) 自己点検・評価結果に基づく年次報告の作成及び公表に関すること
- (6) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に関すること
- (7) その他自己点検・評価及び内部質保証に関し必要なこと

12 - 2.組織

全学的に自己点検・評価を実施する組織として、獨協医科大学内部質保証推進委員会を設置し、その下部組織として、医学部自己点検・評価委員会、看護学部自己点検・評価委員会、医学研究科自己点検・評価委員会、看護学研究科自己点検・評価委員会を組織している。これらの委員会において、それぞれの部署における教育・研究活動の状況について自己点検及び評価を行い、質の向上に向けた改善に向けた取り組みを実施している。さらに、自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する事項及び本学が行う内部質保証の有効性に関する事項

について、外部の有識者（外部評価者）による客観的評価・検証を受けている。

自己点検・評価のための情報収集・整理・調査・分析等は、教学 IR (Institutional Research) センターとも密接な連携を保ちながら、本学の教育活動全般について自己評価・点検を遂行し、報告書を作成・公表することにより、自律的な点検改善（PDCA）サイクルを回す体制が整っている。

12 - 3.評価

本学での自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、平成 29（2017）年に認証評価機関である（公財）大学基準協会の大学評価（認証評価）による適合認定を受け、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、令和 7（2025）年 3 月末日までとする。」との評価を得ている（平成 30（2018）年 4 月 1 日付）。今後は、令和 7（2025）年度に大学基準協会の「大学評価」の受審を予定している。また、看護学部は、令和 4（2022）年度に日本看護学教育評価機構（Japan Accreditation Board for Nursing Education ; JABNE）の受審を予定している。

12 - 4.評価結果の公表と活用

自己点検・評価の評価結果は、教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年 文部科学省令第 15 号）に則り、教育法施行規則に基づいて積極的に公表している。自己点検・評価結果については、本学ホームページ上に情報を公開している。

なお、本学が提出した「自己点検・評価報告書」、「大学基礎データ」及び大学基準協会より通知された「大学評価（認証評価）結果」については、本学ホームページに掲載し、社会に対して広く公表している。

13. 情報の公表

13 - 1.公表の方針

本学では、大学設置基準及び学校教育法の改正による「教育・研究活動等に関する情報公表」の義務化を受け、大学院を含めた大学全体の運営や教育・研究等の諸事業について、大学として社会に対する説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育・研究活動の質の向上を図ることを目的として情報公開を行っている。

博士後期課程設置後も、ステークホルダーが適切に必要な情報を得られるように配慮し、人材の養成に関する目的、その他教育・研究上の目的に係る情報を積極的に公開していく。

13 - 2.情報公表の内容と実施方法

情報公表の実施方法として、広範かつ迅速な提供を行うために本学のホームページを主

な媒体としている。主な情報公表と URL は、下記の通りである。

①大学の教育・研究上の目的に関すること

<https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-021.pdf?v>

(トップ>情報公表>大学学則)

[https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-018\(2\).pdf?v](https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-018(2).pdf?v)

(トップ>情報公表>大学院学則)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/philosophy.html>

(トップ>大学について>建学の精神・理念等)

②教育・研究上の基本組織に関すること

【大学】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/02166-007.pdf?v=86a440ad5b54a688f22308bafc1b3091>

(トップ>情報公表>教員組織)

【医学部医学科・医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm/organization/>

(トップ>医学部>医学部構成)

【看護学部看護学科・看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/overview/nursing/>

(トップ>看護学部>看護学部のご案内>領域紹介)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/graduate-school/overview.html>

(トップ>大学院看護学研究科>研究科概要>研究科について)

③教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること

i 教員組織

<https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/02166-007.pdf?v=86a440ad5b54a688f22308bafc1b3091>

(トップ>情報公表>教員組織)

ii 教員数

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/teacers-job.html>

(トップ>情報公表>専任教員数 (職階別専任教員数))

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/teacers-age.html>

(トップ>情報公表>専任教員数 (年齢別専任教員数))

iii 保有学位・業績

<https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00967-002.pdf?>

(トップ>情報公表>各教員が有する学位)

<https://researchers.dokkyomed.ac.jp/search/index.html?lang=ja&template=template1>

(トップ>情報公表>各教員が有する業績)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/overview/teacher/>

(トップ>看護学部>看護学部のご案内>教員紹介)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/graduate-school/teachers.html>

(トップ>看護学研究科>研究科概要>教員一覧)

④入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況に関すること

i アドミッション・ポリシー (入学者に関する受け入れ方針)

【医学部医学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm/overview/policy.html>

(トップ>医学部>医学部概要>4つのポリシー)

【看護学部看護学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/overview/educational-policy.html#admission>

(トップ>看護学部>看護学部のご案内>4つのポリシー>アドミッション・ポリシー)

【医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm-g/curriculum/philosophy.html>

(トップ>大学院医学研究科>研究科概要>教育理念・4つのポリシー)

【看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/graduate-school/admission-policy.html>

(トップ>大学院看護学研究科>研究科概要>アドミッション・ポリシー)

ii 入学者数

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/transition.html>

(トップ>情報公表>入学者数及び入学者数推移)

iii 収容定員

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/capacity.html>

(トップ>情報公表>収容定員及び収容定員充足率)

iv 在学学生数

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/students.html>

(トップ>情報公表>在学者数及び社会人学生数)

v 修了者数・就職者数・就職先の情報

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/number/graduation.html>

(トップ>情報公表>卒業(修了)者数、学位授与数及び卒業(修了)後の状況(就職先の情報を含む))

⑤授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業計画に関すること

【医学部医学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm/curriculum/syllabus>

(トップ>医学部>カリキュラム>医学部講義シラバス/CC シラバス・ACC シ

ラバス)

【看護学部看護学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/education/>

(トップ>看護学部>カリキュラム)

【医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm-g/curriculum/overview.html>

(トップ>大学院医学研究科>研究科概要>カリキュラム概要)

【看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/schoollife/syllabus.html>

(トップ>大学院看護学研究科>カリキュラム>シラバス・学生生活のしおり)

⑥学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定にあたっての基準に関すること

【医学部医学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm/campus/guide/>

(トップ>医学部>キャンパスライフ>学生生活のしおり)

【看護学部看護学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/education/>

(トップ>看護学部>カリキュラム>学生生活のしおり)

【医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm-g/curriculum/requirements.html>

(トップ>大学院医学研究科>研究科概要>履修・修了要件)

【看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/graduate-school/requirements.html>

(トップ>大学院看護学研究科>研究科概要>履修・修了要件)

⑦校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育・研究環境に関すること

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/campus/map.html>

(トップ>大学について>キャンパス案内>キャンパスマップ)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/research/facility/>

(トップ>研究・産学官連携>研究施設)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/campus/facility.html>

(トップ>大学について>キャンパス案内>施設・設備)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/campus/attached-hospital.html>

(トップ>大学について>キャンパス案内>病院)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/campus/anniversary-hall.html>

(トップ>大学について>キャンパス案内>創立 30 周年記念館)

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/campus/other-facility.html>

(トップ>大学について>キャンパス案内>その他施設)

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

【医学部医学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm/exam/tuition.html>

(トップ>医学部>受験生の皆さん>学納金一覧)

【看護学部看護学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn/exam/tuition.html>

(トップ>看護学部>受験生の皆さん>学納金一覧)

【医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dusm-g/exam/tuition.html>

(トップ>大学院医学研究科>受験生の皆さん>学納金一覧)

【看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmucn-g/exam/tuition.html>

(トップ>大学院看護学研究科>受験生の皆さん>学納金一覧・奨学金制度)

⑨大学が行う学生の学修、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

【医学部医学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/publication/medicine-school.html>

(トップ>情報公表>学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援>医学部医学科・大学院医学研究科)

【看護学部看護学科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/publication/nursing-midwifery.html>

(トップ>情報公表>学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援>看護学部看護学科・助産学専攻科)

【医学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/publication/medicine-school.html>

(トップ>情報公表>学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援>医学部医学科・大学院医学研究科)

【看護学研究科】

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/publication/graduate-nursing.html>

(トップ>情報公表>学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援>大学院看護学研究科)

⑩その他

i 大学構成

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/organization/>

(トップ>大学について>大学概要>大学構成)

ii 学則

<https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-021.pdf?v>

(トップ>情報公表>大学学則)

[https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-018\(2\).pdf?v](https://www.dokkyomed.ac.jp/files/dmu/info/00388-018(2).pdf?v)

(トップ>情報公表>大学院学則)

iii 公的研究費の不正使用防止に向けた取組み

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/prevent-unauthorized.html>

(トップ>大学について>大学概要>公的研究費の不正使用防止に向けた取組み)

iv 財務状況

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/financial.html>

(トップ>大学について>大学概要>財務状況)

v 利益相反に関する各種ポリシー

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/conflicts-interest.html>

(トップ>大学について>大学概要>利益相反に関する各種ポリシー)

vi 大学評価 (認証評価、) 自己点検・評価報告の結果

<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/evaluation.html>

(トップ>大学について>大学概要>大学評価 (認証評価))

また、教育・研究成果については、学術論文等として積極的に広く社会に公表・還元するとともに、関係諸機関と連携して公開講座等を開講し、地域社会や地域の人々に対して積極的に還元している。博士後期課程設置後は、教育・研究成果について、社会への公表・還元、地域社会や地域の人々への還元を、より一層、活性化していく。

14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

14 - 1. 教職員の組織的な研修等の取り組み (Staff Development : SD)

社会の変化の中で、本学がその使命を十分に果たすためには、運営について、より一層の高度化を図ることが必要となる。そのためには、教職員が運営に必要な知識・技術を身に付け、能力及び専門性を向上させることが不可欠である。本学では、資格管理部門・教員研修部門・職員研修部門・看護教育部門の4部門から構成される獨協医科大学 SD センターを設置しており、組織的な取り組みとして、教職員の能力及び専門性の向上に向けた研修会や講習会 (Staff Development : SD) を定期的・継続的に実施している (資料 29)。

獨協医科大学 SD センターが主催する研修会や講習会を踏まえて、看護学部並びに看護学研究所において、運営や教育・研究に関する会議等には教職員が出席し、共通理解を深めながら、一体となって管理運営を行っている。

博士後期課程設置後も今日までの取り組みを継続するとともに、博士後期課程に相応しい高度な管理運営ができる能力及び専門性の確保・向上に向けて、教職員を対象とした研修会を計画、実施し、教職員の能力の確保・向上と管理運営の質の向上に努めていく。

14 - 2. 教員の組織的な研修等の取り組み (Faculty Development : FD)

看護学部並びに看護学研究科では、教員として相応しい教育・研究能力及び質の担保と向上に向けて、看護学部 FD 委員会並びに看護学研究科教学委員会が合同で主催する研修会 (Faculty Development : FD) を計画的に実施している (資料 30)。

まず、年に 1 度、教員研修会を開催している。令和 2 年度は、「授業改善の課題を見出すーより効果の高い授業を行うためにー」をテーマとして、各領域において授業評価を行い、今後の課題の明確化と具体的な改善策について検討して全体共有した。令和 3 年度は、「獨協医科大学看護学部の 2040 年を見据えてー今すべき個々の役割と組織の役割ー」をテーマとして、看護学部並びに看護学研究科の現状や課題、目標や将来像についてディスカッションを行い、教員としての具体的な取り組みについて検討して全体共有した。また、令和 3 年度は、教員の教育・研究能力の向上を図ることを目的として、3 回に渡る「授業設計」をテーマとした教育研修会や「生命科学・医学系指針の背景と研究倫理」をテーマとした研修会を開催している。さらに、授業改善並びに教員の教育能力の向上を図ることを目的として、ティーチング・ポートフォリオによる領域並びに教員個人の教育活動の整理・省察・評価、また、授業のピアレビュー (前期・後期、全 11 回) を実施している。

また、看護学部 FD 委員会並びに看護学研究科教学委員会と看護学部研究推進委員会との共催により、新任教員の研究紹介、研究費助成や研修助成を受けた研究成果の報告会、外部講師を招聘した研究セミナー等を定期的で開催し、教員の研究能力の向上に向けた取り組みを実施している。

他方、「看護学部共同研究費助成 (領域研究、一般研究、若手研究)」や「学外研修参加費助成」等の研究費助成制度が整っている。また、一般社団法人獨協国際医学教育・研究財団から提供された基金による「獨協国際医学教育・研究財団賞」も行われており、大学としての研究費助成制度は充実している。さらに、研究連携支援センターや情報基盤センター、図書館が主催する教育・研究に係る研修会や講習会が月 1 回程度定期的で開催されている。これらのセミナーは、オンデマンドで視聴可能になっており、自分の時間に合わせていつでも教育・研究能力の維持・向上に向けて自己研鑽ができる環境も整備されている。

博士後期課程設置後も、教員の教育・研究能力の確保・向上に向けた研修会を開催するとともに、教育・研究指導能力の向上を目的とした研修会、研究指導の過程において生じやすいアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントの防止を目的とした研修会等を計画・実施することでより一層充実させ、担当教員として相応しい高度な教育・研究能力並びに研究指導能力の確保・向上に向けて取り組んでいく。

14 - 3. 学生による授業評価

学生による授業評価として、看護学部並びに看護学研究科では、授業終了後に「授業評価アンケート調査」を実施している。学生による授業評価は、教員が授業の質の向上のために実施すると同時に、学生にとっても授業に取り組む姿勢を自己評価することで、主体的・自

律的に学修に取り組むことに寄与している。

学生による授業評価では、授業への参加度や主体性、授業の満足度、シラバスに記載された到達目標の達成度、授業内容の質と量、使用した教材や資料の有効性、授業から受けた知的刺激の程度等について5段階で評価している。併せて、授業の改善点や学修環境についての要望等を記載している。教員は、学生による授業評価の結果に基づき「授業評価の回答及び成績評価の講評」を作成し、学生にフィードバックしている。また、授業の振り返りと次年度に向けた改善点を検討して「授業改善への取組調査」としてまとめ、教務部長並びに研究科長に提出している。

博士後期課程においても、学生による授業評価を実施する。但し、博士後期課程は学生数が少ないことから、評価をした学生が特定される可能性が高い。そのため、授業等に係る意見や要望を担当教員に率直に表現する機会を設ける。具体的には、前期・後期の授業修了後に、学生と研究科長、看護学研究科教学委員会委員との意見交換会を開催する。意見交換会では、学生から直接、授業や学修環境、研究指導等についての意見や要望、評価等を聴取する。そして、学生からの意見や要望、評価を反映させながら、博士後期課程に相応しい授業の質並びに学修環境となるように努めていく。

14 - 4.教員による自己評価

教育・研究活動の改善に向けては、各教員が自己評価を行うことが重要である。

授業に係る自己評価として、看護学部並びに看護学研究科では、教務委員会及び研究科教学委員会による「授業改善への取組調査」を実施している。「授業改善への取組調査」は、学生による授業評価と同時期に実施し、学生による授業評価に基づき、今年度の授業の評価と次年度に向けた改善点を検討し、教務部長並びに研究科長に提出している。また、看護学部においては、各領域並びに教員個人で「ティーチング・ポートフォリオ」を作成し、領域及び個人としての教育の理念や方法、今後の目標等の教育活動を評価している。ティーチング・ポートフォリオは看護学部長に提出している。

さらに、人事評価として、教育活動や研究活動、組織運営活動、地域貢献活動の観点から「活動実績表」を作成して自己評価するとともに、「職務行動評価表」により、教員間の双方向評価を実施している。「職務行動評価表」の結果は教員にフィードバックし、教員としての能力の向上を図っている。

博士後期課程設置後もこれらの教員による自己評価を継続し、博士後期課程に相応しい授業の質並びに担当教員の能力の担保・向上に向けて取り組んでいく。

14 - 5.国内外の学術集会及び研修会への参加

教員が、教育や研究に係る最新の知見や研究成果を学修できるように、また、教員が実施した研究の成果を社会に広く公表して還元できるように、国内外の学術集会及び研修会への参加を積極的に支援している。具体的には、学内掲示板や学内メールを活用して、開催さ

れる学術集会や研修会の情報を常時提供している。また、学術集会等に係る参加費や交通費については、教員個人研究費とは別途支給する研究費制度があり、国内外の学術集会及び研修会に参加しやすい環境が整っている。

博士後期課程設置後もこれらの制度を継続し、担当教員として相応しい研究活動の維持・質の向上に向けて、これまで以上に国内外の学術集会及び研修会への参加を活性化すべく取り組んでいく。

14 - 6.教職員の倫理の保持

教職員の職務に係る倫理の保持に関しては、職務の公正さに対する社会からの疑念や不信を招くような行為の防止を図り、社会からの信頼を確保するため、『獨協医科大学研究者行動規範』等を定めている（前掲資料19）。そして、研究活動を行う全ての教員並びに関係する事務職員、技術員、秘書等から「研究倫理誓約書」を徴求し、法令・規則の遵守、高い倫理観の保持、研究費の適正使用を義務付け、不正行為の内容を具体的に示すとともに、不正があった場合には自己責任となることを明示している。

また、大学は「知の拠点」として、知的成果を社会に還元する責務を担うことから、教職員は、学外の組織や機関と協力して行動することが必要となる。本学では、知的成果を社会に還元する活動を積極的に行うことを奨励するにあたり、『獨協医科大学利益相反倫理規範』を定め、利益相反行為の発生を事前に防止するとともに、本学と教職員等への信頼を高めることに努めることとしている。

さらに、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていること、公的研究費はその原資が国民の税金であることを踏まえ、公的研究費の運営・管理については大学が責任を負う必要があることから、科学研究費補助金等の公的資金はもとより、学内研究費についても適正に管理することで円滑に研究活動を遂行する必要がある。そのため、『獨協医科大学における公的研究費の不正防止計画（第5次）』を策定し、確実に実施していく。また、『獨協医科大学における公的研究費の不正使用防止に係る責任体系』に基づき、学内における運営・管理体制を明確にし、公的研究費を適正に運営・管理するための環境整備、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、研究費の適正な管理・運営、情報伝達体制の確立等の様々な取り組みを実施し、適正な研究活動に資するとともに不正の防止等に努めている。なお、『獨協医科大学における公的研究費の不正防止計画』は定期的に見直しを行い、公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んでいる。

博士後期課程設置後も、教職員の倫理の保持、意識向上と法令遵守の徹底を図っていく。

設置の趣旨等を記載した書類の資料一覧

資料 No.	資料名	掲載頁
資料 1	地域共創看護教育センター組織図	2
資料 2	令和 3 年度地域共創看護教育センター事業一覧	3
資料 3	公益社団法人日本看護協会「看護職の人材育成に関する要望書」	4
資料 4	栃木県保健医療計画（第 7 期計画）の基本理念	9
資料 5	本県並びに北関東圏に所在する看護系大学における博士後期課程の設置状況	10
資料 6	本県並びに北関東圏に所在する看護系大学における教員求人状況 （過去 4 カ月）	11
資料 7	公益社団法人栃木県看護協会会長からの「要望書」	12
資料 8	栃木県看護部長会会長からの「要望書」	13
資料 9	教育課程編成の考え方	14
資料 10	教育内容	15
資料 11	履修モデル	16
資料 12	博士後期課程カリキュラムマップ	18
資料 13	獨協医科大学就業規則	19
資料 14	高年齢者の採用に関する内規	32
資料 15	獨協医科大学特任教員規程	33
資料 16	獨協医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程	35
資料 17	博士論文作成スケジュール	40
資料 18	獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文作成要領	41
資料 19	獨協医科大学研究者行動規範	42
資料 20	獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文予備審査規程	44
資料 21	獨協医科大学学位規程看護学研究科細則	46
資料 22	大学院生研究室見取り図	50
資料 23	図書館所蔵電子ジャーナル一覧	51
資料 24	既設の看護学部並びに博士前期課程との関係	82
資料 25	獨協医科大学大学院看護学研究科長期履修制度の取扱い要領	83
資料 26	博士後期課程授業時間割	85
資料 27	教育課程毎の 1 週間当たりの担当コマ数一覧	86
資料 28	博士後期課程担当教員時間割（個別）	87
資料 29	令和 3 年度講習会開催予定	105
資料 30	令和 3 年度教員の組織的な研修等の取り組み実績	106



令和3年度 地域共創看護教育センター事業一覧

●地域貢献事業

- ・ 病気の子どもと家族のサポートグループ「つぼみ」
- ・ ボランティア「DMV」
- ・ First AED(ファーストエイド)
- ・ Mum & Dad Café
- ・ 感染症予防のための手洗い講習会
- ・ 地域住民による避難所運営シミュレーション事業 《ミブハグ》

●キャリア開発事業

- ・ Advanced Practice Nurse (APN) 看護研究会
- ・ 本学大学院専門看護師コース修了生に対するサポート事業
- ・ ジョイント講座
- ・ 慢性期看護が気になる人への OPEN ゼミ
- ・ 小児看護キャリアサポート「ChilD」
- ・ 助産学専攻科修了生と在校生及び助産師を目指す学部生のためのキャリア支援ネットワークの構築

●感染管理認定看護師養成事業（予定）

- ・ 令和4年度感染管理認定看護師教育課程の運営に係る事業
- ・ 看護師養成所専任教員の養成に関する情報収集

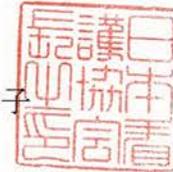
平成30年4月25日

文部科学省

高等教育局長 義本 博司 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



看護職の人材育成に関する要望書

医療提供体制の改革や地域包括ケアシステムの構築などの看護を取り巻く状況は大きく変化するとともに、看護を必要とする人々は複数の疾患や複雑な社会的背景を有するなど、患者像・利用者像も変化しています。このような状況下において、看護職には状況を的確に判断し対応するための看護実践能力の向上やニーズの多様化に対応した役割発揮が求められています。

つきましては、大学における看護師の育成および大学院における保健師・助産師育成についてご尽力を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

大学における質の高い看護学教育課程の推進

要 望 事 項

1. 大学における質の高い看護学教育課程の推進
2. 大学院における保健師の育成
3. 大学院における助産師の育成



要望1

大学における質の高い看護学教育課程の推進

- 1) 看護学部・看護学科の設置と定員拡充に財政的措置を講じるとともに、4年間の看護師教育の推進を図られたい。また看護学の更なる発展のため、大学院修士課程および博士課程の積極的な設置を推進されたい。あわせて、看護教育専門官の増員等、看護学教育の支援体制を強化されたい。
- 2) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム策定にあたって重視された看護実践能力の育成に不可欠な臨地実習について、ガイドラインを策定されたい。
- 3) 社会人の学び直しに対応するため、各看護系大学において学士編入制度の導入が可能となるよう財政的支援・方策を講じられたい。

1) 看護学部・看護学科の設置・定員拡充および4年間の看護師教育の推進

- 大学で看護を学ぶ志願者の増加に対し、看護系大学の定員数の増加が追いついておらず、志願倍率は6倍以上となっている。大学で学びたいと志願する多くの人が、質の高い看護学教育を受けられるよう学部・学科の新設や定員数の増加が必要である。
- また、看護実践能力の育成をはかるため、4年間の看護師教育を推進することが必要である。
- 看護学の更なる発展のため、教育者・研究者や高度専門職業人の育成に向け、大学院修士課程および博士課程の積極的な設置が必要。
- 看護系大学・大学院の増加に対応するため、高等教育局において看護教育専門官を増員し、看護学教育を支援する体制の強化が必要。

2) 看護学教育における臨地実習に関するガイドラインの策定

昨年、看護学教育モデル・コア・カリキュラムが策定され、看護実践能力の育成が重視されているが、看護実践能力の育成には、学んだ知識・技術を基に直接ケアの対象から学ぶことのできる臨地実習が重要である。そのため、医学教育や薬学教育と同様、看護学教育においても、臨地実習に関するガイドラインの策定が必要である。

3) 学士編入制度の推進

平成29年には2504名の学士保有者が看護職養成機関に入学しており、社会人の学び直しとして高いニーズがある。しかしながら、そのうち大学入学者は89名にとどまり、学士編入制度を導入している看護系大学は7校(入学定員67名)のみで増加していない。自身のこれまでの学びを活かし、質の高い教育を受ける機会として、各看護系大学での学士編入制度の導入が望まれるが、導入が進んでいない現状がある。

看護系大学における
応募者数・一学年定員数の推移



要望 2

大学院における保健師の育成

質の高い保健師育成のため、大学院における保健師教育を推進されたい。

- これまでも保健師は、地域で生活する住民の健康を支援するため、多様な保健活動実践や施策化等を行ってきた。更に、入院から在宅へというパラダイムシフトの中、地域包括ケアシステムの中での在宅看護・療養には、様々な多職種連携・調整が必要であり、保健師には医学的な知識のみならず、社会学的・心理学的視点等からのケアマネジメントが必要になっている。

【地域の健康ニーズ(一例)】

- ・慢性疾患や複合疾患を抱えながらの生活者への継続支援
 - ・生活困窮者や生活保護受給者等への健康及び生活支援
 - ・虐待や新しい感染症などの健康危機への迅速な対応
 - ・精神障害者の退院促進や地域移行・地域定着の支援
 - ・生活習慣病の発症予防・重症化予防
- 第104回保健師国家試験の合格率は85.6%(新卒者)と前回より大きく下回ったが、大学院及び養成所(1年)の合格率は全体平均、大学平均及び養成所(統合カリ)と比較し高い。保健師に特化した教育が重要である。
 - 大学院で保健師教育を受け保健師免許を取得した者は、ほぼ100%が保健師として自治体・事業所等へ就職をしている。

1)看護教育の内容と方法に関する検討会報告書 厚生労働省(2011)

大学院卒の保健師免許取得者の就職状況

平成30年3月末卒業予定者(保健師免許取得予定者)

大学院卒業者50名中、把握できた48人(10校)

→保健師としての就業が内定している者 45人/93.8%

(平成30年2月現在:日本看護協会/電話調査)

保健師学校養成所卒業者の国家試験合格者/7684人(新卒者)

→保健師としての就業者は12.6%(平成28年新卒者)

公益社団法人日本看護協会 健康政策部保健師課電話調査(平成30年2月)
出典:平成28年 看護関係統計資料集

第104回保健師国家試験(平成30年3月発表)

基礎教育別合格率

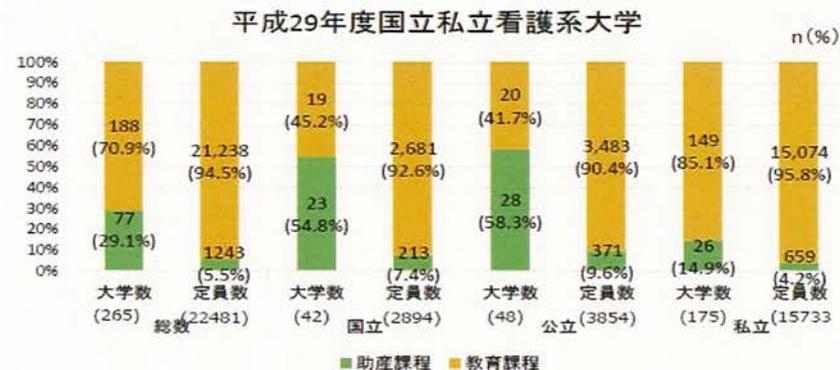
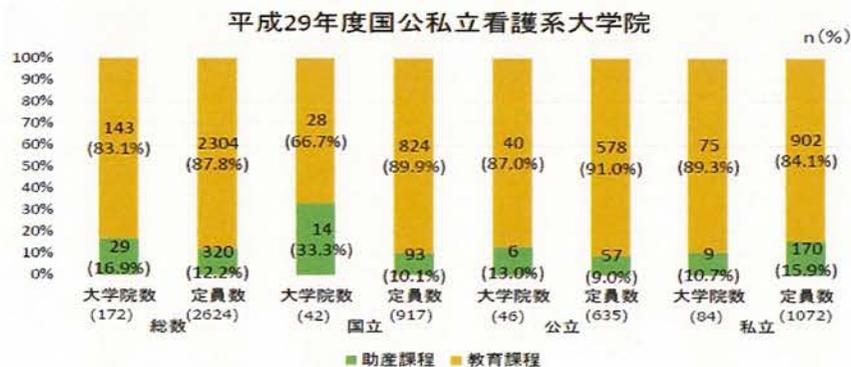


出典:厚生労働省国民生活院調査課「第104回保健師国家試験学校別合格者状況」
©日本看護協会が公開して算出した。(※30年3月発表 新卒者のみ)
*通称「新卒者」ニュース「平成30年4月1日発行 第1959号より取読」

要望3 大学院における助産師の育成

大学院における助産師養成数の実態を把握し、質の高い助産師養成のために大学院における助産師教育を推進されたい。

- 平成21年の保健師助産師看護師法改正により、助産師養成の修業年限を「6か月」から「1年以上」に改正された。
- 国際助産師連盟の助産教育国際基準では、看護の基礎教育修了者に関する教育課程の最短期間を「18か月」としており、国内の助産関連団体等は、国際基準に賛同している。
- 大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成29年10月)(以下、「コア・カリキュラム」)は、「看護系の全ての大学が学士課程における看護師養成のための教育(保健師、助産師及び看護師に共通して必要な基礎となる教育を含む。)において共通して取り組むべきコアとなる内容を抽出し、各大学におけるカリキュラム作成の参考となるよう学習目標を列挙したものである」と明記している。
- 現在、4年制の看護系大学で265校のうち、77校(29.1%)において、助産師教育が行なわれており、学士課程内の教育では助産師養成のための教育必要時間は不足している。
- 日本産科婦人科学会「産婦人科医療改革グランドデザイン2015」では、助産師養成数を年間2000人以上まで増員することを明記しているが、大学院等における助産師養成数の把握はできていない。
- 大学院における助産師養成数の実態を把握するとともに、複雑化する出産環境に対応できる、質の高い助産師養成のために、適切かつ効果的な助産師教育の体制整備を検討する必要がある。



2 計画の基本理念

「質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスと一体的に提供することによる、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」

県民の視点に立ち、安全で質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備充実を図るとともに、保健・介護・福祉サービスとの一体的な提供により、県民誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、計画を推進していくこととします。

3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を持つものです。

- (1) 本県の保健医療に関する基本的な指針となる計画
- (2) 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- (3) 栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を踏まえた計画
- (4) 「栃木県医療費適正化計画」、「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21）」、「栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）」、「栃木県がん対策推進計画」、「栃木県歯科保健基本計画」、「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」、「とちぎ子ども子育て支援プラン」、その他保健、医療、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画

4 計画の期間

- (1) 平成30（2018）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年度とする6か年計画とします。
- (2) 在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、保健医療に関する法制度の大幅な改正や社会情勢の大きな変化等が生じた場合にも、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的に対応します。

本県並びに北関東圏に所在する看護系大学における博士後期課程の設置状況

区分	所在地	大学名	看護系 学部	看護系研究科（入学定員）	
				修士課程 （博士前期）	博士後期
国立	茨城	筑波大学	○	○（15）	○（8）
	群馬	群馬大学	○	○（※50）	○（※10）
公立	茨城	茨城県立医療大学	○	○（※6）	○（※5）
	群馬	群馬県立県民健康科学大学	○	○（8）	○（2）
	埼玉	埼玉県立大学	○	○（※20）	○（※6）
私立	茨城	茨城キリスト教大学	○	○（6）	
		つくば国際大学	○		
		常磐大学	○	○（6）	
	栃木	足利大学（注）	○		
		国際医療福祉大学	○	○（※200）	○（※80）
		自治医科大学	○	○（8）	○（2）
		獨協医科大学	○	○（10）	
	群馬	桐生大学	○		
		群馬医療福祉大学（注）	○		
		群馬パース大学	○	○	
		上武大学（注）	○		
		高崎健康福祉大学	○	○（6）	
	埼玉	埼玉医科大学	○	○（14）	
		西武文理大学	○		
		大東文化大学（注）	○		
		東京家政大学（注）	○		
		東都大学	○		
		日本医療科学大学	○		
		日本保健医療大学	○		
		人間総合科学大学（注）	○		
日本赤十字看護大学		○	○（32）	○（8）	
目白大学		○	○（15）		
			27	15	8

大学名は「文部科学大臣指定（認定）医療関係技術者養成学校一覧（令和2年5月1日現在）」より抽出
看護系研究科の有無は各大学ホームページより

（注）大学院は有するが看護系研究科は有しない大学

※他の保健医療福祉系専攻と合わせた入学定員

資料6

本県並びに北関東圏に所在する看護系大学における教員求人状況（過去4ヵ月）

（単位＝求人件数）

学校名	11月	12月	1月	2月	合計
足利大学			1	5	6
桐生大学		3		3	6
群馬医療福祉大学				7	7
群馬県立県民健康科学大学	2		1	1	4
群馬パース大学				1	1
筑波大学				1	1
群馬大学				1	1
上武大学				3	3
自治医科大学			1		1
				総計	30

（2022年2月25日現在）

令和3年10月19日

獨協医科大学
学長 吉田 謙一郎 様

公益社団法人 栃木県看護協会
会長 朝野 春美



獨協医科大学大学院看護学研究科博士後期課程の設置に関する要望書

日頃より当協会の運営に際しましては、ご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、看護を取り巻く環境においては、超高齢社会から生じる2025年問題、多職種そして介護を含めた多機能連携、医療従事者の働き方改革など、極めて大きな変化が起きている。さらに近年では、大規模自然災害や新型ウイルス感染症による健康被害が深刻化し、これまで以上にマネジメントが必要とされ、看護管理者が担う役割は大きいと考えます。

こうした中で、人材の育成、確保がなにより重要となっております。しかしながら、栃木県における看護職者の就業者数は全国でも依然として少なく、高度な専門教育を受けた看護職者を医療の現場に配置することが困難な状況が生じております。

この度、獨協医科大学大学院看護学研究科博士後期課程の設置計画が進められているとのことですが、大学院博士後期課程の設置は当協会のみならず本県にとっても大きな貢献が期待できるものであり、その実現を強く要望いたします。

なお、設置に際しましては、当協会の看護師など地域の看護師が在職のまま修学が可能となるよう、昼夜開講、長期履修制度などについて、併せて要望いたします。

要 望 書

令和 3年12月16日

獨 協 医 科 大 学
学長 吉田 謙一郎 様

栃木県看護部長会
会長 細野 克子



獨協医科大学大学院における看護学研究科博士後期課程の開設について

貴大学が開設を予定している大学院看護学研究科の設置にあたり、臨床現場に働く現職看護師の専門分野の学習と看護学博士取得への道が開かれることを切に要望します。

記

1. 栃木県内の医療機関をはじめとする保健医療福祉関係機関に勤務する看護師に看護学博士取得の道を開くこと。
2. 栃木県内の看護業界の発展・高度化に資する教育者・研究者を養成すること。
3. 開講時間の工夫により、看護師としての実務と学修を両立することができるように配慮すること。

以上

教育課程編成の考え方

養成する人材像

地域社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに、看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる教育・研究者。

ディプロマポリシー

1. 看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する。
2. 地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する。
3. 探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究を自律して遂行できる能力を有する。

<共通科目>
看護学研究特論
看護倫理特論
看護学教育特論

<専門科目>
生体機能ケア特論
看護実践ケア開発特論
生活環境調整支援特論
地域ケアシステム開発特論
看護キャリアマネジメント特論

<研究科目>
博士特別研究Ⅰ
博士特別研究Ⅱ
博士特別研究Ⅲ

カリキュラムポリシー

1. 看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を養成するため、「看護学研究特論」、「看護倫理特論」、「看護学教育特論」を共通科目として配置する。
2. 地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を養成するため、「生体機能ケア特論」、「看護実践ケア開発特論」、「生活環境調整支援特論」、「地域ケアシステム開発特論」を専門科目として配置し、看護ケアやケアシステムについて探究する。また、「看護キャリアマネジメント特論」を配置し、看護職者が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントすることを促進する教育支援プログラムについて探究する。専門科目は、看護学における専門領域の担当教員がオムニバス形式（一部、共同）で担当することで、高度かつ専門的な教育を行う。
3. 探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる能力を養成するため、「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」、「博士特別研究Ⅲ」を研究科目として各学年に配置し、複数指導体制をとりながら一連の研究過程を段階的に指導する。
4. 授業科目は、シラバスに明示される成績評価基準により評価する。博士論文は、博士論文本審査並びに最終試験により評価する。

地域の課題

北関東圏において
博士後期課程を
設置しているのは
5大学であり、
看護学を専門とする
教員の質の確保や
教員の教育・研究
能力の担保が
大きな課題

栃木県保健医療
計画（7期）

質の高い
医療体制確保

健康で
安心して暮らせる
環境づくり

高齢化・少子化
の進展

市町村の過疎化

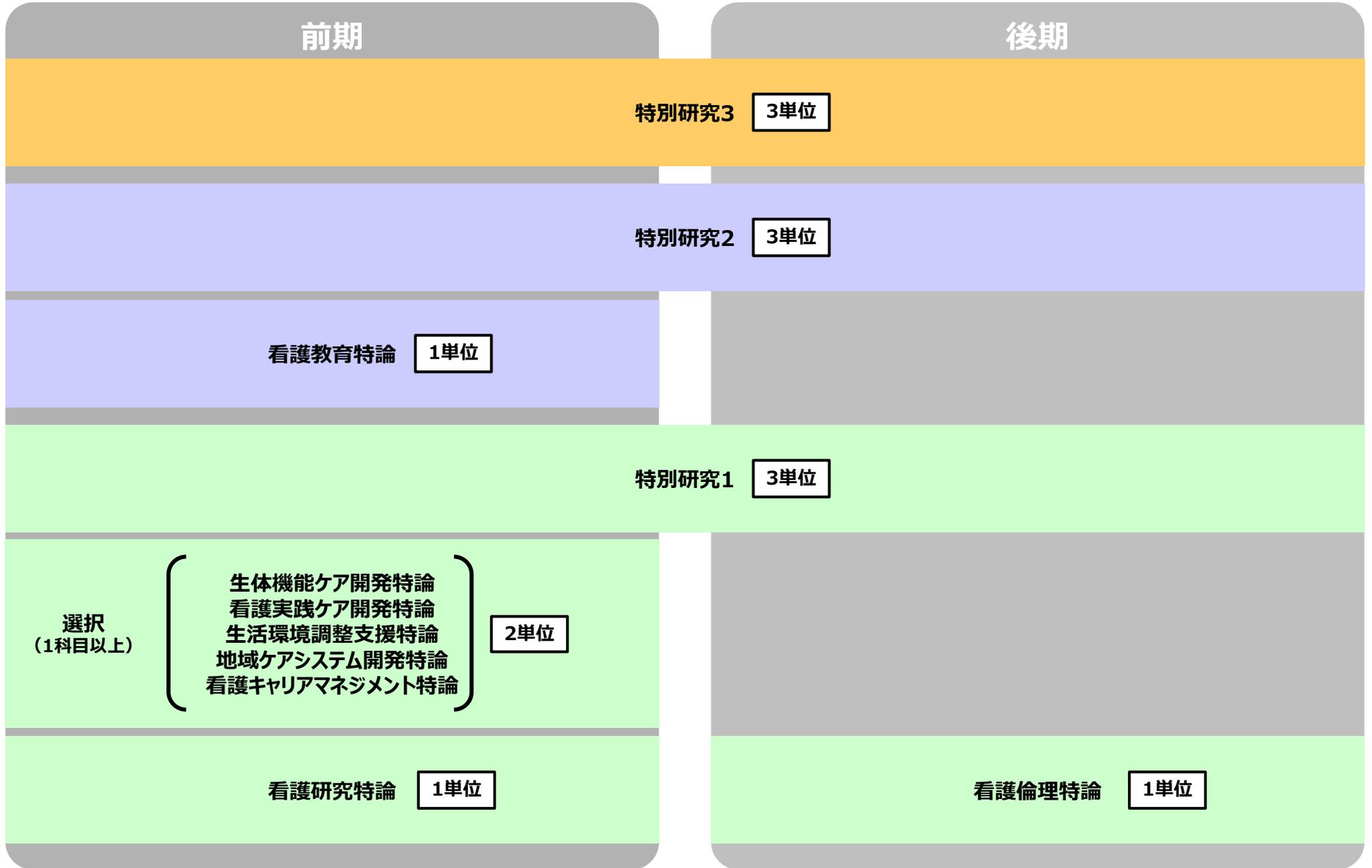
教育内容

14単位以上

3
年次

2
年次

1
年次



履修モデルA：（例）博士論文テーマ：発達障害をもつ看護系大学生の就労支援プログラムの開発

授業科目		単位	履修時期						
			1年次		2年次		3年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1	→						
	看護倫理特論	1		→					
	看護学教育特論	1			→				
専門科目	生体機能ケア特論	/							
	看護実践ケア開発特論	2	→						
	生活環境調整支援特論	/							
	地域ケアシステム開発特論	/							
	看護キャリアマネジメント特論	/							
研究科目	博士特別研究Ⅰ	3	→	→					
	博士特別研究Ⅱ	3			→	→			
	博士特別研究Ⅲ	3					→	→	→
合計		14							

【養成される能力と修了後に想定される進路】

看護学研究における研究方法論、研究倫理に係る高度な知識と高い倫理観を修得するとともに、研究対象である発達障害者の病因仮説、主な治療法とそのエビデンス、就労支援の現状と課題、困難性等に関する最新の研究成果や実践等の専門的知識並びに専門領域における研究倫理に係る理解を深め、看護ケアの開発に向けた看護学研究を遂行する能力を修得する。

修了後は、教育・研究者、また、教育担当者や研究指導者として、看護系大学等の高等教育機関や保健医療福祉関連の教育・研究機関、病院等の保健医療福祉関連機関での活躍が期待される。

授業科目		単位	履修時期						
			1年次		2年次		3年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1	→						
	看護倫理特論	1		→					
	看護学教育特論	1			→				
専門科目	生体機能ケア特論								
	看護実践ケア開発特論								
	生活環境調整支援特論								
	地域ケアシステム開発特論								
	看護キャリアマネジメント特論	2	→						
研究科目	博士特別研究Ⅰ	3	→	→					
	博士特別研究Ⅱ	3			→	→			
	博士特別研究Ⅲ	3					→	→	
合計		14							

【養成される能力と修了後に想定される進路】

看護学研究における研究方法論、研究倫理、看護学教育に係る高度な知識を修得するとともに、高い倫理観を修得する。また、研究対象である看護師が専門職者として自らのキャリア形成をマネジメントするための教育支援プログラムに係る最新の研究成果や実践等の専門的知識並びに専門領域における研究倫理に係る理解を深め、教育支援プログラムの開発に向けた看護学研究を遂行する能力を修得する。

修了後は、教育・研究者、また、教育担当者や研究指導者として、看護系大学等の高等教育機関や保健医療福祉関連の教育・研究機関、病院等の保健医療福祉関連機関での活躍が期待される。

博士後期課程カリキュラムマップ

養成する人材像の目標		社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献するとともに看護学の発展に寄与するため、高い倫理観を持って看護学上の課題を探究し、その解決に向けて幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる教育・研究者の育成を目指す。					
ディプロマポリシー(DP) (学位授与の方針)		DP1:看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を有する。 DP2:地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を有する。 DP3:探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる能力を有する。					
授業科目 の名称	授業科目の名称		教育課程の概要	必要単位	DP1	DP2	DP3
共通科目	看護学研究特論	1前	看護学の教育・研究における専門的な知識並びに高い倫理観を養成する。	必修 1単位	◎	◎	◎
	看護倫理特論	1後		必修 1単位	◎	○	◎
	看護学教育特論	2前		必修 1単位	◎	○	◎
専門科目	生体機能ケア特論	2前	地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献する看護学上の課題を探究できる能力を養成する。	選択 2単位	◎	◎	○
	看護実践ケア開発特論	2前		選択 2単位	◎	◎	○
	生活環境調整支援特論	2前		選択 2単位	◎	◎	○
	地域ケアシステム開発特論	2前		選択 2単位	◎	◎	○
	看護キャリアマネジメント特論	2前		選択 2単位	◎	◎	○
研究科目	博士特別研究Ⅰ	1通	探究した看護学上の課題を幅広い視野に立脚しながら、科学的手法を用いて高度な看護学研究が自律して遂行できる能力を養成する。	必修 3単位	○	◎	◎
	博士特別研究Ⅱ	2通		必修 3単位	○	○	◎
	博士特別研究Ⅲ	3通		必修 3単位	○	○	◎

◎:授業科目がDPIに直結しており、関連が強い ○:DPIに関する能力育成に特に関与

日付：令和3年11月15日

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学就業規則（昭和49年4月1日制定）

獨協医科大学就業規則

昭和49年4月1日
制定

改正	昭和55年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和61年4月1日	昭和63年4月1日
	平成6年4月1日	平成11年4月1日
	平成14年4月1日	平成22年6月30日
	平成31年1月1日	平成31年4月1日

前文

第1章 総則

第2章 人事

第1節 採用

第2節 異動

第3節 休職及び復職

第4節 退職

第5節 解雇

第3章 服務規律

第4章 勤務

第1節 勤務時間及び休憩時間

第2節 時間外及び休日勤務

第3節 遅刻、早退、欠勤

第4節 休日及び休暇

第5章 給与、賞与、退職金

第6章 出張

第7章 福利厚生

第8章 表彰

第9章 懲戒

第10章 研修

第11章 災害補償

第12章 安全衛生

第13章 改正

附則

この規則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）の使命を達成し、社会に貢献するため、大学の秩序を維持し、業務の円滑な運営をはかり、大学の永遠の発展と職員の労働条件の維持向上のために定めたものである。

この規則の運営に当たっては、大学は職員の人格を、職員は大学の方針をお互いに尊重し、日常誠意をもってこの規則を守らなければならない。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、本学に勤務する職員の就業に関する基本的事項を規定することを目的とする。

2 この規則に規定のない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（職員の定義）

第2条 この規則において職員とは、第2章第1節に定める採用手続きを経て、本学の業務に従事する専任者及び嘱託（週5日以上勤務）の者をいう。

2 パートタイム職員については、別に定める。

(職員の職制)

第3条 職員の職制は、別に定める。

(適用範囲及び一部適用除外者)

第4条 この規則は、第1章第2条に定める職員に適用する。ただし、次の各号の職員については、それぞれに該当する事項に関する各条を適用しない。

(1) 教育職員及び労働基準法第41条第2号に定める監督若しくは管理の地位にある職員にあっては勤務時間、休憩及び休日に関する各条

(2) 監視又は断続的業務に従事する者については、勤務時間、休憩及び休日に関する各条
(疑義の解釈)

第5条 この規則について疑義を生じたときは、その都度学長が決定する。

第2章 人事

第1節 採用

(選考)

第6条 職員の採用は、原則として、所定の選考手続きを経てこれを決定する。

(選考のための提出書類)

第7条 本学への就職希望者に対しては、次の書類を提出させる。ただし、その一部を省略することがある。

(1) 履歴書(所定様式)

(2) 上半身無帽写真(3か月以内の撮影)

(3) 最終学校卒業・修了(見込)証明書及び学業成績証明書

(4) 業務に関連する免許・資格・認定証等の写

(5) 健康診断書(所定様式)

(6) その他本学が指定する書類

(選考方法)

第8条 前条の書類を提出した者に対し、書類選考を行いその結果により次の選考を行う。ただし、その一部を省略することがある。

(1) 筆記試験

(2) 面接試験

(3) 技能、適性検査

(4) その他本学が必要と認めたもの

(選考適格者の提出書類)

第9条 選考の結果、適格と認められた者は、採用の日から10日以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、その一部を省略することがある。

(1) 誓約書(所定様式)

(2) 身元保証書(所定様式)

(3) 前勤務先の所得税源泉徴収票

(4) 所得税、扶養家族に関する申告書

(5) 住居届(所定様式)

(6) 住民票記載事項証明書

(7) その他本学が必要と認めた書類

2 前項の手続きを怠った場合は、採用をしないことがある。

(雇用契約の成立)

第10条 雇用契約は、採用決定の通知を受けた本人が、本学の指定する期日に勤務場所に出頭し、所定の手続きを終了した日をもって成立する。

(試用期間)

第11条 新たに採用した者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。

2 試用期間中に本人の能力、勤務成績その他により本学職員として不適格と認めた場合は雇用契約を解除する。

3 試用期間は本学が特に必要と認めた場合には、これを変更することがある。

4 試用期間は勤続年数に加算する。

(職務と勤務場所の決定)

第12条 職員の職務の種類、勤務場所は学長が決定する。なお業務の都合により、他の職場の業務を応援させることがある。

第2節 異動

(異動)

第13条 学長は、業務の都合により、職員の勤務場所、職務、職位の変更、長期の出張並びに出向駐在を命ずることがある。

- 2 職員が異動を命ぜられた場合は、発令の日から10日以内に異動先へ着任しなければならない。
- 3 異動を命ぜられた職員は、速やかに後任者にその業務を引継がなければならない。
- 4 本条に基づく赴任旅費等は別に定める赴任旅費規程による。

第3節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として休職を命ずる。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員等の公職についたとき。
 - (2) 長期にわたり学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するため、学長の許可を得たとき。
 - (3) 業務外の傷病により出勤不能の状態が勤続3年未満の者は3か月、勤続3年以上の者は6か月に及び、なお回復の見込がないとき。
 - (4) 削除
 - (5) 刑事事件に関し起訴されたとき。
 - (6) 別に定める育児休業等に関する規程により育児休業を申請したとき。
 - (7) 別に定める介護休業等に関する規程により介護休業を認められたとき。
 - (8) その他所属長が休職を特に必要と認め、学長の許可を得たとき。
- 2 前項第3号に規定する欠勤の計算にあたっては、休日を通算するものとする。
 - 3 第1項第3号の欠勤が引き続き1か月を超えた後出勤した職員が、出勤期間が3か月に満たない間に、同一と判断される事由により再び欠勤を始めたときは、前の欠勤期間を通算する。

(休職の期間)

第15条 前条の休職期間は、次のとおりとし、休職と同時に予告する。

- (1) 前条第1項第1号、第2号の場合は学長の認める期間
- (2) 前条第1項第3号の場合は、次の限度内でその都度学長が定める期間
 - イ 結核性疾患の場合は最高 2か年間
 - ロ 普通疾患の場合は最高 1か年間

なお、限度期間に達する前に出勤した職員が、出勤期間が1年に満たない間に、同一と判断される事由により再び休む場合は休職とし、前の休職期間を通算し、本号の期間を限度とする。

- (3) 前条第1項第5号の場合は、1年以内
- (4) 前条第1項第6号、第7号の場合は、別に定める規程による期間
- (5) 前条第1項第8号の場合は事情によりその都度、学長が定める期間

(休職の開始日)

第16条 休職の開始日は、休職事由の発生した次の日を起算日とする。

(休職者の身分)

第17条 休職を命ぜられた者は、次のとおり扱う。

- (1) 休職は在職のままとし、勤務年数に算入しない。ただし、第14条第1項第1号に基づく休職の場合は原則として、勤続年数に算入する。
- (2) 役職者が休職となったときは、その役をとく。
- (3) 休職者の給与は別に定める給与規程による。

(復職)

第18条 休職期間満了若しくは休職事由の消滅を学長が認めたときは、原則として復職させる。ただし、第14条第1項第5号の休職者で復職を命ぜられないとき及び同条第1項第3号の休職者で休職期間中に傷病が治癒しないときは退職とする。

- 2 復職者の配属は、学長が新たに決定する。

第4節 退職

(退職)

第19条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、雇用契約を解消し退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (4) 雇用期間の定めがある雇用については、その雇用期間が満了したとき。
- (5) 休職期間が満了し、復職を命ぜられないとき。
- (6) 労働基準法第81条により打切補償を行ったとき。

(退職願の提出)

第20条 職員が、前条第3号により退職をしようとするときは、すくなくとも1か月前までに退職事由、退職日その他を明記した退職願を所属長を経て学長に提出しなければならない。

2 退職が承認された場合は、退職日までに所属長の指定する者に対し確実に業務の引継ぎをしなければならない。

(貸与品の返納)

第21条 職員が、退職又は解雇されたときは、ネームカード、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済加入者証及び貸与品等を返納しなければならない。

(定年)

第22条 職員は、別に定める者を除き満65歳に達した日（年齢計算に関する法律により4月1日生まれの者についてはその前日）の当該年度末を以って定年とする。ただし、学長において特に必要と認められた者については、一定期間退職を延長することができる。

(定年延長者の身分)

第23条 前条ただし書の場合の定年延長者の身分その他については、別に定める。

第5節 解雇

(解雇)

第24条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分以上を支給して即時解雇する。ただし、懲戒解雇又は天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合において、行政官庁の認定を受けたときには予告手当は支給しない。

- (1) 本規則に定める懲戒解雇事由に該当するとき。
- (2) 精神若しくは、身体に障害があるか、又は虚弱、老すい、疾患のため職務に堪えないと認められたとき。
- (3) 出勤状況不良の者また技能熟達の見込のない者
- (4) 引続き無届欠勤14日以上に及ぶ者
- (5) 業務の整理又は機構の縮小その他やむを得ない事由によって剰員となったとき。
- (6) その他前各号に準ずる程度の事由があるとき。

2 前項は、休職中の職員にも適用する。

第3章 服務規律

(一般服務規律)

第25条 職員は、本学の方針に則り、業務上の指揮命令に従い、本学の業務に勤勉かつ忠実に専念し、互いに協力して学内の秩序を維持するために次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に健康に留意し礼儀を正しく、明朗で誠実な態度をもって業務に従事しなければならない。
- (2) 職場を常に清潔にし、かつ整頓し、盗難火災の防止及び安全衛生事項の実施に努めなければならない。
- (3) 自己の業務は、これを正確かつ迅速に処理し、常にその能率化を図らなければならない。
- (4) 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退してはならない。
- (5) 上長の業務上の命令に従い越権専断にわたる行為をしてはならない。
- (6) 本学の諸規則を守り業務命令に従わなければならない。
- (7) 勤務時間中、業務のため以外は、みだりに離席してはならない。
- (8) 他の職員の業務を妨げたり、上長に故意に反抗したりしてはならない。ただし、意見を述べ

ることができる。

- (9) 業務に関してみだりにもてなしを受け、又は金品その他を受けたり、借用してはならない。
- (10) 私事に関する金銭取引等に本学の名称を用いてはならない。
- (11) ハラスメントと判断されるような行為をしてはならない。
- (12) 職場においては、みだりに私的な目的で電話・インターネットの使用や電子メールなどの送受信をしてはならない。
- (13) 本学の設備、機械器具その他の備品を大切にし、物品、資材、動力、電気、燃料等を合理的に使用し、これらの節約に努めなければならない。
- (14) その他、前各号に準じる程度の規律を維持するよう心掛けなければならない。

(信用及び秘密保持)

第26条 職員は、本学の名誉を毀損してはならない。

- 2 職員は、在職中はもとより、退職後においても職務上知り得た事項（個人情報含む）を漏らしてはならない。ただし、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に関する事項を公表することについて学長の許可を得た場合はこの限りでない。

(兼業の許可)

第27条 職員は他の機関、学校法人、会社等の役員若しくは使用人となる、又は他の業務等に従事する場合、予め所属長を経て学長の許可を得なければならない。

(学内の秩序保持)

第28条 本学の校内及び施設内では、次の秩序を守らなければならない。

- (1) 学内の秩序を乱して特定の政党及び政治団体、あるいは特定の宗教及び宗教団体を他の職員に支持せしめ、又は反対させる目的で活動してはならない。
- (2) 学内における演説、集会、貼紙、放送、掲示その他これに類する行為は、所定の手続きを経て、許可を得た上でなければすることができない。

(非常の場合の出勤義務)

第29条 職員は、本学又はその付近に火災、天災、地変その他の異変があるときは、勤務時間外といえども出勤して応急の措置を講じなければならない。

(氏名その他変更の届出)

第30条 職員は、次の各号のいずれかに変更が生じた場合、その都度速やかに所属長を経て学長に届出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び通勤方法等
- (3) 慶弔・扶養関係等
- (4) 学歴・学位
- (5) 身元保証人
- (6) 業務に関連する免許・資格・認定証等
- (7) その他本学が必要と認めた事項

(本学の損害に対する弁償)

第31条 職員が、故意又は重大な過失により、本学に対して損害を与えたときは、本学はその損害の一部又は全部の弁償を請求することがある。

第4章 勤務

第1節 勤務時間及び休憩時間

(出勤、始業、終業)

第32条 職員は、始業時刻と共に業務を開始し、終業時刻と共に業務を終える。

- 2 職員は、勤務時間を厳守し、出勤及び退勤の際は自らタイム・カード又は出勤簿等に記録しなければならない。

(勤務時間)

第33条 職員の勤務は、通常勤務及び交替勤務とし、勤務時間は、原則として1週間実働40時間とする。

(通常勤務)

第34条 通常勤務の始業、終業時刻及び休憩時間は、次表のとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	8時50分	17時00分	12時～13時
土曜日	8時50分	14時00分	12時～13時

(交替勤務)

第35条 病棟勤務者の始業、終業時刻及び休憩時間は、次表のとおりとする。

(大学病院)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	8時	16時30分	12時～12時55分
準夜勤	16時	0時30分	20時～20時55分
深夜勤	24時	8時30分	4時～4時55分

(埼玉医療センター)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤A	8時30分	20時45分	12時～13時、17時～17時30分
日勤B	8時30分	16時40分	12時～13時
日勤C	12時30分	20時40分	16時～17時
深夜勤	20時30分	8時45分	0時～1時、5時～5時30分

(日光医療センター)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	8時30分	16時50分	12時～12時45分
準夜勤	16時30分	0時50分	20時～20時45分
深夜勤	0時30分	8時50分	4時～4時45分

(時差勤務)

第36条 所属長は、第33条の実働時間の範囲内において、時差勤務を定めることができる。

(監視又は断続勤務者)

第37条 監視又は断続的業務に従事する者の勤務時間については、別に定める。

(教育職員の勤務時間)

第38条 教育職員の勤務時間は、教育及び研究並びに診療に関する職務に必要な時間とし、授業担当時間は別に定める。

2 労使協定で定める前項の教育職員には専門業務型裁量労働制を適用する。

- (1) 前文で定める労働者（以下「裁量労働適用者」という。）が、所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働をしたものとみなす。
- (2) 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、第34条に定める所定就業時刻を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- (3) 裁量労働適用者の休憩時間は、第34条の定めによるが、裁量労働適用者の裁量により時間変更できるものとする。
- (4) 裁量労働適用者の休日は第51条の定めるところによる。
- (5) 裁量労働適用者が、休日又は深夜に労働する場合については、予め所属長の許可を得なければならないものとする。

(勤務時間の変形)

第39条 所属長は業務その他必要がある場合には、4週間を通じて平均1週実働時間40時間を超えない範囲内で勤務時間を変更することができる。なお、変形期間の起算日を毎年4月の第一月曜日とする。

(日直、宿直勤務等)

第40条 職員中指名を受けた者は特別の理由のない限り、別に定める規程に従い宿直、日直勤務又は宅直勤務につかなければならない。

(休憩時間)

第41条 第34条及び第35条に規定する休憩時間は、業務上必要がある場合は所属長の指示により他の時間に変更することがある。

(休憩)

第42条 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、所属長へ届け出るものとする。

(育児時間)

第43条 生後満1か年未満の生児を有する女性職員は、予め申し出により休憩時間の他に勤務時間中1日に付き2回、1回に付き30分の育児時間を受けることができる。ただし、育児は定められた場所で行なわなければならない。また、その時間に対する給与は支給しない。

第2節 時間外及び休日勤務

(時間外及び休日勤務)

第44条 業務の都合でやむを得ない場合には、労働基準法第36条の規定による協定をし、これを行政官庁に届け出た範囲内で特定の者に時間外に勤務させ、又は休日に勤務させることがある。休日に勤務させる場合には原則として予め振替休日を定める。なお、災害その他臨時の必要がある場合には行政官庁の許可を受け又は事後に届け出て、時間外又は休日に労働させることができる。

2 時間外勤務を行う場合には、その必要性を明示した上で時間外勤務の可否と予定時間について、事前に所属長に申し出、許可を得ることとする。ただし、所属長の不在や突発的な事由のため事前の申し出ができない場合は事後に申し出ることとする。なお、職員が許可を得ず時間外勤務を行った場合においては、原則としてこれを認めないものとする。

第45条 削除

(超過勤務手当)

第46条 時間外勤務をさせた場合は、別に定める給与規程により超過勤務手当を支給する。

第3節 遅刻、早退、欠勤

(遅刻、早退、欠勤の手続)

第47条 遅刻、早退及び欠勤をしようとする者は、その理由を事前に所定の用紙をもって所属長へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に届け出ることができず遅刻及び欠勤する場合は、直ちに所属長に電話等をもって連絡しなければならない。

2 病欠が、日曜日を除いて引続き6日を超える場合は、届出の際医師の診断書を添付しなければならない。

(遅刻)

第48条 所定の始業時刻より遅れて始業した場合は、遅刻として取り扱う。ただし、通勤途上において公共交通機関の事故等により遅れた場合は、その証明若しくは所属長の認定があれば、遅刻として取り扱わない。

(遅刻、早退の取扱い)

第49条 遅刻、早退の回数は4回を以って、1日の欠勤とみなす。またその通計が5時間を超える場合は、1日の欠勤とする。

2 欠勤の通算期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(有給休暇振替制限)

第50条 前条の欠勤は、残存有給休暇にこれを振替えることはできない。

第4節 休日及び休暇

(休日)

第51条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、本学創立記念日(4月23日)
- (2) 年末年始(12月29日より1月3日まで)
- (3) その他本学が必要と認めた臨時休日

2 業務の都合により前項の休日を他に振替えることがある。

(年次有給休暇)

第52条 勤続1年以上の職員が年間継続勤務し、全就業日の80%以上出勤した場合は、継続又は分割して次の年次有給休暇を与える。

勤務年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
休暇日数	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 上記の年次有給休暇に残日数を生じた場合は、次年度に限りこれを繰越すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新たに採用された者の年次有給休暇は次のとおりとし、これらの者は同年度末をもって勤続1年とみなす。

採用された月	4～9月	10～11月	12～1月	2～3月
休暇日数	10日	3日	2日	1日

- 4 採用の日から1か月未満の者には、年次有給休暇は与えない。
- 5 年次有給休暇の計算期間は4月1日から3月31日までとする。
- 6 前年度の出勤率が80%未満50%以上の場合は、所定日数の2分の1とし、50%未満の場合は与えない。
- 7 年次有給休暇の請求は、原則として事前に所定の様式により所属長へ届出なければならない。ただし、第47条ただし書により欠勤し、出勤後速やかに所定の届け出をしたものに限り、本人の申し出があった場合には、年次有給休暇日数の範囲内においてこれを年次有給休暇として取扱うことができる。
- 8 所属長は、請求された時期に有給休暇を与えることが業務の正常な運営に妨げのある場合には、他の日に変更することがある。
- 9 第1項の勤続年次に応じた年次有給休暇に加え、フレックス休暇として5日間の年次有給休暇を与える。ただし、下記のいずれかに該当するものは除く。
- (1) 毎年7月1日以降の採用者
 - (2) 契約勤務時間が1日4時間以下の者
 - (3) 契約勤務日数が週5日未満の者
- 10 上記のフレックス休暇については、次年度への繰越しはできない。

(特別休暇)

第53条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第52条に定める年次有給休暇のほか、特別休暇を受けることができる。ただし、次の各号のうち、第1号から第4号については無給とする。

(1) 出産休暇

医師又は助産師の証明書を添えて本人より請求があった場合は、産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）、産後8週間の出産休暇を与える。出産予定日より遅れて出産した場合、医師又は助産師の証明書を添えて請求したときは、6週間を超えた日数についても出産休暇として取り扱う。

(2) 子の看護休暇（別に定める育児休業規程による）…1年度で5日（2人以上であれば10日）

(3) 介護休暇（別に定める介護休業規程による）…1年度で5日（2人以上であれば10日）

(4) 生理休暇

生理日の就業が著しく困難な日数

(5) 公務休暇

公民としての権利を行使し、又は学長が承認した公の職務を執行するために必要な日数

(6) 婚姻休暇

本人の婚姻…7日

子女の婚姻…3日

(7) 忌中休暇

イ 実養継父母及び配偶者の喪に服するとき…7日

ただし、旅行を要する場合は往復2日を限度とし旅行日数を加算する。

ロ 子女の喪に服するとき…5日

ハ 祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母の喪に服するとき…3日

ニ その他三親等以内の血族、二親等以内の姻族の喪に服するとき…1日

(8) 妻が出産するとき…4日

(9) 公傷病休暇

業務上の負傷又は疾病に罹ったときは医師の認定する治療期間を与える。

(10) 感染症休暇

感染症法により勤務することが禁止された場合はその期間を与える。

(11) 天災地変その他これに類する災害に罹った場合、又はこれにより交通遮断等により出勤が不可能となった場合は、学長がその都度必要と認めた期間

(12) その他学長が認めた場合、その認めた期間

2 職員が特別休暇を受けようとするときは、事前に予定日数を所定用紙をもって、所属長へ届出なければならない。また所属長は業務に支障がある場合は、その日を他の日に変更することができる。

第5章 給与、賞与、退職金

(給与、賞与、退職金)

第54条 職員の給与、賞与及び退職金は別に定める給与規程により支給する。

第6章 出張

(出張)

第55条 本学の業務上、必要あるときは職員に出張を命ずる。

2 出張を命ぜられた者は、別段の指示をした場合のほか、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

3 出張に関する旅費その他については、別に定める出張旅費規程による。

第7章 福利厚生

(福利厚生)

第56条 職員及び職員の家族は、本学の福利厚生施設の一部を利用することができる。

2 各施設の利用に関しては、それぞれの規定による。

3 職員の慶弔見舞金等については、別に定める獨協学園慶弔見舞金内規による。

第8章 表彰

(表彰)

第57条 職員が次の各号のいずれかに該当し、他の職員の模範となると認められたときは、その都度審査の上、これを表彰する。

(1) 永年勤続し、成績優秀である者

(2) 出勤状況が良好で積極的に業務を遂行し、成績が著しく優れている者

(3) 業務上極めて有益な研究又は、工夫考案をした者

(4) 災害を未然に防止し、また災害の際、特に功労があった者

(5) 社会的功績をあげ、本学の名誉とするに十分な行為があった者

(6) その他前各号に準ずる篤行功労のあった者

(表彰の方法)

第58条 表彰の方法は次の各号の1つ又は2つ以上を併せて行う。

(1) 賞状の授与

(2) 賞品・記念品の授与

(3) 特別昇給又は昇格

(4) その他

2 表彰の細則については別に定める。

第9章 懲戒

(懲戒)

第59条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には懲戒の処分をすることができる。

(1) 就業規則及びその他本学の諸規則に違反した者

(2) 正当な理由がなくて無断欠勤の多い者

(3) 素行不良にして本学の職員たるにふさわしくない者

(4) 学内の秩序風紀を乱した者 (ハラスメント行為を含む)

(5) 本学の金品を横領した者、又は許可なく、本学の物品を持ち出し、あるいは持ち出そうとした者

(6) 火気の取り扱いを疎漏にし、又はみだりに焚火などをした者

(7) 重大な過失又は怠慢により、本学の建物又は備付器物を毀損した者

- (8) 刑法に抵触する行為をした者
- (9) 業務上の過失、怠慢又は監督の不行届により、火災、傷害盗難その他重大なる事故を発生させた者
- (10) 他人に暴行、脅迫を加え又は他人の業務を妨げる行為のあった者
- (11) 正当の理由なく、職務上の指示命令に反抗し、職場の秩序を乱した者
- (12) 重要な経歴又は、住所氏名を詐称し、雇用された者
- (13) 本学の承認を得ずに在籍のまま、他に雇入れられた者
- (14) 法令により禁錮以上の刑に処せられた者
- (15) 本学の内外を問わず、不法又は不正な行為を行った者（研究助成金等の不適切使用を含む）
- (16) 飲酒運転及び著しい速度超過違反等の悪質な交通法規違反をした者
- (17) 故意又は重大な過失により職務上の秘密を洩らした者
- (18) その他前各号に準ずる行為を行った者

(懲戒の種類及び内容)

第60条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。ただし、役付を付与されている者については、降格を併科することがある。

- (1) 譴責…将来を戒め始末書を提出させる。
 - (2) 減給…始末書を取り、給与の一部を減額する。ただし、1か月を通じて減額の総額は、1か月平均賃金の10分の1を超えることはない。
 - (3) 出勤停止…始末書を取り、1か月以内出勤を停止し、その期間中の給与を支給しない。
 - (4) 諭旨退職…退職願を提出するよう勧告して、退職せしめ退職金は支給する。ただし、退職願を提出しないときは、懲戒解雇とし、退職金は支給しない。
 - (5) 懲戒解雇…即時解雇して退職金は支給しない。
- 2 懲戒に該当する行為があった者に対しては、その処分決定前においても自宅謹慎を命ずることがある。

(懲戒委員会)

第61条 懲戒を行う場合は、懲戒委員会を設けて審査し、かつ本人に陳弁の機会を与える。

- 2 懲戒委員会については、別に定める。

第10章 研修

(研修)

第62条 本学は、職員の業務知識と能率の増進、服務規律並びに安全衛生の徹底を主とする研修を行う。

- 2 職員は、本学の行う研修を進んで受けなければならない。またお互いに協力して、本学の業務並びに自己の業務に関する知識を高め、服務規律並びに安全衛生の徹底に努めなければならない。
- 3 職員は、学外での研修に参加した場合、その研修内容を共有する為、必要に応じて報告書や復命書等を所属長へ提出しなければならない。

第11章 災害補償

(災害補償の種類)

第63条 職員の業務上の事由による負傷、疾病、死亡については、次の補償を行う。

- (1) 療養補償
労働基準法第75条の規定により、その者の療養に要する費用の全額を補償する。
- (2) 休業補償
休業補償については、別に定める給与規程により支給する。
- (3) 遺族補償
職員が業務上死亡した場合には、遺族又は、本人死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し、平均賃金の1,000日分を支給する。
- (4) 障害補償
療養後、身体に障害が残った場合、その障害の程度に応じ、平均賃金により、法の定める等級額を支給する。
- (5) 葬祭料
葬祭を行う者に対し、平均賃金の60日分を支給する。

(6) 打切補償

療養補償を受ける者が、療養開始後3年を経過しても、負傷又は、疾病がなおらない場合は、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、以後はこの章に定める補償は行わない。

2 前項の補償は同一の事由によって、労働者災害補償保険法その他の法令に基づく給付が受けられる場合は、その限度においてこれを適用しない。

(分割の補償)

第64条 障害補償及び遺族補償は、これを受くべき者の同意ある場合は、労働基準法第82条の定める手続きにより、6年にわたり分割補償をすることができる。

(休業補償及び障害補償の例外)

第65条 業務上の傷病の原因が本人の故意又は、重大な過失によることについて、行政官庁の認定を受けた場合はこれを行わない。

(補償を受ける権利)

第66条 補償を受ける権利は、職員の退職によって変更されることはない。

(審査及び仲裁)

第67条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議ある者は、行政官庁に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

(見舞金又は弔慰金)

第68条 業務上の災害の場合は本章の規定によって補償するほか、見舞金又は弔慰金を支給する。その取扱いについては別に定める獨協学園慶弔見舞金内規による。

第12章 安全衛生

(安全確保)

第69条 安全管理者及び各職場の責任者は、職員の安全並びに災害防止上必要な措置をなし、危険な作業に従事する者には、予め必要な知識を与える。職員はその指示に従い、災害防止に努めなければならない。

2 火災等、非常災害その他業務上の危険発生を発見し、又はその危険を予知したときは、直ちに臨機の措置をとり、速やかに上長に報告し、安全管理者の指示を受けなければならない。

(衛生指導)

第70条 衛生管理者及び各職場の責任者は、職員の保健衛生上、万全の措置をなし、その指導をする。職員はその指示に従いかつ積極的に努力しなければならない。

(健康診断及び予防注射)

第71条 職員は採用の際及び採用後、毎年1回以上の健康診断を受けなければならない。

2 前項のほか職員の全部又は一部に対し予防注射を行うことがある。

(健康要保護者)

第72条 次の各号の一つに該当する者は健康要保護者として、勤務制限、作業転換、治療その他保健衛生上必要な措置を受けなければならない。

- (1) ツベルクリン反応陽性転化後1年以内の者
- (2) 疾病にかかり、身体虚弱で一定の保護を要する者
- (3) 妊産婦
- (4) その他法令及び衛生管理者が必要と認める者

(危険有害作業の勤務制限)

第73条 満18歳未満の者及び妊産婦は危険作業、重労働又は、衛生上有害な業務に勤務させることはない。

(病者の勤務禁止)

第74条 感染症の疾患、精神障害又は、労働により病勢を増悪するおそれのある者は、その疾病を治療し他の職員に危害を及ぼすおそれのなくなるまで勤務してはならない。

(感染症の届出)

第75条 職員は同居の家族、同居人又は近隣者が感染症にかかり、又はその疑いがあるときは、直ちにその旨所属長に届け出て、衛生管理者の指示を受けなければならない。

(その他)

第76条 職員は学内の整理整頓に努めるとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 動力、電気、ガスその他、水道等を使用のまま放置してはならない。
- (2) 業務に不適當な服装で勤務してはならない。
- (3) 明示された危険有害な場所及び炊事場等、出入を禁じた場所に係員のほか、許可なくみだりに入ってはならない。
- (4) 作業能率及び非常の際のため、整理整頓を旨とし、特に通路、非常口、消火設備のある場所等には物等を置いてはならない。
- (5) 火気及び危険物を粗略に取り扱ったり、みだりに焚火したり、歩行中は勿論、所定の場所以外で喫煙してはならない。
- (6) その他作業に関する注意を守らなければならない。

第13章 改正

(変更)

第77条 この規則に変更の必要が生じたときは、職員の過半数を代表する者の意見を徴し、その都度、理事長が決定する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年 規程第18号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年 規程第22号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年 規程第17号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年 規程第15号)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

2 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成17年4月1日から改正施行されている。(平成17年 規程第53号)

3 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成17年4月1日から改正施行されている。(平成17年 規程第54号)

4 この規則の第22条に規定する別に定める者について、看護職員の定年及び再採用に関する内規は平成18年4月1日から制定施行されている。(平成18年 内規第2号)

附 則 (平成30年 規程第206号)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成22年6月30日から改正施行されている。(平成22年 規程第13号)

3 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成22年6月30日から改正施行されている。(平成22年 規程第14号)

4 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成29年1月1日から改正施行されている。(平成28年 規程第81号)

5 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成29年1月1日から改正施行されている。(平成28年 規程第82号)

6 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成29年10月1日から改正施行されている。(平成29年 規程第49号)

附 則 (令和元年 規程第30号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

日付：令和3年12月15日

獨協医科大学規程集

○高年齢者の採用に関する内規（平成18年4月1日制定）

高年齢者の採用に関する内規

平成18年4月1日
制定改正 平成22年4月1日 平成23年4月1日
平成27年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、満65歳を超える者（以下「高年齢者」という。）の採用について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 高年齢者は、卓越した学識経験を有する者であって次の各号のいずれかに該当する場合に採用できるものとする。

- (1) 教員においては、医学部・看護学部の教授以上の職位を予定している者
- (2) 職員においては、部長職以上の職位を予定している者
- (3) その他学長が特に必要と認めた者

(給与)

第3条 高年齢者の給与については、別に定める。

(雇用期間)

第4条 高年齢者の雇用期間は、学長諮問会議の議を経て学長が決定する。ただし、雇用年齢は、最長で満77歳に達した年度末までとする。

附 則（平成18年 細則第1号）

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 細則第1号）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 細則第1号）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 細則第10号）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

日付：令和3年11月15日

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学特任教員規程（平成16年4月1日制定）

獨協医科大学特任教員規程

平成16年4月1日
制定

改正 平成19年2月1日 平成21年5月1日
平成26年3月1日 平成27年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、獨協医科大学（以下「本学」という。）の特任教員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本学の運営上必要がある場合は、特任教員を置くことができる。

（定義）

第3条 特任教員とは、医学部、大学院医学研究科、看護学部及び大学院看護学研究科等の各専門分野において優れた研究業績を有する者又は専門分野における活躍が見込まれる者で、本学の教育、研究及び診療の充実発展に寄与するため、本学が特に採用した者をいう。

（特任教員の職階）

第4条 特任教員には、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の職階を設ける。

（身分、待遇及び任期）

第5条 特任教員の身分は、嘱託又は非常勤とする。

2 嘱託の特任教員の待遇は、別に定める。

3 非常勤の特任教員は、原則として無給とする。

4 特任教員の任期は1年とし、原則として4月1日を始期とする。ただし、再任を妨げない。

（職務等）

第6条 特任教員は、本学の委嘱を受けて教育、研究又は診療に従事するものとする。

2 特任教員は、本学の諸施設を利用することができる。

3 嘱託の特任教員は、必要と認められた場合は、本学の各種会議及び委員会等に出席することができる。ただし、人事に関する議決権は有しない。

（任用手続）

第7条 特任教員の任用は、学長、主任教授又は所属長が候補者を推薦する。

2 医学部及び大学院医学研究科に属する特任教員の任用は、学長諮問会議の議を経て、医学部教授会で決定する。ただし、主任教授の推薦による場合は、あらかじめ当該主任教授の所属に係る連絡会等の承認を得るものとする。

3 看護学部及び大学院看護学研究科に属する特任教員の任用は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

4 前二項の学部等に属さない特任教員の任用は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

（任用基準及び定員）

第8条 特任教員の任用基準及び定員については、別に定める。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成16年 規程第3号）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 定年退職教員の再採用に関する内規（昭和55年2月5日制定）及び獨協医科大学客員教授規程（昭和60年7月2日制定）は、廃止する。

附 則（平成19年 規程第1号）

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年 規程第60号）

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成26年 規程第8号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年 規程第81号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

獨協医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程

令和3年6月1日
制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学（以下「本学」という。）の研究者等が行う人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という。）の適正な実施・推進のため必要な事項を定めるものである。

(基本原則)

第2条 研究の実施に関与する全ての関係者は、ヘルシンキ宣言、臨床研究法、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、関連する通知、その他の行政指針及び法律（以下「関連規則」という。）を踏まえ、高い倫理観並びに科学的合理性を保持し、研究が社会の理解及び信頼を得て社会的に有益な質を担保できるよう、適切に対応しなければならない。

2 研究の実施に関与する全ての関係者は、前項の関連規則の他、本学における利益相反管理規程等の関連規程及び手順書に従い、研究の透明性並びに信頼性を確保しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、関連規則の定義に従うものとする。

2 この規程における「研究者等」とは、教職員、学生、及び本学倫理審査委員会による審査を求め他機関の研究者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、研究者等が関連規則に従い実施する研究に対して適用する。

第2章 研究機関の長の責務等

(委任)

第5条 学長は、研究の円滑かつ機動的な実施のため、関連規則に定める「研究機関の長」の権限を、大学病院長、埼玉医療センター病院長、日光医療センター病院長及び看護学部長に委任することができる。

(研究に対する総括的な監督)

第6条 研究機関の長は、実施を許可した研究が適正に実施されるよう、必要な監督を行う責任を負うものとする。

2 研究機関の長は、当該研究が関連規則及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを必要に応じて確認するとともに、研究の適正な実施を確保するために必要な措置をとらなければならない。

(研究の実施のための体制整備等)

第7条 研究機関の長は、研究を適正に実施するために必要な体制・規程を整備しなければならない。

2 研究機関の長は、当該研究機関における研究がこの指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとらなければならない。

3 研究機関の長は、研究の実施に関与する全ての関係者が、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

4 研究機関の長は、この規程に定める研究に関する事務を当該研究機関内の適当な者に委任することができる。

(研究の許可等)

第8条 研究機関の長は、研究責任者から研究の実施又は研究計画書の変更の許可を求められたときは、第20条で規定する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重し、当該許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定する。

2 研究機関の長は、委員会が研究の実施について不相当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。

3 研究機関の長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報について報告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

い。

(重篤な有害事象への対応)

第9条 研究機関の長は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順書を作成し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(研究に係る試料及び情報等の保管)

第10条 研究機関の長は、人体から取得された試料並びに研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料(研究に用いられる試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という。)の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、本学教職員等が実施する研究に係る人体から取得された試料及び情報等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

第3章 研究者等の責務等

(研究対象者等への配慮)

第11条 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。とりわけ、社会的に弱い立場にある者を研究対象者とする可能性のある研究においては、特別な配慮をしなければならない。

2 研究者等は、研究対象者となる者への事前の十分な説明を行うとともに、研究参加(拒否又は撤回を含む)について、その自由な意思を尊重しなければならない。

3 研究者等は、関連規則を遵守し、当該研究の実施について委員会の審査及び研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。

(研究計画書等に関する手続)

第12条 研究責任者は、研究の実施に先立ち、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保された適切な研究計画書を作成しなければならない。研究計画書を変更するときも同様とする。

2 多機関共同研究を実施する研究責任者は、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。

(倫理審査委員会への付議)

第13条 研究責任者は、研究の実施の適否について、委員会の意見を聴かななければならない。

2 多機関共同研究を実施する研究責任者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の委員会による一括した審査を求めなければならない。

3 研究責任者は、委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該委員会に提出した書類、その他必要となる書類を研究機関の長に提出し、本学における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。

4 研究責任者は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、委員会の意見を聴く前に研究機関の長の許可のみをもって研究を実施することができる。この場合において、研究責任者は、許可後遅滞なく委員会の意見を聴くものとし、委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更するなど適切な対応をとらなければならない。

5 研究責任者は、多機関共同研究について第2項の規定によらず個別の委員会の意見を聴く場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該委員会へ提供しなければならない。

(研究者等の指導・管理)

第14条 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

2 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

(共同研究機関との情報共有)

第15条 研究責任者は、他の研究機関と共同で研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

(研究の概要の登録)

第16条 研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials：jRCT）等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の概要をその研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新するよう努めなければならない。

2 前項の登録において、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、委員会の意見を受けて研究機関の長が許可したものについては、この限りでない。

（研究の進捗状況、有害事象等の報告）

第17条 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を委員会及び研究機関の長に報告しなければならない。

2 研究者等は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、第9条の規定による手順書等に従い、研究対象者等への説明等、必要な措置を講じるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

3 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、当該事象や研究の継続等について委員会に意見を聴いた上で、その旨を研究機関の長に報告するとともに、第9条の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならない。また、速やかに当該研究の実施に携わる研究者等に対して、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

4 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が本学において発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、当該有害事象が発生した研究責任者は、研究機関の長に報告した上で速やかに対応の状況及び結果を厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

（研究の中止）

第18条 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。

（研究に係る試料及び情報等の保管）

第19条 研究者等は、研究に用いられる情報等を正確なものにしなければならない。

2 研究責任者は、人体から取得された試料及び情報等を保管するときは、第10条の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された試料及び情報等の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。

第4章 倫理審査委員会

（委員会の設置）

第20条 研究機関の長は、関連規則に従い実施される研究が、人間の尊厳及び人権を守り、適正に推進されるために、独立かつ公正な立場から審査を行う委員会を設置する。

2 研究機関の長は、この規程により、委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせる。

（委員会事務局）

第21条 研究機関の長は、研究の適正な実施を目的とした事務を行わせるため、委員会事務局を設置し、組織及び運営に関する規程を定めた上で、委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせなければならない。

（委員会の構成）

第22条 委員会の構成は次に掲げる要件を満たさなければならないが、第1号から第3号までに掲げる委員については、当該各号に掲げる委員以外を兼ねることはできない。

（1）医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。

（2）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。

（3）研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。

（4）本学に所属しない者が複数含まれていること。

- (5) 男女両性で構成されていること。
- (6) 5名以上であること。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選任については、各委員会規程に定める。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。

(委員会の責務)

第24条 委員会は、研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、関連規則に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して必要な意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。
- 4 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の開催)

第25条 委員会は、各委員会規程の定めに従い開催する。ただし緊急を要する場合等で委員長が必要と認めた場合は、随時これを開催し、その目的達成を推進する。

- 2 委員会の開催にあたっては、あらかじめ委員会事務局から原則として1週間前に文書又は電磁的方法で委員長及び各委員に通知する。
- 3 委員会の、成立要件は第22条第1項のとおりとし、過半数以上の出席を以って成立とする。

(審査の判定)

第26条 委員会の意見は、出席委員の全会一致をもって決定する。ただし、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合の対応は、各委員会規程で定める。

- 2 審査判定の基準は、各委員会規程で定める。
- 3 審査判定の採決にあたっては、審議に参加した委員のみが、採決への参加を許される。
- 4 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等又は医薬品等製造販売業者等と密接な関係にある委員は、委員会の求めに応じて意見を述べることはできるが、審議及び採決に参加することはできない。
- 5 委員会は、審査の対象・内容等に応じて、専門的な知識を有する者に意見を求めることができる。
- 6 委員長は委員会の審議結果を研究機関の長に報告する。

(迅速審査等)

第27条 委員会は、委員会が指名する委員による審査について、あらかじめ各委員会規程においてその内容と運用等を定めるものとする。

(他の研究機関が実施する研究に関する審査)

第28条 委員会は、他の研究機関の研究責任者から審査依頼があった場合には、応じることができる。

- 2 前項の対応については、各委員会において別途定めるものとする。

(公表)

第29条 研究機関の長は、委員会規程及び委員名簿を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。また、委員会の開催状況及び審査の概要については、当該システムにおいて年1回以上、適切に公表するものとする。

(記録の保存)

第30条 研究機関の長は、委員会が審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了について報

告された日から5年を経過した日、又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から5年を経過したいずれか遅い日までの期間、適切に保存しなければならない。

2 委員会は、審議した内容を議事録としてまとめ、原則10年間保存する。

(専門委員会)

第31条 委員会は、専門的事項を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関する事項は、各委員会において別途定める。

(委員会の廃止)

第32条 研究機関の長は、委員会を廃止したときは、当該委員会で審査を行った研究を実施中の研究責任者に速やかに通知し、当該研究の実施に影響を及ぼさないよう、他の委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

第5章 個人情報等及び匿名加工情報

(個人情報等の保護)

第33条 研究者等及び研究機関の長は、個人情報、匿名加工情報及び非識別加工情報の取扱いに関して、関連規則のほか、獨協医科大学個人情報保護規程等を遵守しなければならない。

2 研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる情報に関しても、生存する個人に関するものと同様に適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第6章 その他

(規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て学長が決定する。

(その他)

第35条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則 (令和3年 規程第43号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

博士論文作成スケジュール

学年	月	研究の進行	研究科プロセス	研究指導	カリキュラム		
					共通科目	専門科目	研究科目
1 年 次	4	博士論文研究計画書の作成	入学式 学生証授与 オリエンテーション 主指導教員の決定 副指導教員（2名）の決定	履修指導 博士論文研究計画書作成の指導	看護学 研究特論 ↓ 看護倫理 特論 ↓	生体機能ケア特論 看護実践ケア開発特論 生活環境調整支援特論 地域ケアシステム開発特論 看護キャリアマネジメント特論 (1科目以上選択)	博士特別 研究Ⅰ ↓ ↓ ↓
	5						
	6						
	7	博士論文研究構想報告書作成		博士論文研究構想報告書作成の指導			
	8						
	9	博士論文研究計画書の提出 博士論文研究構想報告書の提出					
	10	博士論文研究構想発表会	博士論文構想発表会				
	11	看護研究倫理委員会申請書類の作成		倫理審査申請書類の作成の指導			
	12						
	1	看護研究倫理委員会の受審	看護研究倫理審査				
	2						
	3	看護研究倫理委員会の承認 研究倫理教材受講・修了書の提出		研究進捗の確認			
	2 年 次	4	研究実施施設での調査・実践	オリエンテーション			
5							
6							
7							
8							
9		博士論文中間報告書の提出					
10		博士論文中間発表会	博士論文中間発表会	副論文の投稿指導			
11							
12							
1				研究進捗の確認			
2							
3		副論文の投稿					
3 年 次	4	データを分析・考察 博士論文執筆	オリエンテーション	研究指導 博士論文執筆			博士特別 研究Ⅲ ↓ ↓ ↓
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10	博士論文提出 博士論文予備審査 博士論文予備審査を受審するための必要書類の提出	博士論文予備審査	博士論文予備審査関係書類の指導・確認			
	11						
	12	博士論文本審査ならびに最終試験を受審するための必要書類等の提出		博士論文本審査関係書類の指導・確認			
	1	博士論文本審査および最終試験	博士論文本審査 最終試験	博士論文審査・最終試験 博士論文の修正指導 成績評価			
2	博士論文の完成						
3		学位取得	公表に向けた指導				

獨協医科大学大学院看護学研究科 博士論文 作成要領

1 原稿本文の形式

- 1) 論文は、ワードプロセッサを用いてA4判（縦長）、横書きで作成する。
- 2) フォントは 10~11 ポイントを使用する。
- 3) A4 版横書き 1 行 40 字×30 行の 1、200 字分を 1 ページとする。
- 4) 図および表（パソコンまたはワープロを用いて作成）は、図 1、表 1 など通し番号をつけ、本文とは別に一括する。
- 5) 印刷書式は、余白を上端 30mm、下端 25mm、左端 30mm、右端 25mmとする。
- 6) 原稿の下中央に、ページを入れる。

2 博士論文の体裁

以下の順に記載する。

- 1) 表紙
- 2) 和文要旨（1,200 字程度）とキーワード（5 語以内）
- 3) 英文要旨（和文要旨の英訳）と Key Words（5 語以内）
- 4) 目次 目次のページは、I、II、III、…とする。
- 5) 本文
- 6) 謝辞（必要時）
- 7) 文献
- 8) 資料：調査用紙など

3 文献および図表の記載方法

「バンクーバースタイル（Vancouver referencing system）」、「ハーバードスタイル（Harvard referencing system）」、「シカゴスタイル（The Chicago Manual of Style）」、「APA スタイル（APA style）」等に準拠する。準拠するスタイルは自由とする。

獨協医科大学研究者行動規範

平成19年11月1日制定

改正 令和3年10月1日

獨協医科大学（以下「本学」という。）において研究に携わる研究者は、建学の精神のもとに責任と使命をもって研究を適正に遂行し、自律的に社会への責任を果たすよう努めなければならない。なお、この規範は、本学研究者（以下「研究者」という。）の行動規範として、「科学者の行動規範」（平成25年1月25日 日本学術会議）に準拠して作成したものである。

I. 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

（研究活動）

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、

並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者は、他者の成果を適正に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

III. 社会の中の研究

(社会との対話)

- 11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 12 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 14 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、本学の教育・研究・診療活動の目的並びに公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この規範は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規範は、令和3年10月1日から施行する。

獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文予備審査規程（案）

制定 令和5年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、獨協医科大学学位規程看護学研究科細則第1条の3第2項の規定に基づき、看護学研究科（以下「研究科」という。）で実施する博士論文予備審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審査に必要な書類）

第2条 審査を受審する際に提出する必要書類は、次のとおりとする。

- （1）博士論文予備審査申請書（様式1）
- （2）予備審査用博士論文（1編）4部
- （3）予備審査用博士論文目録（様式2）
- （4）予備審査用博士論文要旨（2,000字以内・和文）（様式3）
- （5）履歴書（様式4）

（審査申請の受理）

第3条 研究科長は、第2条の規定により審査の申請があったときは、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て受理するものとする。

- 2 受理した審査に必要な書類は、理由の如何に関わらず返還しない。

（博士論文予備審査委員会）

第4条 前条により審査申請を受理した教授会は、申請者ごとに博士論文予備審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、博士後期課程において研究指導の資格を有する研究科教員（DⓄ教員）3名を選任し組織する。ただし、当該申請者の指導教員は委員会構成員に含めることはできない。
- 3 研究科長が申請者の研究領域等を勘案し、委員会ごとに委員長を指名する。

（委員会の役割）

第5条 委員会は、以下の手続きで審査を行うものとする。

- （1）関係書類及び学位論文の適切性を確認・協議し、博士論文本審査の受審資格について、可否によって判断する。
- （2）委員会が必要と認める場合は、申請者に参考論文・参考資料等を提出させ、説明を求めることができる。
- （3）委員会は、1か月以内に審査を終了しなければならない。
- （4）予備審査終了後、委員長は予備審査結果報告書を作成し、教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第6条 教授会は前条第4号の報告に基づき、審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、博士後期課程におけるD[Ⓔ]教員の資格を有する教授会構成員（国外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、挙手採決により議決権を有するD[Ⓔ]教員出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査に関して必要な事項は教授会の議を経て、学長が決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和4年 規程第 号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

獨協医科大学学位規程看護学研究科細則（案）

平成 24 年 12 月 1 日制定

改正 平成26年 4 月 1 日 平成27年 4 月 1 日
平成28年 2 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この細則は、獨協医科大学学位規程第 25 条第 2 項の規定に基づき、獨協医科大学大学院看護学研究科（以下「看護学研究科」という。）における修士（看護学）及び博士（看護学）の学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（博士前期課程論文の種類）

第 1 条の 2 博士前期課程専門看護師コースにおける学位申請にあつては、獨協医科大学学位規程第 4 条及び第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、課題研究論文を提出し審査を受けなければならない。

2 博士前期課程専門看護師コースにおける学位申請にあつては、この細則の第 2 条から第 12 条に規定する「修士論文」を「課題研究論文」と読み替えるものとする。

（博士（看護学）の申請資格）

第 1 条の 3 博士（看護学）の学位申請に当たっては、次の各号のいずれも満たしていなければならない。

- (1) 博士後期課程 3 年次に在籍し、必要な研究指導を受けていること
- (2) 博士論文に関連した研究内容の一部を査読制度のある国際学術雑誌若しくは日本学術会議協力学術団体の発行する学術刊行物、又は看護学研究科教授会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に副論文として投稿し、筆頭著者として学術論文が一編以上掲載または受理されていること
- (3) 博士論文予備審査に合格していること

2 前項第 3 号の博士論文予備審査に関しては別に定める。

（学位申請に必要な書類）

第 2 条 修士（看護学）に係る学位申請の際に提出する修士論文等の必要書類は、次のとおりとする。

- (1) 学位 修士（看護学）審査申請書（様式 1）
- (2) 修士論文（1 編）4 部
修士論文は単著とし、獨協医科大学看護学研究修士論文審査基準及び修士論文作成要項の形式の論文とする。

(3) 修士論文の要旨（1200 字以内・和文）（様式 2）

(4) 履歴書（様式 3）

(5) 戸籍抄本 1 通

(6) 単位認定証明書（成績証明書） 1 通

2 博士（看護学）に係る学位申請の際に提出する博士論文等の必要書類は、次のとおりとする。

(1) 学位 博士（看護学）審査申請書（様式 4）

(2) 博士論文（1 編）4 部

(3) 博士論文目録（様式 5）

(4) 博士論文要旨（2000 字以内・和文）（様式 6）

- (5) 履歴書（様式3）
- (6) 戸籍抄本 1通
- (7) 単位認定証明書（成績証明書） 1通
- (8) リポジトリ登録及びインターネット公表における申請書（様式7） 1通
- (9) 第1条の3第1項第2号に規定する学術刊行物等に筆頭著者として学術論文が一編以上掲載又は受理されていることを証する書類（掲載証明書等） 1通

（審査料）

第3条 学位申請に係る審査料は、以下の通りとする。

修士（看護学） 5万円

博士（看護学） 7万円

（申請の受理）

第4条 学長は、第2条各項の規定により学位の申請があったときは、看護学研究科教授会の議を経て受理するものとする。

2 受理した学位申請に必要な書類及び審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

（審査の付託）

第5条 学長は、修士論文若しくは博士論文（以下「学位論文」という。）を受理したときは、直ちに看護学研究科教授会に、その審査を付託する。

（修士論文審査委員会）

第6条 前条により修士論文の審査を付託された看護学研究科教授会は、修士論文ごとに修士論文審査委員会（以下「修論審査委員会」という。）を設置する。

2 修論審査委員会は、主査1名（指導教員以外の専任教授）及び副査2名以上（指導教員含む。）を選任し組織する。

3 看護学研究科教授会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、指導教員以外の看護学研究科の准教授又は講師を副査として修論審査委員会に加えることができる。

4 主査は修論審査委員会を主宰し、その職務を統括する。

（博士論文審査委員会）

第6条の2 第5条により博士論文の審査を付託された看護学研究科教授会は、博士論文ごとに博士論文審査委員会（以下「博論審査委員会」という。）を設置する。

2 博論審査委員会は、主査1名（指導教員以外の専任教授）及び副査2名以上（指導教員を含めてもよい。）を選任し組織する。

3 主査は博論審査委員会を主宰し、その職務を統括する。

（学位論文の審査協力）

第7条 修論審査委員会及び博論審査委員会（以下「両委員会」という。）は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、看護学研究科教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（学位論文の審査）

第8条 両委員会は学位論文の内容について審査を行い、必要な場合は学位申請者に参考論文、関係資料等を提出させ、説明を求めることができる。

2 学位論文の審査に関わる審査委員はもとより主指導教員及び副指導教員は、学位申請者並びに学位取得

者等から、疑惑や不信を招くような金品の供与等を受けてはならない。

(学位論文審査に係る最終試験)

第9条 両委員会は、学位論文の審査のほか、最終試験を行う。

2 前項の最終試験は、原則として公開にて口頭発表と質疑応答を行いこれが終了した後に、両委員会が非公開にて審議を行い可否を判定する。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査は、当該論文を受理した後3か月以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、看護学研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(両委員会の報告)

第11条 両委員会は、申請者の学位論文審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨を添えて、看護学研究科教授会に報告しなければならない。

(看護学研究科教授会の議決)

第12条 看護学研究科教授会は、前条の報告に基づき、看護学研究科の課程修了の可否及び学位論文審査の可否について議決する。

2 修士論文の議決を行うには、博士前期課程におけるM[Ⓞ]教員の資格を有する看護学研究科教授会構成員(国外出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、挙手採決により、議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 博士論文の議決を行うには、博士後期課程におけるD[Ⓞ]教員の資格を有する看護学研究科教授会構成員(国外出張中及び休職中の者を除く。)(以下「D[Ⓞ]教員」という。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、挙手採決により、議決権を有するD[Ⓞ]教員出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(満期退学及び在学継続の扱い)

第13条 看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得したが学位論文未提出で、在学継続の意思のない者は、満期退学の扱いとする。

2 在学の継続を希望するときは、在学継続願を提出し、看護学研究科教授会の許可を得なければならない。ただし、在学の延長は1学年度ごととし、在学期間は6年を超えることはできない。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は看護学研究科教授会の議を経て、学長が定める。

(細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、看護学研究科教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成24年 細則第6号)

この細則は、平成24年12月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年 細則第2号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 細則第15号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 細則第2号)

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（令和4年 細則第 号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

様式1

様式2

様式3

様式4

様式5

様式6

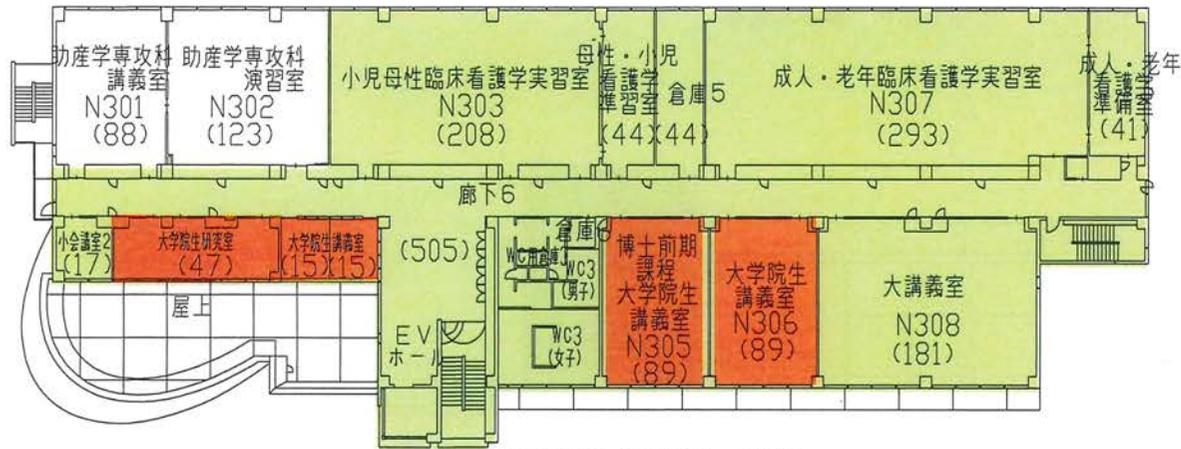
様式7

様式8

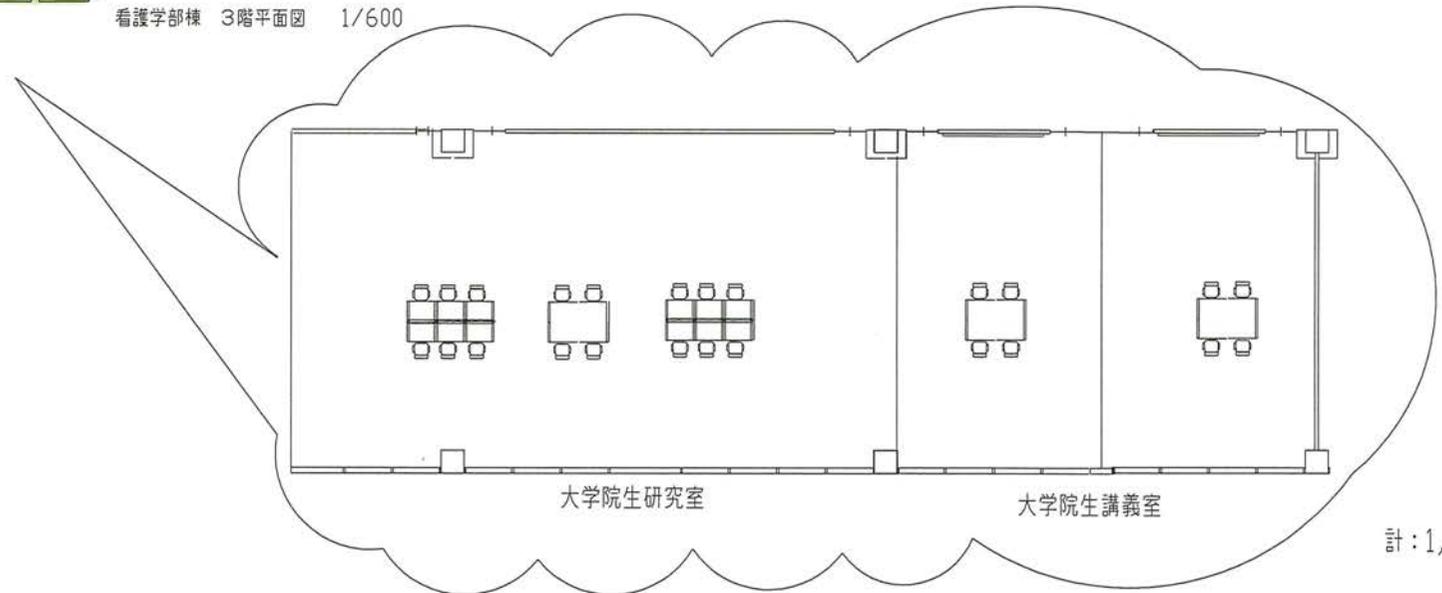
様式9

様式10

大学院生研究室見取り図



看護学部棟 3階平面図 1/600



Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
20th century British history	0955-2359	1477-4674	1996	
A&A practice		2575-3126	2018/1/1	
Academic medicine	1040-2446	1938-808X	2000/1/1	
ACSM's health & fitness journal	1091-5397	1536-593X	2004/1/1	
Acta anaesthesiologica Scandinavica	0001-5172	1399-6576	1997	
Acta biochimica et biophysica Sinica	1672-9145	1745-7270	2004	
Acta neurologica Scandinavica	0001-6314	1600-0404	1997	
Acta pædiatrica (Oslo)	0803-5253	1651-2227	1997	
Acta psychiatrica Scandinavica	0001-690X	1600-0447	1997	
Adaptation : the journal of literature on screen studies	1755-0637	1755-0645	2008	
Advances in anatomic pathology	1072-4109	1533-4031	2001/1/1	
Aesthetic surgery journal	1090-820X	1527-330X	1997	
African affairs (London)	0001-9909	1468-2621	1996	
Age and ageing	0002-0729	1468-2834	1996	
AIDS (London)	0269-9370	1473-5571	1997/1/11	
Alcohol and alcoholism (Oxford)	0735-0414	1464-3502	1996	
Alimentary pharmacology & therapeutics	0269-2813	1365-2036	1997	
Allergy (Copenhagen)	0105-4538	1398-9995	1997	
American entomologist (Lanham, Md.)	1046-2821	2155-9902	1996	
American heart journal	0002-8703	1097-6744	1995	
American historical review	0002-8762	1937-5239	1996	
American journal of clinical pathology	0002-9173	1943-7722	1996	
American journal of comparative law	0002-919X	2326-9197	1996	
American journal of epidemiology	0002-9262	1476-6256	1996	
American journal of gastroenterology	0002-9270	1572-0241	2015	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
American journal of health-system pharmacy	1079-2082	1535-2900	1996	
American journal of hypertension	0895-7061	1941-7225	1996	
American journal of jurisprudence (Notre Dame)	0065-8995	2049-6494	1996	
American journal of kidney diseases	0272-6386	1523-6838	1995	
American journal of legal history	0002-9319	2161-797X	1996	
American journal of neuroradiology : AJNR	0195-6108	1936-959X	1980/1/1	
American journal of obstetrics and gynecology	0002-9378	1097-6868	1995	
American journal of pathology	0002-9440	1525-2191	1998/7/1	
American journal of physical medicine & rehabilitation	0894-9115	1537-7385	1996/1/1	
American journal of psychiatry	0002-953X	1535-7228	1997	
American journal of sports medicine	0363-5465	1552-3365	1999/1/1	
American journal of surgical pathology	0147-5185	1532-0979	1996	
American journal of transplantation	1600-6135	1600-6143	2001	
American law and economics review	1465-7252	1465-7260	1999	
American literary history	0896-7148	1468-4365	1996	
Anaesthesia	0003-2409	1365-2044	1997	
Analysis (Oxford)	0003-2638	1467-8284	1996	
Andrologia (Berlin, West)	0303-4569	1439-0272	1997/1/1	
Anesthesia and analgesia	0003-2999	1526-7598	1957/1/1	
Anesthesiology (Philadelphia)	0003-3022	1528-1175	1995/1/1	
Annals of behavioral medicine	0883-6612	1532-4796	1996	
Annals of botany	0305-7364	1095-8290	1996	
Annals of neurology	0364-5134	1531-8249	1977	
Annals of nuclear medicine	0914-7187	1864-6433	1997/1/1	
Annals of oncology	0923-7534	1569-8041	1990	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Annals of surgery	0003-4932	1528-1140	1996/1/1	
Annals of surgical oncology	1068-9265	1534-4681	1997/1/1	
Annals of the Entomological Society of America	0013-8746	1938-2901	1996	
Annals of the New York Academy of Sciences	0077-8923	1749-6632	1897	
Annals of the rheumatic diseases	0003-4967	1468-2060	1939	
Annals of thoracic surgery	0003-4975	1552-6259	1995	
Annals of work exposures and health	2398-7308	2398-7316	2017	
Applied linguistics	0142-6001	1477-450X	1996	
Arbitration international	0957-0411		1996	
Archives of clinical neuropsychology	0887-6177	1873-5843	1996	
Archives of disease in childhood	0003-9888	1468-2044	1926	
Archives of disease in childhood. Education and practice edition	1743-0585	1743-0593	2004	
Archives of disease in childhood. Fetal and neonatal edition	1359-2998	1468-2052	1994	
Arteriosclerosis, thrombosis, and vascular biology	1079-5642	1524-4636	1995/1/1	
Arthritis and rheumatism	0004-3591	1529-0131	1999	
Arthritis & rheumatology (Hoboken, N.J.)	2326-5191	2326-5205	2014	
Arthritis care & research (2010)	2151-464X	2151-4658	2010	
Asian journal of endoscopic surgery		1758-5910	2008	
Astronomy & geophysics : the journal of the Royal Astronomical Society	1366-8781	1468-4004	1997	
Audiology & neurotology	1420-3030	1421-9700	2019	
Auk	0004-8038	1938-4254	1996	
Autonomic & autacoid pharmacology	1474-8665	1474-8673	2002	
Behavioral ecology	1045-2249	1465-7279	1996	
Bioinformatics (Oxford, England)	1367-4803	1367-4811	1996	
Biological journal of the Linnean Society	0024-4066	1095-8312	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Biology of reproduction	0006-3363	1529-7268	1996	
Biometrika	0006-3444	1464-3510	1996	
Bioscience	0006-3568	1525-3244	1996	
Bioscience, biotechnology, and biochemistry	0916-8451	1347-6947		
Biostatistics (Oxford, England)	1465-4644	1468-4357	2000	
Bipolar disorders	1398-5647	1399-5618	1999	
BJU international	1464-4096	1464-410X	1999	
BMJ (Online)		1756-1833	1988	
BMJ. British medical journal (Clinical research ed.)	0959-8138		1988	
BMJ case reports		1757-790X	2008	
BMJ evidence-based medicine		2515-446X	2018	
bone & joint journal	2049-4394	2049-4408	2013/1/1	
Botanical journal of the Linnean Society	0024-4074	1095-8339	1996	
Brain (London, England : 1878)	0006-8950	1460-2156	1996	
Brain & development (Tokyo. 1979)	0387-7604	1872-7131	1995	
Brain and nerve = Shinkei kenkyū no shinpo	1881-6096		2007/1/1	
Brain pathology (Zurich, Switzerland)	1015-6305	1750-3639	1997	
Brain tumor pathology	1433-7398	1861-387X	1997/3/1	
Briefings in bioinformatics	1467-5463	1477-4054	2000	
Briefings in functional genomics	2041-2649	2041-2657	2010	
British journal for the philosophy of science	0007-0882	1464-3537	1996	
British journal of aesthetics	0007-0904	1468-2842	1996	
British journal of anaesthesia : BJA	0007-0912	1471-6771	1995	
British journal of cancer	0007-0920	1532-1827	1999	
British journal of criminology	0007-0955	1464-3529	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
British journal of dermatology (1951)	0007-0963	1365-2133	1997	
British journal of haematology	0007-1048	1365-2141	1997	
British journal of ophthalmology	0007-1161	1468-2079	1917	
British journal of pharmacology	0007-1188	1476-5381	1968	
British journal of psychiatry	0007-1250	1472-1465	1963/1/1	
British journal of social work	0045-3102	1468-263X	1996	
British journal of sports medicine	0306-3674	1473-0480	1969	
British journal of surgery	0007-1323	1365-2168	1996	
British medical bulletin	0007-1420	1471-8391	1996	
BMJ quality & safety	2044-5415	2044-5423	2011	
British yearbook of international law	0068-2691	2044-9437	1996	
Bulletin - Institute of Classical Studies	0076-0730	2041-5370	1996	
Cambridge journal of economics	0309-166X	1464-3545	1996	
Cambridge journal of regions, economy and society	1752-1378	1752-1386	2008	
Cambridge quarterly	0008-199X	1471-6836	1996	
Cancer	0008-543X	1097-0142	1996	
Cancer cytopathology	1934-662X	1934-6638	2009	
Cancer discovery	2159-8274	2159-8290	2011/6/1	
Cancer epidemiology, biomarkers & prevention	1055-9965	1538-7755	1991/11/1	
Cancer immunology research	2326-6066	2326-6074	2013/7/1	
cancer journal (Sudbury, Mass.)	1528-9117	1540-336X	2002	
Cancer Prevention Journals Portal	1940-7629			
Cancer prevention research (Philadelphia, Pa.)	1940-6207	1940-6215	2008/6/1	
Cancer research (Chicago, Ill.)	0008-5472	1538-7445	1941/1/1	
Cancer Board of the Breast	2189-356X		2015/3/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Capital markets law journal	1750-7219	1750-7227	2006	
Carcinogenesis (New York)	0143-3334	1460-2180	1996	
Cardiovascular research	0008-6363	1755-3245	1996	
Cell	0092-8674	1097-4172	1995	
Cell metabolism	1550-4131	1932-7420	2005/1/1	
Cell stem cell	1934-5909	1875-9777	2007/6/7	
Cerebral cortex (New York, N.Y. 1991)	1047-3211	1460-2199	1996	
CESifo economic studies	1610-241X	1612-7501	2003	
Chemical senses	0379-864X	1464-3553	1996	
Chest	0012-3692	1931-3543	1995	
Children & schools	1532-8759	1545-682X	2000	
Chinese journal of comparative law	2050-4802		2013	
Chinese journal of international law (Boulder, Colo.)	1540-1650	1746-9937	2002	
Chinese journal of international politics	1750-8916	1750-8924	2006	
Christian bioethics	1380-3603	1744-4195	1996	
Circulation (New York, N.Y.)	0009-7322	1524-4539	1950/1/1	
Circulation research	0009-7330	1524-4571	1953/1/1	
Classical receptions journal	1759-5134	1759-5142	2009	
Clinical and experimental allergy	0954-7894	1365-2222	1997	
Clinical cancer research	1078-0432	1557-3265	1995/1/1	
Clinical chemistry (Baltimore, Md.)	0009-9147	1530-8561	1996	
Clinical endocrinology (Oxford)	0300-0664	1365-2265	1997	
Clinical gastroenterology and hepatology	1542-3565	1542-7714	2003/1/1	
Clinical infectious diseases	1058-4838	1537-6591	1996	
Clinical journal of pain	0749-8047	1536-5409	1996/3/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Clinical journal of sport medicine	1050-642X	1536-3724	2000/1/1	
Colorectal disease	1462-8910	1463-1318	1999	
Communication, culture & critique	1753-9129	1753-9137	2008	
Communication theory	1050-3293	1468-2885	1996	
Community development journal	0010-3802	1468-2656	1996	
Computer journal	0010-4620	1460-2067	1996	
Condor (Los Angeles, Calif.)	0010-5422	1938-5129	1996	
Contemporary Women's Writing	1754-1476		2007	
Contributions to political economy	0277-5921	1464-3588	1996	
Cornea	0277-3740	1536-4798	2000/1/1	
Critical care medicine	0090-3493	1530-0293	1995/1/1	
Current legal problems	0070-1998		1996	
Current opinion in lipidology	0957-9672	1473-6535	1998/2/1	
Current opinion in neurology	1350-7540	1473-6551	1998/2/1	
Current opinion in rheumatology	1040-8711	1531-6963	1999/1/1	
Current opinion in urology	0963-0643	1473-6586	1998/1/1	
Diabetes, obesity & metabolism	1462-8902	1463-1326	1999	
Diabetes research and clinical practice	0168-8227	1872-8227	1995	
Diabetologia	0012-186X	1432-0428	1997/1/1	
Digestive endoscopy	0915-5635	1443-1661	1997	
Digital Scholarship in the Humanities	2055-7671	2055-768X	2015	
Diplomatic history	0145-2096	1467-7709	1996	
Diseases of the colon & rectum	0012-3706	1530-0358	2004/1/1	
Diseases of the esophagus	1120-8694	1442-2050	1996	
Ear and hearing	0196-0202	1538-4667	1980/1/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Early music	0306-1078	1741-7260	1996	
Echocardiography (Mount Kisco, N.Y.)	0742-2822	1540-8175	1997	
econometrics journal	1368-4221	1368-423X	1998	
Economic journal (London)	0013-0133	1468-0297	1996	
Economic policy	0266-4658	1468-0327	1996	
ELT journal	0951-0893	1477-4526	1996	
Emergency medicine journal : EMJ	1472-0205	1472-0213	2001	
Endocrinology (Philadelphia)	0013-7227	1945-7170	1996	
Endoscopy	0013-726X	1438-8812	2000	
English (London)	0013-8215	1756-1124	1996	
English historical review	0013-8266	1477-4534	1996	
Environmental entomology	0046-225X	1938-2936	1996	
Environmental history	1084-5453	1930-8892	1996	
EP - Europace	1099-5129		1996	
Epidemiologic reviews	0193-936X	1478-6729	1996	
Epidemiology (Cambridge, Mass.)	1044-3983	1531-5487	2000/1/1	
Epilepsia (Copenhagen)	0013-9580	1528-1167	1997	
Essays in criticism	0014-0856	1471-6852	1996	
European heart journal	0195-668X	1522-9645	1996	
European heart journal. Acute cardiovascular care	2048-8726	2048-8734	2012	
European heart journal cardiovascular imaging	2047-2404	2047-2412	2012	
European heart journal. Cardiovascular pharmacotherapy	2055-6837	2055-6845	2015	
European heart journal. Quality of care & clinical outcomes	2058-5225	2058-1742	2015	
European heart journal supplements	1520-765X	1554-2815	2001	
European journal of anaesthesiology	0265-0215	1365-2346	2004	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
European journal of cardio-thoracic surgery	1010-7940	1873-734X	1996	
European journal of cardiovascular nursing : journal of the Working Group on Cardiovascular Nursing of the European Society of Cardiology	1474-5151	1873-1953	2002	
European journal of immunology	0014-2980	1521-4141	1998	
European journal of international law	0938-5428	1464-3596	1996	
European journal of neurology	1351-5101	1468-1331	1996	
European journal of neuroscience	0953-816X	1460-9568	1997	
European journal of orthodontics	0141-5387	1460-2210	1996	
European journal of pediatric surgery	0939-7248	1439-359X	2000	
European journal of preventive cardiology	2047-4873	2047-4881	1994	
European journal of public health	1101-1262	1464-360X	1996	
European journal of vascular and endovascular surgery	1078-5884	1532-2165	1995/1/1	
European respiratory journal	0903-1936	1399-3003	1988/1/1	
European review of agricultural economics	0165-1587	1464-3618	1996	
European review of economic history	1361-4916	1474-0044	1997	
European sociological review	0266-7215	1468-2672	1996	
European urology	0302-2838	1873-7560	2002/1/1	
Evidence-based mental health	1362-0347	1468-960X	1998	
Evidence-based nursing	1367-6539	1468-9618	1998	
Experimental dermatology	0906-6705	1600-0625	1997	
Family practice	0263-2136	1460-2229	1996	
FEMS microbiology ecology	0168-6496	1574-6941	1996	
FEMS microbiology letters	0378-1097	1574-6968	1996	
FEMS microbiology reviews	0168-6445	1574-6976	1996	
FEMS yeast research	1567-1356	1567-1364	2001	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Fertility and sterility	0015-0282	1556-5653	1997	
Fetal & Neonatal Medicine	1884-555X		2015/4/1	
Foreign policy analysis	1743-8586	1743-8594	2005	
Forest science	0015-749X	1938-3738	1996	
Forestry (London)	0015-752X	1464-3626	1996	
Forum for modern language studies	0015-8518	1471-6860	1996	
French history	0269-1191	1477-4542	1996	
French studies	0016-1128	1468-2931	1996	
French studies bulletin	0262-2750	1748-9180	1996	
Frontiers in Alcoholism	2187-9613		2015/8/1	
Frontiers in Dry Eye	1881-4263		2015/4/1	
Frontiers in Glaucoma	1345-854X		2015/3/1	
Frontline gastroenterology	2041-4137	2041-4145	2010	
Gastroenterology (New York, N.Y. 1943)	0016-5085	1528-0012	1995	
GastroHep		1478-1239	2019	
Gastrointestinal endoscopy	0016-5107	1097-6779	1995	
Genetics (Austin)	0016-6731	1943-2631	1916	
Geophysical journal international	0956-540X	1365-246X	1996	
Geriatrics & gerontology international	1444-1586	1447-0594	2001	
German history	0266-3554	1477-089X	1996	
Gerontologist	0016-9013	1758-5341	1996	
GI Forefront	1349-9629		2015/7/1	
Glycobiology (Oxford)	0959-6658	1460-2423	1996	
GRUR International: Journal of European and International IP Law	2632-8623		1998	
Gut	0017-5749	1468-3288	1960	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Harvard review of psychiatry	1067-3229	1465-7309	2003	
Headache	0017-8748	1526-4610	1997	
Health & social work	0360-7283	1545-6854	1996	
Health education research	0268-1153	1465-3648	1996	
Health policy and planning	0268-1080	1460-2237	1996	
Health promotion international	0957-4824	1460-2245	1996	
Heart (British Cardiac Society)	1355-6037	1468-201X	1996	
Heart Asia		1759-1104	2009	
Heart view	1342-6591		2017/1/1	
Helicobacter (Cambridge, Mass.)	1083-4389	1523-5378	1997	
Hepatology research	1386-6346	1872-034X	2007	
Histopathology	0309-0167	1365-2559	1996	
Historical research : the bulletin of the Institute of Historical Research	0950-3471	1468-2281	1996	
History workshop journal	1363-3554	1477-4569	1996	
Holocaust and genocide studies	8756-6583	1476-7937	1996	
Hormone frontier in gynecology	1340-220X		2015/3/1	
HOSPITALIST	2188-0409		2013/9/1	
Human communication research	0360-3989	1468-2958	1996	
Human molecular genetics	0964-6906	1460-2083	1996	
Human reproduction (Oxford)	0268-1161	1460-2350	1996	
Human reproduction update	1355-4786	1460-2369	1996	
Human rights law review	1461-7781	1744-1021	2001	
Hypertension (Dallas, Tex. 1979)	0194-911X	1524-4563	1979/1/1	
Hypertension research	0916-9636	1348-4214	2005/1/1	
ican journal of psychiatry residents' journal		2474-4662	2016	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
ICES journal of marine science	1054-3139	1095-9289	1996	
ICSID review	0258-3690	2049-1999	1996	
ILAR journal	1084-2020	1930-6180	1997	
IMA journal of applied mathematics	0272-4960	1464-3634	1996	
IMA journal of management mathematics	1471-678X	1471-6798	2001	
IMA journal of mathematical control and information	0265-0754	1471-6887	1996	
IMA journal of numerical analysis	0272-4979	1464-3642	1996	
Immunity (Cambridge, Mass.)	1074-7613	1097-4180	1995	
Immunological reviews	0105-2896	1600-065X	1997	
Immunology	0019-2805	1365-2567	1997	
Industrial and corporate change	0960-6491	1464-3650	1996	
Industrial law journal (London)	0305-9332	1464-3669	1996	
Inflammatory bowel diseases	1078-0998	1536-4844	1996	
Information and inference	2049-8764		2012	
Injury prevention	1353-8047	1475-5785	1995	
Insect systematics and diversity		2399-3421	2017	
Integrative and comparative biology	1540-7063	1557-7023	2002	
Integrative biology (Cambridge)	1757-9694	1757-9708	2009	
Intensivist	1883-4833		2009/1/1	
Interacting with computers	0953-5438	1873-7951	1996	
Interdisciplinary studies in literature and environment	1076-0962	1759-1090	1996	
Internal medicine journal	1444-0903	1445-5994	2001	
International affairs (London)	0020-5850	1468-2346	1996	
International data privacy law	2044-3994	2044-4001	2011	
International forum of allergy & rhinology	2042-6976	2042-6984	2011	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
International immunology	0953-8178	1460-2377	1996	
International journal for quality in health care	1353-4505	1464-3677	1996	
International journal of cancer	0020-7136	1097-0215	1996	
International journal of clinical practice (Esher)	1368-5031	1742-1241	2004	
International journal of constitutional law	1474-2640	1474-2659	2003	
International journal of epidemiology	0300-5771	1464-3685	1996	
International journal of law and information technology	0967-0769	1464-3693	1996	
International journal of law, policy, and the family	1360-9939	1464-3707	1996	
International journal of lexicography	0950-3846	1477-4577	1996	
International journal of pharmacy practice	0961-7671	2042-7174	1996	
International journal of public opinion research	0954-2892	1471-6909	1996	
International journal of radiation oncology, biology, physics	0360-3016	1879-355X	1995	
International journal of refugee law	0953-8186	1464-3715	1996	
international journal of transitional justice	1752-7716	1752-7724	2007	
International journal of urology	0919-8172	1442-2042	1994	
International mathematics research notices	1073-7928	1687-0247	1996	
International political sociology	1749-5679	1749-5687	2007	
International relations of the Asia-Pacific	1470-482X	1470-4838	2001	
International studies perspectives	1528-3577	1528-3585	2000	
International studies quarterly	0020-8833	1468-2478	1996	
International studies review (Malden, Mass.)	1521-9488	1468-2486	1999	
Intestine	1883-2342		2013/1/1	
ITNow	1746-5702	1746-5710	2005	
JAMA neurology	2168-6149	2168-6157	2013/1/1	
JAMA ophthalmology	2168-6165	2168-6173	2013/1/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
JAMA otolaryngology-- head & neck surgery	2168-6181	2168-619X	2013/1/1	
JAMA pediatrics	2168-6203	2168-6211	2013/1/1	
JAMA psychiatry (Chicago, Ill.)	2168-622X	2168-6238	2013/1/1	
JAMA surgery	2168-6254	2168-6262	2013/1/1	
JAMA : the journal of the American Medical Association	0098-7484	1538-3598	1998/1/1	
Japan journal of nursing science : JJNS	1742-7932	1742-7924	2004	
Japanese journal of clinical oncology	0368-2811	1465-3621	1996	
Japanese journal of ophthalmology	0021-5155	1613-2246	2004/1/1	
JB & JS open access		2472-7245	2016/10/1	
JBJS case connector		2160-3251	2011/7/1	
JBJS essential surgical techniques		2160-2204	2011/6/1	
JBJS reviews		2329-9185	2013/11/1	
JCO clinical cancer informatics		2473-4276	2017/2/1	
JCO global oncology		2687-8941	2020/12/1	
JCO oncology practice	2688-1527	2688-1535	2020/1/1	
JCO precision oncology		2473-4284	2017/2/1	
Jerusalem review of legal studies	2219-7117	2219-7125	2010	
JNCI : Journal of the National Cancer Institute	0027-8874	1460-2105	1996	
Journal of acquired immune deficiency syndromes (1999)	1525-4135	1944-7884	1999/5/1	
Journal of aesthetics and art criticism	0021-8529	1540-6245		
Journal of African economies	0963-8024	1464-3723	1996	
Journal of allergy and clinical immunology	0091-6749	1097-6825	1995	
Journal of American history (Bloomington, Ind.)	0021-8723	1945-2314	1996	
Journal of analytical toxicology	0146-4760	1945-2403	1996	
Journal of animal science	0021-8812	1525-3163	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of antimicrobial chemotherapy	0305-7453	1460-2091	1996	
Journal of antitrust enforcement	2050-0688	2050-0696	2013	
Journal of AOAC International	1060-3271	1944-7922	1996	
journal of applied laboratory medicine	2576-9456	2475-7241	2016	
Journal of biochemistry (Tokyo)	0021-924X	1756-2651	1996	
Journal of bone and joint surgery. American volume	0021-9355	1535-1386	1993	
Journal of bone and mineral research	0884-0431	1523-4681	1997	
Journal of breast imaging (Online)		2631-6129	2019	
Journal of burn care & research	1559-047X	1559-0488	1996	
Journal of cardiac surgery	0886-0440	1540-8191	1997	
Journal of cardiovascular electrophysiology	1045-3873	1540-8167	1997	
Journal of cardiovascular pharmacology	0160-2446	1533-4023	1996	
Journal of children's orthopaedics	1863-2521	1863-2548	2007/3/1	
Journal of chromatographic science	0021-9665	1945-239X	1996	
journal of church and state	0021-969X	2040-4867	1996	
journal of clinical endocrinology and metabolism	0021-972X	1945-7197	1997	
Journal of clinical oncology	0732-183X	1527-7755	1983/1/1	
Journal of clinical oncology	0732-183X	1527-7755	2003	
Journal of clinical pathology	0021-9746	1472-4146	1947	
Journal of clinical psychopharmacology	0271-0749	1533-712X	1995/2/1	
Journal of communication	0021-9916	1460-2466	1996	
Journal of competition law & economics	1744-6414	1744-6422	2005	
Journal of complex networks	2051-1310		2013	
Journal of computer assisted tomography	0363-8715	1532-3145	1996/1/1	
Journal of conflict & security law	1467-7954	1467-7962	2000	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of consumer research	0093-5301	1537-5277	1996	
Journal of Crohn's and colitis	1873-9946	1876-4479	2007	
Journal of crustacean biology	0278-0372	1937-240X	1996	
Journal of cutaneous pathology	0303-6987	1600-0560	1997	
Journal of deaf studies and deaf education	1081-4159	1465-7325	1996	
Journal of dermatology	0385-2407	1346-8138	1997	
Journal of design history	0952-4649	1741-7279	1996	
Journal of digestive diseases	1751-2972	1751-2980	2007	
Journal of economic entomology	0022-0493	1938-291X	1996	
Journal of economic geography	1468-2702	1468-2710	2001	
Journal of environmental law	0952-8873	1464-374X	1996	
Journal of epidemiology and community health (1979)	0143-005X	1470-2738	1979	
Journal of European competition law & practice	2041-7764	2041-7772	2010	
Journal of experimental botany	0022-0957	1460-2431	1996	
Journal of financial econometrics	1479-8409	1479-8417	2003	
Journal of financial regulation	2053-4833		2015	
Journal of forensic sciences	0022-1198	1556-4029	2006	
Journal of forestry	0022-1201	1938-3746	1996	
Journal of gastroenterology and hepatology	0815-9319	1440-1746	1997	
Journal of global security studies	2057-3170	2057-3189	2016	
Journal of hand surgery (American ed.)	0363-5023	1531-6564	1995	
Journal of hepato-biliary-pancreatic sciences	1868-6974	1868-6982	2010	
Journal of hepatology	0168-8278	1600-0641	1995	
Journal of heredity	0022-1503	1465-7333	1996	
Journal of Hindu studies	1756-4255	1756-4263	2008	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of human rights practice	1757-9619	1757-9627	2009	
Journal of hypertension	0263-6352	1473-5598	1997/1/1	
Journal of immunology (1950)	0022-1767	1550-6606	1916/2/1	
Journal of infectious diseases	0022-1899	1537-6613	1996	
Journal of intellectual property law & practice	1747-1532	1747-1540	2005	
Journal of international criminal justice	1478-1387	1478-1395	2003	
Journal of international dispute settlement	2040-3585	2040-3593	2010	
Journal of international economic law	1369-3034	1464-3758	1998	
Journal of interventional cardiac electrophysiology	1383-875X	1572-8595	1997/7/1	
Journal of investigative dermatology	0022-202X	1523-1747	1995	
Journal of Islamic studies (Oxford, England)	0955-2340		1996	
Journal of language evolution		2058-458X	2010	
Journal of law, economics, & organization	8756-6222	1465-7341	1996	
Journal of logic and computation	0955-792X	1465-363X	1996	
Journal of mammalogy	0022-2372	1545-1542	1996	
Journal of medical entomology	0022-2585	1938-2928	1996	
Journal of medical ethics	0306-6800	1473-4257	1975	
Journal of medical genetics	0022-2593	1468-6244	1964	
Journal of medicine and philosophy	0360-5310	1744-5019	1996	
Journal of molluscan studies	0260-1230	1464-3766	1996	
Journal of music therapy	0022-2917		1996	
journal of nervous and mental disease	0022-3018	1539-736X	1996/1/1	
Journal of neurochemistry	0022-3042	1471-4159	1997	
Journal of neurointerventional surgery	1759-8478	1759-8486	2009	
Journal of neurology, neurosurgery and psychiatry	0022-3050	1468-330X	1944	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of neuropathology and experimental neurology	0022-3069	1554-6578	1996	
Journal of neuroscience	0270-6474	1529-2401	1981/1/1	
Journal of neurosurgery	0022-3085	1933-0693	1944/1/1	
Journal of neurosurgery. Pediatrics	1933-0707	1933-0715	2004/2/1	
Journal of neurosurgery. Spine	1547-5654	1547-5646	1999/1/1	
Journal of oral and maxillofacial surgery	0278-2391	1531-5053	1995	
Journal of orthopaedic research	0736-0266	1554-527X	1996	
Journal of orthopaedic trauma	0890-5339	1531-2291	1996/1/1	
Journal of pathology	0022-3417	1096-9896	1996	
Journal of pediatric gastroenterology and nutrition	0277-2116	1536-4801	1996/1/1	
Journal of pediatric orthopaedics	0271-6798	1539-2570	1996	
Journal of pediatric orthopaedics. B	1060-152X	1473-5865	2000	
Journal of pediatric psychology	0146-8693	1465-735X	1996	
Journal of pediatric surgery	0022-3468	1531-5037	1995	
Journal of pediatrics	0022-3476	1097-6833	1995	
Journal of petrology	0022-3530	1460-2415	1996	
Journal of pharmaceutical health services research	1759-8885	1759-8893	2010	
Journal of pharmacology and experimental therapeutics	0022-3565	1521-0103	1909/6/1	
Journal of pharmacy and pharmacology	0022-3573	2042-7158	1996	
Journal of physiology	0022-3751	1469-7793	1997	
Journal of plankton research	0142-7873	1464-3774	1996	
Journal of plant ecology	1752-9921	1752-993X	2008	
Journal of plastic, reconstructive & aesthetic surgery	1748-6815	1878-0539	2006/1/1	
Journal of professions and organization	2051-8803		2014	
Journal of public administration research and theory	1053-1858	1477-9803	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of public health (Oxford, England)	1741-3842	1741-3850	2004	
Journal of refugee studies	0951-6328	1471-6925	1996	
Journal of semantics (Nijmegen)	0167-5133	1477-4593	1996	
Journal of Semitic studies	0022-4480	1477-8556	1996	
Journal of shoulder and elbow surgery	1058-2746	1532-6500	1995	
Journal of social history	0022-4529	1527-1897	1996	
Journal of survey statistics and methodology	2325-0984	2325-0992	2013	
Journal of the American Academy of Dermatology	0190-9622	1097-6787	1995	
Journal of the American Academy of Religion	0002-7189	1477-4585	1996	
Journal of the American College of Cardiology	0735-1097	1558-3597	1995	
Journal of the American Geriatrics Society (JAGS)	0002-8614	1532-5415	1997/1/1	
Journal of the American Medical Informatics Association : JAMIA	1067-5027	1527-974X	1996	
Journal of the American Society of Nephrology	1046-6673	1533-3450	1990/7/1	
Journal of the European Economic Association	1542-4766	1542-4774	2003	
Journal of the history of collections	0954-6650	1477-8564	1996	
Journal of the history of medicine and allied sciences	0022-5045	1468-4373	1996	
Journal of the IGPL (1995)		0945-9103	1996	
Journal of the National Cancer Institute. Monographs	1052-6773	1745-6614	1997	
Journal of the Pediatric Infectious Diseases Society	2048-7193	2048-7207	2012	
Journal of theological studies	0022-5185	1477-4607	1996	
Journal of thoracic and cardiovascular surgery	0022-5223	1097-685X	1995	
Journal of thrombosis and haemostasis	1538-7933	1538-7836	2003	
journal of trauma and acute care surgery	2163-0755	2163-0763	2012/1/1	
Journal of travel medicine	1195-1982	1708-8305	1996	
Journal of tropical pediatrics (1980)	0142-6338	1465-3664	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Journal of urology	0022-5347	1527-3792	2003/2/1	
Journal of vascular surgery	0741-5214	1097-6809	1995	
Journal of Victorian Culture : JVC	1355-5502	1750-0133	1996	
Journal of world energy law & business	1754-9957	1754-9965	2008	
Journals of Gerontology - Series B: Psychological and Social Sciences	1079-5014		1996	
journals of gerontology. Series A, Biological sciences and medical sciences	1079-5006	1758-535X	1996	
Kidney international	0085-2538	1523-1755	1995	
Kidney international supplements	2157-1724	2157-1716	2011/6/1	
Kurinikaru enjiniaringu = Clinical engineering	0916-460X		2012/12/1	
Laboratory medicine	0007-5027	1943-7730	1996	
Lancet (British edition)	0140-6736	1474-547X	1995	
lancet oncology	1470-2045	1474-5488	2000/5/1	
Laryngoscope	0023-852X	1531-4995	1997	
Law, probability and risk	1470-8396	1470-840X	2002	
Leukemia	0887-6924	1476-5551	1997/1/1	
Library	0024-2160	1744-8581	1996	
LiSA	1340-8836		2007/1/1	
LiSA 別冊	1344-932X		2018/4/1	
Literary imagination	1523-9012	1752-6566	1999	
Literature & theology	0269-1205	1477-4623	1996	
Logic journal of the IGPL	1367-0751	1368-9894	1997	
London review of international law	2050-6325		2013	
Magazine of history	0882-228X	1938-2340	1996	
Mammalian species	0076-3519	1545-1410	1996	
Mathematical medicine and biology	1477-8599	1477-8602	2003	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Medical care	0025-7079	1537-1948	1996/1/1	
Medical humanities	1468-215X	1473-4265	2000	
Medical law review	0967-0742	1464-3790	1996	
Medical mycology (Oxford)	1369-3786	1460-2709	1998	
Medicina (Tokyo. 1964)	0025-7699		1964/4/1	
Medicine and science in sports and exercise	0195-9131	1530-0315	1996/1/1	
Melus	0163-755X	1946-3170	1996	
Metabolism, clinical and experimental	0026-0495	1532-8600	1995	
Metallomics	1756-5901	1756-591X	2009	
Microscopy	2050-5698	2050-5701	2013	
Migration studies	2049-5838		2013	
Military medicine	0026-4075	1930-613X	1996	
Mind	0026-4423	1460-2113	1996	
Modern Judaism	0276-1114	1086-3273	1996	
Modern pathology	0893-3952	1530-0285	2000/1/1	
Molecular biology and evolution	0737-4038	1537-1719	1996	
Molecular cancer research	1541-7786	1557-3125	2002/11/1	
Molecular cancer therapeutics	1535-7163	1538-8514	2001/11/1	
Molecular cell	1097-2765	1097-4164	1997/12/1	
Molecular human reproduction	1360-9947	1460-2407	1996	
Molecular psychiatry	1359-4184	1476-5578	1997/1/1	
Monist	0026-9662	2153-3601	1996	
Monthly notices of the Royal Astronomical Society	0035-8711	1365-2966	1996	
Monthly notices of the Royal Astronomical Society. Letters	1745-3925	1745-3933	2005	
Movement disorders	0885-3185	1531-8257	1999	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Muscle & nerve	0148-639X	1097-4598	1996	
Music & letters	0027-4224	1477-4631	1996	
Music theory spectrum	0195-6167	1533-8339	1996	
Music therapy perspectives	0734-6875		1996	
Musical quarterly	0027-4631	1741-8399	1996	
Mutagenesis	0267-8357	1464-3804	1996	
Nanotechnology and Precision Engineering	2589-5540		2018	
Nature (London)	0028-0836	1476-4687	1997	
Nature cell biology	1465-7392	1476-4679	1999	
Nature genetics	1061-4036	1546-1718	1998	
Nature immunology	1529-2908	1529-2916	2000/7/1	
Nature medicine	1078-8956	1546-170X	1998	
Nature neuroscience	1097-6256	1546-1726	1998/5/1	
Nature reviews. Cancer	1474-175X	1474-1768	2001/10/1	
Nature reviews. Immunology	1474-1733	1474-1741	2001/10/1	
Nature reviews. Microbiology	1740-1526	1740-1534	2010	
Nature reviews. Molecular cell biology	1471-0072	1471-0080	2000	
Nature reviews. Neuroscience	1471-003X	1471-0048	2000/10/1	
Nephrology (Carlton, Vic.)	1320-5358	1440-1797	1997	
Nephrology, dialysis, transplantation	0931-0509	1460-2385	1996	
Neuro-oncology practice	2054-2577		2014	
Neurology	0028-3878	1526-632X	1995/1/1	
Neurology. Clinical practice	2163-0402	2163-0933	2011/12/1	
Neurology. Genetics		2376-7839	2015/6/1	
Neurology : neuroimmunology & neuroinflammation		2332-7812	2014/4/24	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Neuron (Cambridge, Mass.)	0896-6273	1097-4199	1995	
Neuro-oncology (Charlottesville, Va.)	1522-8517	1523-5866	1999	
Neurosurgery	0148-396X	1524-4040	1996	
Neurourology and urodynamics	0733-2467	1520-6777	1996	
New England journal of medicine	0028-4793	1533-4406	1990	
Nicotine & tobacco research	1462-2203	1469-994X	1999	
Notes and queries	0029-3970	1471-6941	1996	
Nutrition reviews	0029-6643	1753-4887	1996	
Obesity (Silver Spring, Md.)	1930-7381	1930-739X	2006	
Obstetrical & gynecological survey	0029-7828	1533-9866	1995/1/1	
Obstetrics and gynecology (New York. 1953)	0029-7844	1873-233X	1995/1/1	
Occupational and environmental medicine (London, England)	1351-0711	1470-7926	1994	
Occupational medicine (Oxford)	0962-7480	1471-8405	1996	
Opera quarterly	0736-0053	1476-2870	1996	
Operative neurosurgery (Hagerstown, Md.)	2332-4252	2332-4260	2005	
Ophthalmology (Rochester, Minn.)	0161-6420	1549-4713	1998	
Orthopaedic proceedings	1358-992X		2002/3/1	
OTA international : the open access journal of orthopaedic trauma		2574-2167	2018/5/1	
Otology & neurotology	1531-7129	1537-4505	2001/1/1	
Oxford art journal	0142-6540	1741-7287	1996	
Oxford economic papers	0030-7653	1464-3812	1996	
Oxford journal of law and religion	2047-0770	2047-0789	2012	
Oxford journal of legal studies	0143-6503	1464-3820	1996	
Oxford review of economic policy	0266-903X	1460-2121	1996	
Pacing and clinical electrophysiology	0147-8389	1540-8159	1997	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Paediatrics & child health	1205-7088		1996	
Pain medicine (Malden, Mass.)	1526-2375	1526-4637	2000	
Parliamentary affairs	0031-2290	1460-2482	1996	
Past & present	0031-2746	1477-464X	1996	
Pathogens and disease		2049-632X	2013	
Pathology international	1320-5463	1440-1827	1997	
Pediatric allergy and immunology	0905-6157	1399-3038	1997	
Pediatric anesthesia	1155-5645	1460-9592	1997	
Pediatric infectious disease journal	0891-3668	1532-0987	1996/1/1	
Pediatrics (Evanston)	0031-4005	1098-4275	1948/1/1	
Pediatrics international	1328-8067	1442-200X	1999	
Perspectives on public management and governance	2398-4910	2398-4929	2018	
Pharma medica	0289-5803		2015/3/1	
Philosophia mathematica	0031-8019	1744-6406	1996	
Philosophical quarterly	0031-8094	1467-9213	1996	
Physical therapy	0031-9023	1538-6724	1996	
Plant and cell physiology	0032-0781	1471-9053	1996	
Plant cell	1040-4651	1532-298X	1996	
Plant physiology (Bethesda)	0032-0889	1532-2548	1996	
Plastic and reconstructive surgery (1963)	0032-1052	1529-4242	1996/1/1	
Plastic and reconstructive surgery. Global open		2169-7574	2013/4/1	
Policing : a journal of policy and practice	1752-4512	1752-4520	2007	
Postgraduate medical journal	0032-5473	1469-0756	1925	
Practical neurology	1474-7758	1474-7766	2001	
Proceedings of the Aristotelian Society	0066-7374	1467-9264	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Protein engineering, design and selection	1741-0126	1741-0134	2004	
Psychiatric news	0033-2704	1559-1255	2001/1/1	
Psychiatric research and clinical practice		2575-5609	2019	
Psychosomatic medicine	0033-3174	1534-7796	1995/1/1	
Public health ethics	1754-9973	1754-9981	2008	
Public opinion quarterly	0033-362X	1537-5331	1996	
Public policy and aging report	1055-3037	2053-4892	1998	
Publications of the Astronomical Society of Japan	0004-6264		1996	
Publius	0048-5950	1747-7107	1996	
QJM : monthly journal of the Association of Physicians	1460-2725	1460-2393	1996	
Quarterly journal of economics	0033-5533	1531-4650	1996	
Quarterly journal of mathematics	0033-5606	1464-3847	1996	
Quarterly journal of mechanics and applied mathematics	0033-5614	1464-3855	1996	
Radiation protection dosimetry	0144-8420	1742-3406	1996	
Radiology	0033-8419	1527-1315	2009	
Refugee survey quarterly	1020-4067	1471-695X	1996	
Regional anesthesia and pain medicine	1098-7339	1532-8651	1998	
Reports of patent, design, and trade mark cases	0080-1364		1996	
Research evaluation	0958-2029	1471-5449	1996	
Respirology (Carlton, Vic.)	1323-7799	1440-1843	1997	
Retina (Philadelphia, Pa.)	0275-004X	1539-2864	2000/1/1	
Review of asset pricing studies	2045-9920	2045-9939	2011	
Review of Corporate Finance Studies	2046-9128	2046-9136	2012	
Review of economic studies	0034-6527	1467-937X	1996	
Review of English studies	0034-6551	1471-6968	1996	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Review of environmental economics and policy	1750-6816	1750-6824	2007	
Review of finance	1572-3097	1875-824X	2004	
Review of financial studies	0893-9454	1465-7368	1996	
Revue de droit uniforme	1124-3694	2050-9065	1996	
Rheumatology (Oxford, England)	1462-0324	1462-0332	1996	
Rhinology	0300-0729		1979	
Rihabilitēshon igaku	0034-351X		2008/1/1	
Schizophrenia bulletin	0586-7614	1745-1701	1996	
Science (American Association for the Advancement of Science)	0036-8075	1095-9203	1880/07/03	
Science & public policy	0302-3427	1471-5430	1996	
Screen (London)	0036-9543	1460-2474	1996	
Sexually transmitted diseases	0148-5717	1537-4521	1996/1/1	
Sexually transmitted infections	1368-4973	1472-3263	1998	
Shakespeare quarterly	0037-3222	1538-3555	1996	
Sleep (New York, N.Y.)	0161-8105	1550-9109	1996	
Sleep medicine	1389-9457	1878-5506	2000/2/1	
Social forces	0037-7732	1534-7605	1996	
Social history of medicine : the journal of the Society for the Social History of Medicine	0951-631X	1477-4666	1996	
Social politics	1072-4745	1468-2893	1996	
Social problems (Berkeley, Calif.)	0037-7791	1533-8533	1996	
Social science Japan journal	1369-1465	1468-2680	1998	
Social work (New York)	0037-8046	1545-6846	1996	
Social work research	1070-5309	1545-6838	1996	
Socio-economic review	1475-1461	1475-147X	2003	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Sociology of religion	1069-4404	1759-8818	1996	
Spine (Philadelphia, Pa. 1976)	0362-2436	1528-1159	1996/1/1	
Sports health	1941-7381	1941-0921	2009/1/1	
Statute law review	0144-3593	1464-3863	1996	
Stroke (1970)	0039-2499	1524-4628	1970/1/1	
Supplementary volume - Aristotelian Society	0309-7013	1467-8349	1996	
Surgery	0039-6060	1532-7361	1995	
Surgery today (Tokyo, Japan)	0941-1291	1436-2813	1997/1/1	
Surgical endoscopy	0930-2794	1432-2218	1997/1/1	
Systematic biology	1063-5157	1076-836X	1996	
Teaching mathematics and its applications	0268-3679	1471-6976	1996	
Therapeutic apheresis and dialysis	1744-9979	1744-9987	2003	
Thorax	0040-6376	1468-3296	1946	
Tobacco control	0964-4563	1468-3318	1992	
Toxicological sciences	1096-6080	1096-0929	1998	
Toxicology research (Cambridge)	2045-452X	2045-4538	2012	
Transactions of the Royal Society of Tropical Medicine and Hygiene	0035-9203	1878-3503	1996	
Translational behavioral medicine	1869-6716		2011	
Translational Metabolic Syndrome Research	2588-9303		2018	
Translational research : the journal of laboratory and clinical medicine	1931-5244	1878-1810	2006/7/1	
Transplantation	0041-1337	1534-6080	1996/1/15	
Transplantation direct		2373-8731	2015/2/1	
Tree physiology	0829-318X	1758-4469	1996	
Trusts & trustees	1363-1780		1996	
Urology (Ridgewood, N.J.)	0090-4295	1527-9995	1995	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
Western historical quarterly	0043-3810	1939-8603	1996	
Work, aging and retirement	2054-4642		2015	
World Bank economic review	0258-6770	1564-698X	1996	
World Bank research observer	0257-3032	1564-6971	1996	
Year book - Leo Baeck Institute	0075-8744	1758-437X	1996	
Yearbook of European law	0263-3264		1996	
Yearbook of international environmental law	0965-1721	2045-0052	1996	
year's work in critical and cultural theory	1077-4254	1471-681X	1996	
Year's work in English studies	0084-4144	1471-6801	1996	
Zoological journal of the Linnean Society	0024-4082	1096-3642	1996	
胸部外科	0021-5252		2004/1/1	
胃と腸	0536-2180		1966/4/1	
画像診断	0285-0524		2012/12/1	
眼科	0016-4488		2016/1/1	
がん看護	1342-0569		1996/4/1	
看護管理	0917-1355		1991/1/1	
看護教育	0047-1895		2000/1/1	
看護研究	0022-8370		2000/1/1	
感染制御と予防衛生	2433-4030		2017/9/1	
言語聴覚研究	1349-5828		2004/11/1	
検査と技術	0301-2611		2000/1/1	
公衆衛生	0368-5187		1946/10/1	
呼吸器ジャーナル	2432-3268		2017/2/1	
作業療法	0289-4920		1983/2/1	
作業療法ジャーナル	0915-1354		2013/1/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
産婦人科の実際	0558-4728		2016/1/1	
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	0914-3491		1988/1/1	
手術	0037-4423		2016/1/1	
循環器ジャーナル	2432-3284		2017/1/1	
小児科	0037-4121		2016/1/1	
日本内視鏡外科学会雑誌	1344-6703		2000	
臨床婦人科産科	0386-9865		1946/7/1	
助産雑誌	1347-8168		2003/1/1	
整形・災害外科	0387-4095		2016/1/1	
精神医学	0488-1281		1959/1/1	
精神看護	1343-2761		1998/1/1	
総合リハビリテーション	0386-9822		1973/1/1	
糖尿病	0021-437X		1958	
日本がん看護学会誌	0914-6423		1992/12/1	
日本災害看護学会誌	1345-0204		1999/7/1	
日本看護医療学会雑誌	1345-2606		1999/12/1	
日本看護科学会誌	0287-5330		1982/7/1	
日本看護診断学会誌（看護診断）	1341-3007		1996/3/1	
日本看護倫理学会誌	1883-244X		2008/11/1	
日本腎不全看護学会誌	1344-7327		1999/3/1	
日本糖尿病教育・看護学会誌	1342-8497		1997/3/1	
総合診療	2188-8051		2015/1/1	
Neurological Surgery 脳神経外科	0301-2603		1973/7/1	
皮膚科の臨床	0018-1404		2016/1/1	
皮膚病診療	0387-7531		2013/1/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

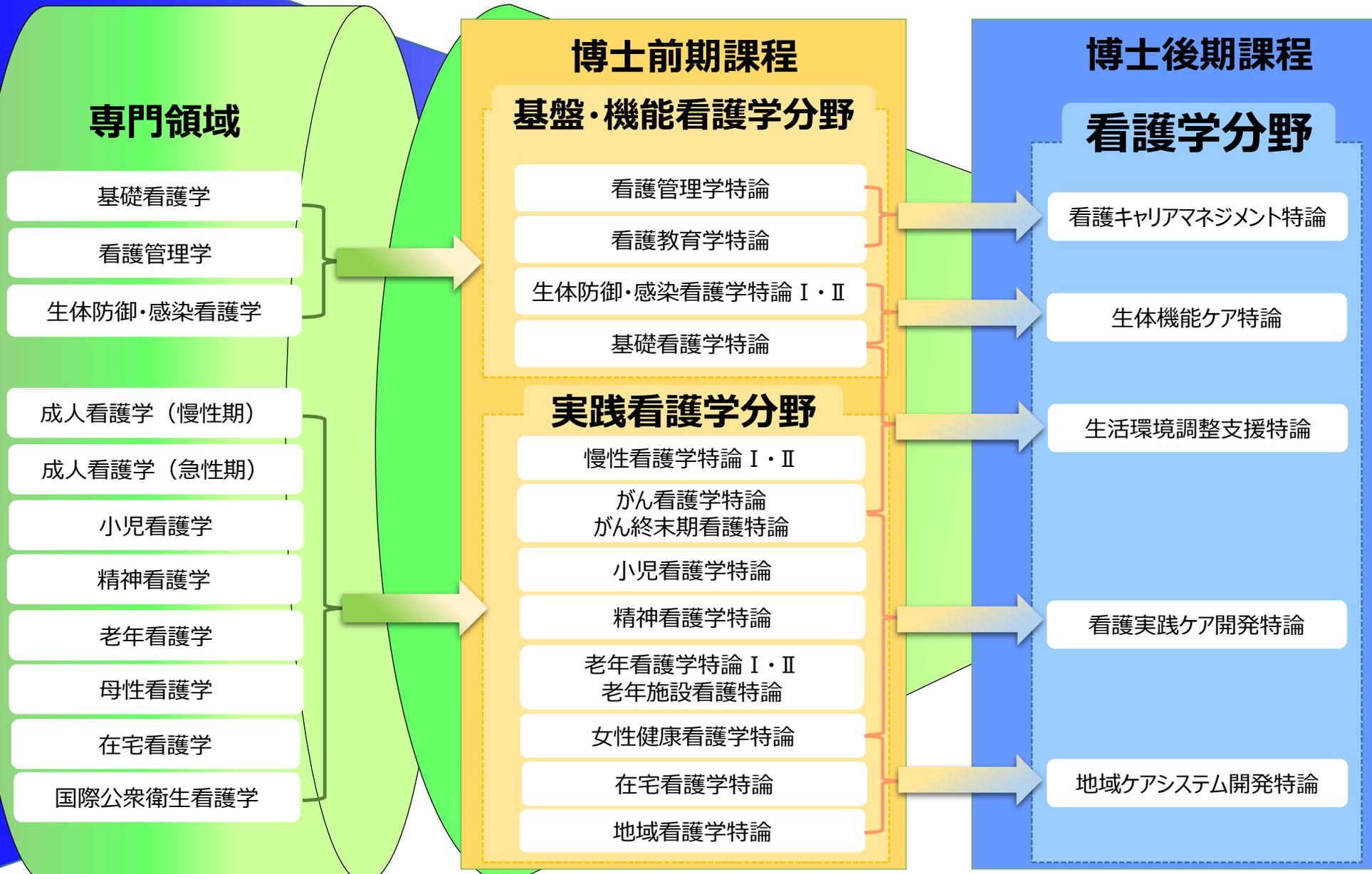
Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
病院	0385-2377		1949/7/1	
日本泌尿器科学会雑誌	0021-5287		2016	
感染対策ICTジャーナル	1881-4964		2017/1/1	
感染と抗菌薬	1344-0969		2017/3/1	
別冊整形外科	0287-1645		2000/10/1	
訪問看護と介護	1341-7045		1996/1/1	
保健師ジャーナル	1348-8333		2004/1/1	
理学療法ジャーナル	0915-0552		1989/1/1	
臨床画像	0911-1069		2017/1/1	
臨床検査	0485-1420		1957/4/1	
臨床消化器内科	0911-601X		2016/1/1	
臨床眼科	0370-5579		1947/4/1	
臨床放射線	0009-9252		2016/1/1	
臨床整形外科	0557-0433		1966/4/1	
臨床外科	0386-9857		1946/9/1	
臨床透析	0910-5808		2016/1/1	
臨床泌尿器科	0385-2393		1967/1/1	
臨床皮膚科	0021-4973		1967/1/1	
生体の科学	0370-9531		2000/2/1	
地域リハビリテーション	1880-5523		2015/1/1	
脊椎脊髄ジャーナル	0914-4412		2015/1/1	
関節外科 基礎と臨床	0286-5394		2017/1/1	
臨床雑誌内科	0022-1961		2001/1/1	
臨床雑誌外科	0016-593X		2001/1/1	
臨床雑誌整形外科	0030-5901		2001/1/1	

図書館所蔵電子ジャーナル一覧

Title	ISSN	eISSN	StartDate	EndDate
日本小児血液・がん学会雑誌	2187-011X		2015	

看護学部

大学院看護学研究科



獨協医科大学大学院看護学研究科長期履修制度の取扱い要領

平成24年4月1日制定

改正 平成27年4月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は獨協医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第3項の規定に基づき、獨協医科大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）における長期履修制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、本学研究科に入学する者及び本学研究科の在學生（課程修了予定年次の者を除く。）であって、次の各号の一に該当し、大学院学則第6条第1項に規定する標準修業年限内での修業が困難な者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 出産、育児、介護を行なう必要がある者
- (3) その他、看護学研究科教授会（以下「教授会」という。）において認められた者

(長期在学期間)

第3条 長期履修の期間（以下「長期在学期間」という。）は1年単位とし、博士前期課程は3年、博士後期課程は5年を上限とする。

2 休学の期間は、前項の長期在学期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに、看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）

(長期在学期間の変更)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）のうち、入学時に認められた者が、当該長期在学期間の短縮を希望する場合には、短縮される履修年度が始まる直前の2月中に、長期在学期間短縮申請書（様式第2号）を研究科長に提出するものとする。

2 長期在学期間の短縮は在学中1回に限るものとし、短縮を認めることのできる期間は、大学院学則第6条第1項に規定する標準修業年限までとする。

3 長期履修学生のうち、在学中に長期履修を申請し、これを認められた者については、当該履修期間の短縮を認めない。

4 長期在学期間の延長は認めない。

(許可)

第6条 第4条及び前条第1項の申請に対しては、教授会の議を経て、学長が許可し、本人へ許可証を交付する。

(長期履修の許可の取り消し)

第7条 長期履修学生が、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第8条 長期履修を許可された学生の授業料は、標準修業年限分の授業料の合計額を、長期履修年数に応じて分割納入するものとする。

2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定年度から新授業料を適用する。

3 長期履修期間の短縮を認められた場合には、標準修業年限分の授業料から納入済額を差し引き清算するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

(様式第2号)

博士後期課程 授業時間割

1時限 9:00～10:30 2時限10:40～12:10 3時限 13:00～14:30 4時限 14:40～16:10
5時限 16:20～17:50 6時限 18:00～19:30 7時限 19:40～21:10

【前期】

	月	火	水	木	金	土
1						
2			看護学研究特論		生活環境調整支援特論	
3		看護学教育特論	看護実践ケア開発特論 生体機能ケア特論	看護キャリアマネジメント特論		
4			地域ケアシステム開発特論			
5						
6						
7	看護実践ケア開発特論 生活環境調整支援特論	地域ケアシステム開発特論 看護キャリアマネジメント特論	看護学教育特論	生体機能ケア特論	看護学研究特論	

【後期】

	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4	看護倫理特論					
5						
6						
7	看護倫理特論					

教育課程毎の1週間当たりの担当コマ数一覧

		前期				後期				合計
		学部	博士 前期	博士 後期	計	学部	博士 前期	博士 後期	計	
1	山口 教授	6	9	3	18	1	6	2	9	27
2	丸山 特任教授	0	8	4	12	0	15	2	17	29
3	小西敏 教授	5	9	5	19	2	8	2	12	31
4	関根 教授	4	9	4	17	1	10	2	13	30
5	金子教授	2	11	4	17	1	11	3	15	32
6	松永 特任教授	0	5	4	9	0	4	2	6	15
7	宮本 教授	5	1	3	9	5	0	2	7	16
8	小西美 准教授	5	5	3	13	1	4	2	7	20
9	板倉 教授	9	6	3	18	6	4	2	12	30
10	鈴木 准教授	4	9	1	14	3	11	0	14	28
11	礒山 教授	9	5	1	15	0	4	0	4	19
12	大野 教授	4	4	3	11	6	4	2	12	23
13	花里 教授	5	10	3	18	2	8	2	12	30
14	守田 特任教授	3	5	3	11	6	4	2	12	23
15	西連地 学内教授	1	5	3	9	2	5	2	9	18
16	丸井 准教授	5	6	3	14	1	6	2	9	23
17	河野 准教授	8	2	1	11	5	2	0	7	18
18	西岡 准教授	8	2	1	11	0	2	0	2	13

博士後期課程担当教員 授業時間割 【山口教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B ふれあい実習 (1単位・45時間) B 総合実習 (2単位・90時間)
2		B 看護研究Ⅱ		B 看護研究Ⅱ	B 看護管理(2コマ)		
3	B 看護管理(3コマ)			B 看護管理(3コマ)		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
4				D 看護キャリアマネジメント特論 (全15コマ中11コマ担当)	B チーム医療論(3コマ)	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
5	M 看護管理・政策論(8コマ)			M 保健医療福祉特論			
6	M 看護管理・政策論(7コマ) M 看護管理特論(8コマ)			D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ		
7	M 看護管理特論(7コマ)			D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ		

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							
2				B 看護研究Ⅱ			
3						M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
4		M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ				M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
5	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ					
6	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ			D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			
7				D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			

博士後期課程担当教員 授業時間割 【丸山教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】 (博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

月	火	水	木	金	土	その他
1						M 感染症患者の看護臨床実習Ⅱ (2単位・90時間)
2		D 看護学研究特論 (全8コマ中4コマ担当)				M 感染症患者の看護臨床実習Ⅲ (3単位・135時間)
3		D 生体機能ケア特論 (全15コマ中7コマ担当)				M 地域感染制御保健学実習 (2単位・90時間)
4			M 看護研究I			
5	M 生体防御・感染看護学特論Ⅱ M 生体防御・感染看護学特論Ⅰ	M 課題研究	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
6		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
7		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ				

【後期】

月	火	水	木	金	土	その他
1						M 感染看護管理学実習 (2単位・90時間)
2		M 感染看護管理学				M 感染症患者の看護臨床実習Ⅰ (1単位・45時間)
3		M 感染看護管理学 M 生体防御・感染看護学演習Ⅰ				
4	M 生体防御・感染看護学特論Ⅲ M 地域感染制御保健学特論	M 生体防御・感染看護学演習Ⅰ M 生体防御・感染看護学演習Ⅱ				
5	M 生体防御・感染看護学特論Ⅲ M 地域感染制御保健学特論	M 生体防御・感染看護学演習Ⅱ	M 課題研究			
6		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
7		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		

博士後期課程担当教員 授業時間割 【小西敏教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 実践看護学演習 I	B 卒業研究	B 終末期看護援助論(6コマ)	B 実践看護学演習 I			B 総合実習 (2単位・90時間)
2	B 看護研究方法論(5コマ)		D 看護学研究特論 (全8コマ中4コマ担当)		D 生活環境調整支援特論 (全15コマ中6コマ担当)		M がん看護学実習 II (4単位・180時間)
3	M がん看護学特論 II	M がん看護特論 III	D 看護実践ケア開発特論 (全15コマ中3コマ担当)	M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II		M がん看護学実習 III (3単位・135時間)
4	M がん看護学特論	M 課題研究		M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II		M がん看護学実習 IV (1単位・45時間)
5	M がん終末期看護特論					D 博士特別研究 I・II・III	
6						D 博士特別研究 I・II・III	
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1		B 卒業研究	B がん看護援助論(8コマ)				B 急性期看護学実習 (3単位・135時間)
2	M がん看護学特論 V			M がん看護学特 VI(15コマ)			M がん看護学実習 I (2単位・90時間)
3	M 課題研究	M がん看護学特論 VI		M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II		
4				M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II		
5						D 博士特別研究 I・II・III	
6						D 博士特別研究 I・II・III	
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【関根教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 実践看護学演習 I			M 精神看護学特論		M 特別研究 I・II	B 総合実習 (2単位・90時間)
2	B 実践看護学演習 I		D 看護学研究特論 (全8コマ中4コマ担当)	M 精神看護学特論 I	B 精神看護援助論	M 特別研究 I・II	B 看護研究 II (2単位・60時間)
3	M 実践看護学演習 I・II		D 看護実践ケア開発特論 (全15コマ中4コマ担当)		M 精神看護学特論 II	D 博士特別研究 I・II・III	M 精神看護学実習 II (2単位・90時間)
4	M 実践看護学演習 I・II				M 精神看護学特論 IV	D 博士特別研究 I・II・III	M 精神看護学実習 III (4単位・180時間)
5			B 卒業研究		M 課題研究		M 精神看護学実習 VI (2単位・90時間)
6							
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1						M 特別研究 I・II	B 精神看護学実習 (2単位・90時間)
2					M 精神看護学特論 III	M 特別研究 I・II	M 精神看護学実習 I (2単位・90時間)
3				M 精神看護学演習	M 精神看護学特論 V	D 博士特別研究 I・II・III	
4				M 精神看護学演習	M 精神看護学特論 VIII	D 博士特別研究 I・II・III	
5		M 実践看護学演習 I・II	B 卒業研究	M 課題研究			
6		M 実践看護学演習 I・II					
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【金子教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】 (博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1						M 特別研究 I・II	M 老年看護学実習 I (6単位・270時間) M 老年看護学実習 II (4単位・180時間)
2						M 特別研究 I・II	
3		D 看護学教育特論	D 看護実践ケア開発特論	B 高齢者看護支援論		D 博士特別研究 I・II・III	
4			B 卒業研究			D 博士特別研究 I・II・III	
5						M 課題研究	
6		M 老年看護学特論 I	M 看護教育学	M 老年看護学特論 I	M 実践看護学演習 I・II		
7		M 老年看護学特論 II	M 老年看護学特論 III	M 老年施設看護特論	M 実践看護学演習 I・II		

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1						M 特別研究 I・II	B 高齢者看護学実習 (3単位・135時間)
2						M 特別研究 I・II	
3						D 博士特別研究 I・II・III	
4	D 看護倫理特論		B 卒業研究			D 博士特別研究 I・II・III	
5						M 課題研究	
6	M 老年看護学特論 IV		M 老年看護学演習 I	M 老年看護学演習 II	M 実践看護学演習 I・II		
7	M 老年看護学特論 V		M 老年看護学演習 I	M 老年看護学演習 II	M 実践看護学演習 I・II		

博士後期課程担当教員 授業時間割 【松永教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1							
2							
3		D 看護学教育特論 (全8コマ中6コマ担当)					
4				D 看護キャリアマネジメント特論 (全15コマ中10コマ担当)			
5		M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ			M 看護教育学		
6		M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		
7				D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							
2							
3							
4							
5		M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ					
6		M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		
7				D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		

博士後期課程担当教員 授業時間割 【宮本教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	(大学病院・診療業務)	(学外勤務・診療業務)		(大学病院・診療業務)	(大学病院・診療業務)		・月・木・金の午前中は 大学病院睡眠医療セ ンター勤務 ・火は、3時限以外は学 外勤務
2	(大学病院・診療業務)	(学外勤務・診療業務)		(大学病院・診療業務)	(大学病院・診療業務)		
3			D 生体機能ケア特論 (全15コマ中6コマ担当)				
4	B 薬理学	(学外勤務・診療業務)		B 病態治療学 I	B 病態治療学 II		
5		(学外勤務・診療業務)	M 老年看護学特論III	B 病態治療学 II	B 病態治療学 I		
6		(学外勤務・診療業務)			D 博士特別研究 I・II・III		
7		(学外勤務・診療業務)			D 博士特別研究 I・II・III		

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1	(大学病院・診療業務)	(学外勤務・診療業務)		(大学病院・診療業務)	(大学病院・診療業務)		・月・木・金の午前中は 大学病院睡眠医療セ ンター勤務 ・火は、3時限以外は学 外勤務
2	(大学病院・診療業務)	(学外勤務・診療業務)		(大学病院・診療業務)	(大学病院・診療業務)		
3							
4	B 病態治療学III	(学外勤務・診療業務)		B 病態治療学III	B 病態治療学III		
5		(学外勤務・診療業務)		B 病態治療学III	B 病態治療学III		
6		(学外勤務・診療業務)			D 博士特別研究 I・II・III		
7		(学外勤務・診療業務)			D 博士特別研究 I・II・III		

博士後期課程担当教員 授業時間割 【小西美准教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 実践看護学演習Ⅱ						B 総合実習 (2単位・90時間)
2	B 実践看護学演習Ⅱ						
3			D 看護実践ケア開発特論 (全15コマ中3コマ担当)	B 小児看護支援論		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
4						D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
5		B 基礎ゼミナールⅠ		B 卒業研究			
6	M 小児看護学特論	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			
7		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 小児看護学実習 (2単位・90時間)
2							
3						D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
4						D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
5				B 卒業研究			
6		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			
7		M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			

博士後期課程担当教員 授業時間割 【板倉教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B フィジカルアセスメント	B 卒業研究					B 総合実習 (2単位・90時間)
2		B 看護学原論		M フィジカルアセスメント	D 生活環境調整支援特論 (全15コマ中6コマ担当)		
3		B 日常生活援助論		B 看護過程展開論	B 看護学原論		
4	B 日常生活援助論	B 日常生活援助論					
5	B 日常生活援助論		D 博士特別研究 I・II・III	M 特別研究 I・II	M 基盤・機能看護学演習 I・II		
6	M 基礎看護学特論		D 博士特別研究 I・II・III	M 特別研究 I・II	M 基盤・機能看護学演習 I・II		
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 看護理論	B 卒業研究					B 基礎看護学実習 I (1単位・45時間)
2							B 基礎看護学実習 II (2単位・90時間)
3		M 特別研究 I・II		B 診断－治療援助論	B 診断－治療援助論		
4		M 特別研究 I・II		B 診断－治療援助論	B 診断－治療援助論		
5		M 基盤・機能看護学演習 I・II	D 博士特別研究 I・II・III				
6		M 基盤・機能看護学演習 I・II	D 博士特別研究 I・II・III				
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【鈴木准教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 実践看護学演習 I						B 総合実習 (2単位・90時間)
2	B 実践看護学演習 I				D 生活環境調整支援特論 (全15コマ中7コマ担当)		B 基礎ゼミナール I (1単位・30時間)
3						M 実践看護学演習 I・II	M 慢性期看護学実習 II (2単位・90時間)
4	B 卒業研究				M 慢性看護学特論 V	M 実践看護学演習 I・II	M 慢性期看護学実習 III (4単位・180時間)
5		B 成人看護支援論	M 慢性看護学特論 II		M 課題研究		M 慢性期看護学実習 IV (2単位・90時間)
6	M 慢性看護学特論 I	M 慢性看護学特論 I			M 特別研究 I・II		M 臨床看護病態生理学 (2単位・30時間)
7					M 特別研究 I・II		

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 慢性期看護学実習 (2単位・90時間)
2							M 慢性期看護学実習 I (2単位・90時間)
3					B 慢性期看護学援助論	M 実践看護学演習 I・II	
4			M 慢性看護学特論 II 演習		B 慢性期看護学援助論	M 実践看護学演習 I・II	
5	B 卒業研究	M 慢性看護学特論 III	M 慢性看護学特論 II 演習		M 課題研究		
6	M 慢性看護学特論 II		M 慢性看護学特論 III 演習		M 特別研究 I・II		
7			M 慢性看護学特論 III 演習		M 特別研究 I・II		

博士後期課程担当教員 授業時間割 【礒山教授】

(A):専攻科、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	A 助産管理学	A 助産学研究	A 助産診断・技術学Ⅱ	A 助産診断・技術学Ⅲ	A 地域母子保健		
2		A 助産診断・技術学Ⅰ					
3	A 助産学概論			A 助産診断・技術学演習			
4			D 地域ケアシステム開発特論 (全15コマ中6コマ担当)	A 助産診断・技術学演習			
5	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ						
6	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	M 女性健康看護学特論		
7				M 特別研究Ⅰ・Ⅱ			

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							A 助産学実習Ⅰ (1単位・45時間)
2							A 助産学実習Ⅱ (10単位・450時間)
3							A 助産学実習Ⅲ (1単位・45時間)
4							
5	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ						
6	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			M 特別研究Ⅰ・Ⅱ			
7				M 特別研究Ⅰ・Ⅱ			

博士後期課程担当教員 授業時間割 【大野教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1		B 学校保健と産業保健					B 総合実習 (2単位・90時間) B 健康看護支援論実習 (3単位・135時間)
2	B 公衆衛生看護展開論	B 公衆衛生看護管理					
3				B 卒業研究			
4			D 地域ケアシステム開発特論 (全15コマ中6コマ担当)			M 実践看護学演習 I・II	
5						M 実践看護学演習 I・II	
6			M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			
7			M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1		B 保健医療福祉行政論					
2	B 公衆衛生看護支援論				B 公衆衛生看護方法論		
3		B 公衆衛生看護管理		B 卒業研究			
4						M 実践看護学演習 I・II	
5	B 地域診断					M 実践看護学演習 I・II	
6		M 特別研究 I・II		D 博士特別研究 I・II・III			
7		M 特別研究 I・II		D 博士特別研究 I・II・III			

博士後期課程担当教員 授業時間割 【花里教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 在宅看護援助論					M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	B 総合実習 (2単位・90時間) M 在宅看護学実習Ⅰ (2単位・90時間) M 在宅看護学実習Ⅱ (3単位・135時間) M 在宅看護学実習Ⅲ (3単位・135時間) M 在宅看護学実習Ⅳ (2単位・90時間)
2						M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
3				B 卒業研究		M 課題研究	
4	B 実践看護学演習Ⅰ	B 実践看護学演習Ⅰ	D 地域ケアシステム開発特論 (全15コマ中6コマ担当)	M 在宅看護学特論Ⅲ		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
5		B 卒業研究	M 在宅看護学特論	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
6		M 臨床看護病態生理学	M 在宅看護学特論Ⅰ	M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ			
7			M 在宅看護学特論Ⅱ				

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1					B 実践看護学概論	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	B 在宅看護学実習 (2単位・90時間)
2	B 卒業研究					M 特別研究Ⅰ・Ⅱ	
3						M 課題研究	
4						D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
5	M がん看護学特論Ⅳ演習	M 在宅看護学特論Ⅳ	M 在宅看護学特論Ⅳ		M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
6					M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ		
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【守田教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 総合実習 (2単位・90時間) B 健康看護支援論実習 (3単位・135時間)
2	B 公衆衛生看護展開論	B 公衆衛生看護管理					
3							
4			D 地域ケアシステム開発特論 (全15コマ中6コマ担当)				
5		M 実践看護学演習 I・II			B 基礎ゼミナール		
6		M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			
7	M 地域看護学特論		M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1					B 公衆衛生看護支援論		
2		B 公衆衛生看護支援論			B 公衆衛生看護方法論		
3					B 実践看護学概論		
4							
5	B 地域診断	M 実践看護学演習 I・II			B 地域診断		
6		M 実践看護学演習 I・II	M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			
7			M 特別研究 I・II	D 博士特別研究 I・II・III			

博士後期課程担当教員 授業時間割 【西連地教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B ふれあい実習 (1単位・45時間) B 総合実習 (2単位・90時間)
2			D 看護学研究特論 (全8コマ中4コマ担当)	B 統計学			
3							
4							
5	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ			M 特別研究Ⅰ・Ⅱ			
6	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	M 保健統計学	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ			
7		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ					

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							
2							
3	B 公衆衛生学	B 疫学・保健統計					
4							
5	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ				M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		
6	M 基盤・機能看護学演習Ⅰ・Ⅱ	D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		M 看護研究Ⅱ	M 特別研究Ⅰ・Ⅱ		
7		D 博士特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ					

博士後期課程担当教員 授業時間割 【丸井准教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 基礎ゼミナール I			B 実践看護学演習 II			B 総合実習 (2単位・90時間) M 老年看護学実習 I (6単位・270時間) M 老年看護学実習 II (4単位・180時間)
2				B 実践看護学演習 II			
3			D 看護実践ケア開発特論 (全15コマ中4コマ担当)				
4	B 高齢者看護支援論		B 卒業研究	D 博士特別研究 I・II・III			
5		M 老年看護学特論 II	M 老年看護学特論 I	D 博士特別研究 I・II・III	M 実践看護学演習 I・II		
6		M 老年看護学特論 II	M 老年看護学特論 III		M 実践看護学演習 I・II		
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 高齢者看護学実習 (3単位・135時間)
2							
3							
4			B 卒業研究	D 博士特別研究 I・II・III			
5		M 老年看護学特論 IV	M 老年看護学特論 V	D 博士特別研究 I・II・III	M 実践看護学演習 I・II		
6		M 老年看護学演習 I	M 老年看護学演習 II		M 実践看護学演習 I・II		
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【河野准教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1					B フィジカルアセスメント		B 総合実習 (2単位・90時間) B ふれあい実習 (1単位・45時間) B 卒業研究 (2単位・60時間)
2		B 看護学原論					
3		B 日常生活援助論	D 生体機能ケア特論 (全15コマ中6コマ担当)	B 日常生活援助論			
4		B 日常生活援助論		B 日常生活援助論			
5	B 看護過程展開論	B 基礎ゼミナール I	M 基盤・機能看護学演習 I・II				
6			M 基盤・機能看護学演習 I・II				
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 基礎看護学実習 I (1単位・45時間) B 基礎看護学実習 II (2単位・90時間) B 卒業研究 (2単位・60時間)
2							
3				B 診断-治療援助論	B 診断-治療援助論		
4				B 診断-治療援助論	B 診断-治療援助論		
5		B 看護理論	M 基盤・機能看護学演習 I・II				
6			M 基盤・機能看護学演習 I・II				
7							

博士後期課程担当教員 授業時間割 【西岡准教授】

(B):学部、(M):博士前期課程、(D):博士後期課程

【前期】

(博士後期課程の時間割は、実際に入学した学生の事情により昼夜間の調整をする。本資料は昼間開講の時間割を示している。)

	月	火	水	木	金	土	その他
1	B 実践看護学演習Ⅱ	B 在宅看護援助論		B 実践看護学演習Ⅱ	B 母性看護支援論		B 総合実習 (2単位・90時間) B ふれあい実習 (1単位・45時間) B 基礎ゼミナールⅠ (2単位・90時間) B 卒業研究 (2単位・90時間)
2	B 実践看護学演習Ⅱ			B 実践看護学演習Ⅱ			
3			D 看護実践ケア開発特論 (全15コマ中3コマ担当)				
4		B ヘルスプロモーション論		B 母性看護支援論			
5			M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ				
6			M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ				
7							

【後期】

	月	火	水	木	金	土	その他
1							B 母性看護学実習 (2単位・90時間)
2							
3							
4							
5			M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ				
6			M 実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ				
7							

令和3年度 講習会開催 予定

SDセンター

開催期間	研修名	対象者	担当部門	主催/共催
4/1	入職者オリエンテーション (3病院看護部共通 新入職者研修含)	入職者対象(埼玉、日光はテレビ会議システム)	職員研修部門	共催
4/1~3/31	看護師特定行為研修(4期生)	看護師免許を有してから通算5年以上の実務を行った者等	看護教育部門	主催
4/1~3/31	RQI(蘇生の「質」改善)	医療従事者(医師除く)対象	看護教育部門	主催
5/26	医学教育講習会(春季)	全教員(医科大学)	教員研修部門	共催
5/29	JMECC(埼玉医療センター)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
5月	放射線等安全取扱講習会Web版	全教職員	教員研修部門	共催
5月~3月(6日間)	大学・部課長級SD研修	大学所属の事務系職員(課長補佐以上)	職員研修部門	主催
5月~1月(20日間)	BLSプロバイダーコース	本学医療従事者	看護教育部門	主催
6/1~2/25	令和2年度 認知症看護認定看護師教育課程(3期生)	看護師免許を有してから通算5年以上の実務を行った者等	看護教育部門	主催
6/24、6/25	認知症疾患患者の理解と看護実践プログラム	看護師(他施設者含)	看護教育部門	主催
6/26	JMECC(大学病院)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
6/27	ICLS	本学医療従事者	資格管理部門	主催
7/8	ハートセイバーCPR AED	事務員・多職種等	職員研修部門	主催
7/8、7/9	ファミリー&フレンズCPRコース	事務員・多職種等	職員研修部門	主催
7/10、9/11	入退院支援看護師養成講習会(大学病院)	自部署にて退院支援及び退院調整の業務にあたる看護職者	看護教育部門	主催
8/23	看護補助者活用推進フォローアップ研修	本学3病院看護部管理者(主任以上)	看護教育部門	主催
8/24	看護補助者活用推進フォローアップ研修	本学3病院看護部管理者(主任以上)	看護教育部門	主催
8/27	看護補助者活用推進研修	本学3病院看護部管理者(主任以上)	看護教育部門	主催
8月	J-MELSベーシックコース(日本母体救急システム)	産科医・助産師・看護師	資格管理部門	主催
8月	JMECC(埼玉医療センター)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
8月	中心静脈カテーテル挿入研修会	医師(臨床研修医を含む)	教員研修部門	主催
8月	令和2年度 決算説明会	本学教職員	職員研修部門	共催
9/30~11月上旬(8日間)	医療安全管理者養成講習会	医療安全管理者の任にあたり、今後その役割を担う予定の者で、本学教職員として勤務期間3年以上の者	職員研修部門	主催
10/1~次年度	看護師特定行為研修(5期生)	看護師免許を有してから通算5年以上の実務を行った者等	看護教育部門	主催
10/16、10/17	ELNEC-J(大学病院)	終末期に携わる看護職員(他施設者含)	看護教育部門	主催
10月	医学教育講習会(秋季)	全教職員	教員研修部門	共催
12/2~2/15	実習指導者講習会(大学病院)	実習指導者を行うもの、または今後実習指導者の予定にある者で、保健師、助産師、看護師として3年以上の業務経験を有する者。	看護教育部門	主催
12月	JMECC(大学病院)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
12月	ICLS	本学看護師	資格管理部門	主催
12月	LGBTに関する研修会	全教職員・学生	教員研修部門	主催
12月	入退院支援看護師養成講習会(埼玉医療センター)	自部署にて退院支援及び退院調整の業務にあたる看護職者	看護教育部門	主催
1月	JMECC(埼玉医療センター)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
2月	JMECC(大学病院)	本学内科系教員(医師)	資格管理部門	主催
2月	ICLS	本学看護師	資格管理部門	主催
2月	ELNEC-J(埼玉医療センター)	終末期に携わる看護職員(他施設者含)	看護教育部門	主催
2月	セデーションオンラインコース	医師(麻酔科・救命医を除く)	教員研修部門	主催
2月	教育セミナー オンデマンド	全教職員・学生	職員研修部門	主催
3月	J-MELSベーシックコース(日本母体救急システム)	産科医・助産師・看護師	資格管理部門	主催
計	38コース			

灰色セルは予定

令和3年度教員の組織的な研修等の取り組み実績

7月21日	第1回新任教員の研究紹介 (研究推進委員会共催)
8月2日～ 8月31日	Webセミナー「現象学に親しむ」第二部 (研究推進委員会共催)
8月6日	教員研修会
9月2日	令和2年度看護学部共同研究費による研究助成 成果報告会 (研究推進委員会共催)
11月11日	第1回教育研修会「授業設計」
1月6日	第2回教育研修会「授業設計」
2月22日	第2回新任教員の研究紹介 (研究推進委員会共催)
3月22日	新たな倫理指針制定の背景と研究倫理
3月10日	第3回教育研修会「授業設計」

*ピアレビュー開講授業 全11回

(6/8、6/15、6/21、7/12、7/15、10/7、10/22、11/1、11/4、12/16、1/6)